

## 令和4年壱岐市議会定例会3月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び議決結果一覧 .....	2
一般質問通告者及び質問事項一覧 .....	4
第1日（3月4日 金曜日）	
議事日程表（第1号） .....	5
出席議員及び説明のために出席した者 .....	6
再 開（開議） .....	7
会議録署名議員の指名 .....	7
審議期間の決定 .....	7
諸般の報告 .....	8
施政方針 .....	8
議案説明	
報告第2号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第16号）の専決処分の報告について .....	24
報告第3号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について .....	25
議案第6号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....	27
議案第7号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について .....	27
議案第8号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について .....	28
議案第9号 壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について .....	28
議案第10号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について .....	29
議案第11号 壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について .....	30
議案第12号 壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について .....	30
議案第13号 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について .....	31
議案第14号 市道路線の認定について .....	32
議案第15号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号） .....	32
議案第16号 令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	

.....	3 6
議案第 1 7 号 令和 3 年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	.....
.....	3 7
議案第 1 8 号 令和 3 年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	.....
.....	3 8
議案第 1 9 号 令和 4 年度壱岐市一般会計予算	.....
.....	3 9
議案第 2 0 号 令和 4 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	.....
.....	4 5
議案第 2 1 号 令和 4 年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	.....
.....	4 6
議案第 2 2 号 令和 4 年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	.....
.....	4 7
議案第 2 3 号 令和 4 年度壱岐市下水道事業特別会計予算	.....
.....	4 9
議案第 2 4 号 令和 4 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	.....
.....	5 0
議案第 2 5 号 令和 4 年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	.....
.....	5 1
議案第 2 6 号 令和 4 年度壱岐市水道事業会計予算	.....
.....	5 2

第 2 日（3 月 8 日 火曜日）

議事日程表（第 2 号）	.....	5 5
出席議員及び説明のために出席した者	.....	5 6
議案に対する質疑		
報告第 2 号 令和 3 年度壱岐市一般会計補正予算（第 1 6 号）の専決処分の報告について	.....	5 7
報告第 3 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	.....	5 7
議案第 6 号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	.....	5 7
議案第 7 号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	.....	5 7
議案第 8 号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	.....	5 7
議案第 9 号 壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について	.....	5 7
議案第 1 0 号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	.....	6 6
議案第 1 1 号 壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について	.....	6 6
議案第 1 2 号 壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について	.....	6 6
議案第 1 3 号 壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	.....	6 8

議案第14号	市道路線の認定について	68
議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)	68
議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	69
議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	69
議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	69
議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	69
議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	69
議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	69
議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	69
議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	69
議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	69
議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	69
議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	69
委員会付託(議案)		69
予算特別委員会の設置		69
市長提出追加議案の審議(説明、質疑)		
議案第27号	損害賠償の額の決定について	70
委員会付託(議案)		73

### 第3日(3月9日 水曜日)

議事日程表(第3号)	75	
出席議員及び説明のために出席した者	75	
議員提出議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)		
発議第1号	ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議	
について	76	
一般質問	77	
15番	土谷 勇二 議員	77
12番	鵜瀬 和博 議員	90
1番	森 俊介 議員	103
4番	山口 欽秀 議員	114

第4日（3月10日 木曜日）

議事日程表（第4号） .....	1 2 7
出席議員及び説明のために出席した者 .....	1 2 7
一般質問 .....	1 2 8
7番 植村 圭司 議員 .....	1 2 8
6番 山川 忠久 議員 .....	1 4 2
8番 清水 修 議員 .....	1 4 8
3番 武原由里子 議員 .....	1 5 9

第5日（3月11日 金曜日）

議事日程表（第5号） .....	1 7 1
出席議員及び説明のために出席した者 .....	1 7 1
一般質問 .....	1 7 2
9番 赤木 貴尚 議員 .....	1 7 2
14番 市山 繁 議員 .....	1 8 5

第6日（3月23日 水曜日）

議事日程表（第6号） .....	1 9 9
出席議員及び説明のために出席した者 .....	2 0 0
委員長報告、委員長に対する質疑 .....	2 0 1
議案に対する討論、採決	
議案第6号  壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について .....	2 0 4
議案第7号  壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について .....	2 0 5
議案第8号  壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について .....	2 0 5
議案第9号  壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について .....	2 0 6
議案第10号  壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について .....	2 0 7
議案第11号  壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について .....	2 0 7
議案第12号  壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について .....	2 0 7

議案第13号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	207
議案第14号	市道路線の認定について	207
議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)	207
議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	208
議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	209
議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	209
議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	210
議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	211
議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	212
議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	213
議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	213
議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	214
議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	214
議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	214
議案第27号	損害賠償の額の決定について	215
市長提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)		
同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	215
同意第2号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	216
同意第3号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	216
同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	216
同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	216
議員派遣の件		217
議員提出追加議案の審議(説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決)		
発議第2号	白川博一壱岐市長に対する不信任決議案	218
市長の挨拶		222
散会		223
資料		
議員派遣の件		225

令和4年壱岐市議会定例会3月会議を、次のとおり開催します。

令和4年2月25日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

- 1 期 日 令和4年3月4日（金）
- 2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和4年壱岐市議会定例会3月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	3月 4日	金	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○施政方針 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	3月 5日	土	休 会	(閉庁日)
3	3月 6日	日		
4	3月 7日	月		
5	3月 8日	火	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
6	3月 9日	水		○一般質問
7	3月10日	木		○一般質問
8	3月11日	金		○一般質問 ○予算発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
9	3月12日	土	休 会	(閉庁日)
10	3月13日	日		
11	3月14日	月	委員会	○常任委員会
12	3月15日	火	休 会	
13	3月16日	水	委員会	○予算特別委員会
14	3月17日	木	休 会	(閉庁日)
15	3月18日	金		
16	3月19日	土		
17	3月20日	日		
18	3月21日	月		
19	3月22日	火		
20	3月23日	水	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決） ○散会

令和4年壱岐市議会定例会3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第2号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第16号)の専決処分の報告について	—	報告済 (3/8)
報告第3号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	—	報告済 (3/8)
発議第1号	ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議について	省 略	原案のとおり可決 (3/9)
議案第6号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第7号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第8号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第9号	壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第10号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第11号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第12号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第13号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第14号	市道路線の認定について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)

令和4年壱岐市議会定例会3月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
議案第27号	損害賠償の額の決定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (3/23)
同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	省 略	同 意 (3/23)
同意第2号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3/23)
同意第3号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3/23)
同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3/23)
同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	省 略	同 意 (3/23)
	議員派遣の件	—	原案のとおり決定 (3/23)
発議第2号	白川博一壱岐市長に対する不信任決議案	省 略	否 決 (3/23)

令和4年壱岐市議会定例会3月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	8	8			
予算	12	12			
その他	7	7			
報告	2	2			
決算認定 (内前回継続)					
計	29	29			

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議 (条例制定) (一部改正)				
発議 (意見書)				
決議・その他	2	1	1	
計	2	1	1	
請願・陳情等 (内前回継続)				
計				



令和4年壱岐市議会定例会3月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
3月9日 (水)	1	土谷 勇二	離島振興法改正延長について	77～89
			高齢者の交通手段について	
			安全な通学路確保について	
	2	鵜瀬 和博	新型コロナウイルス感染症の対応について 市長特別表彰について	90～102
3	森 俊介	I PMの登記場所について	103～114	
		裁判所と議会での” 法人と個人” についての矛盾する発言について		
		元壱岐産業従業員への賠償について なぜ一般職員が行ったらクビの事案で、市長は減俸10%なのか？		
4	山口 欽秀	健やかな子どもの成長、豊かな教育への支援について 人口減少対策について	114～126	
3月10日 (木)	5	植村 圭司	芦辺港と壱岐空港の整備方針について	128～141
			中学校の通学方法について	
	6	山川 忠久	壱岐市の犬猫保護の取り組みについて	142～148
	7	清水 修	SDG sの推進について	148～159
地域コミュニティづくりについて				
8	武原由里子	市長の説明責任と再発防止策について	159～170	
		自殺対策の取組について		
		壱岐市地域福祉計画・壱岐市障がい者計画について		
3月11日 (金)	9	赤木 貴尚	コロナ終息後の観光需要に向けて観光地の整備点検や観光地への道路整備について	172～185
			壱岐市成人式の令和6年からの開催について	
			還暦式の開催について	
10	市山 繁	ふるさと納税応援寄附金について	185～197	
		壱岐市消防署前のSL展示車の経緯と維持管理と存続について		

令和4年 壱岐市議会定例会 3月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年3月4日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	6番 山川 忠久 7番 植村 圭司	
日程第2	審議期間の決定	20日間 決定	
日程第3	諸般の報告	議長 報告	
日程第4	施政方針	市長 説明	
日程第5	報告第2号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第16号)の専決処分の報告について	財政課長 説明
日程第6	報告第3号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	消防長 説明
日程第7	議案第6号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第8	議案第7号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第9	議案第8号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務部長 説明
日程第10	議案第9号	壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務部長 説明
日程第11	議案第10号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	保健環境部長 説明
日程第12	議案第11号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について	市民部長 説明
日程第13	議案第12号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について	教育次長 説明
日程第14	議案第13号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	消防長 説明
日程第15	議案第14号	市道路線の認定について	建設部長 説明
日程第16	議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)	財政課長 説明
日程第17	議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	保健環境部長 説明
日程第18	議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	保健環境部長 説明

日程第19	議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	建設部長 説明
日程第20	議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	財政課長 説明
日程第21	議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第22	議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第23	議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	保健環境部長 説明
日程第24	議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	建設部長 説明
日程第25	議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務部長 説明
日程第26	議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	農林水産部長 説明
日程第27	議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	建設部長 説明

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員(16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会3月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、山川忠久議員、7番、植村圭司議員を指名いたします。

---

**日程第2. 審議期間の決定**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

3月会議の審議期間は、本日から3月23日までの20日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、3月会議の審議期間は、本日から3月23日までの20日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

---

### 日程第4. 施政方針

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、施政方針の説明を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。令和4年度の施政方針を申し上げます。

本日ここに、令和4年壱岐市議会定例会3月会議の開催に当たり、市政運営についての所信の一端を申し述べますとともに、令和4年度当初予算案、市政の重要事項等について、その概要を御説明申し上げ、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

始めに、去る2月20日執行の長崎県知事選挙において、新人の大石賢吾氏が見事、御当選されました。御当選されました大石賢吾様に対し、心からお慶び申し上げますとともに、若さを生かした行動力とリーダーシップを存分に発揮され、離島振興、人口減少対策をはじめ、様々な施策に御尽力いただき、新しい長崎県政の発展に期待するところであります。

また、中村法道様には、これまで3期12年にわたり、知事としてその手腕を発揮いただき、本市においては特に、壱岐市民病院の長崎県病院企業団加入の実現に多大なお力添えを賜るなど、本市の振興発展に並々ならぬ御支援、御指導を賜りました。ここに改めて壱岐市民を代表し、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

さて、このたびの損害賠償請求民事訴訟について、去る2月10日、壱岐市議会2月会議において、市民皆様並びに議員各位へ、おわびと御報告を申し上げ、またその内容につきましては、壱岐市ケーブルテレビ、市広報紙及び市ホームページにおいてお伝えをさせていただいたところであります。

このことについて、市政に混乱を招き、市民皆様に対し、御心配と御不安をおかけいたしましたことを改めて深くおわび申し上げます。

この件に関する私の責任について、さきに申し上げましたとおり、刑事的責任については不起訴処分となり、民事的責任については、市からの求償に基づき、その費用の全額を納付したことにより、法的責任は果たしたものと考えておりますが、自治体の首長として市政に混乱を招いた道義的責任を明確にするため、自らの給与を減額することとし、今回、壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について、議案を提出しております。

今後は、今回の反省を糧として、壱岐の未来へ必死に、全ての産業振興に全力で取り組み、市

政に心血を注いでまいりる所存でありますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

一方、昨年、リコール運動の根拠の一つとされた壱岐市の財政不安、特に基金残高について、令和3年度を財政基盤確立推進元年と位置づけ、私を本部長とする壱岐市財政基盤確立推進本部において精査した結果、昨年12月に策定した中期財政見通しの各指標は、健全性が担保されるとともに、令和3年度末基金残高は、令和2年度決算残高より増加する見込みであることが確実となりました。

よって、改めて「壱岐市の財政は健全である」ことを宣言いたします。

次に、2020年3月、本市で新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認されて2年が経過しようとしているといたしております。この間、市民皆様をはじめ、医療・福祉等関係機関の皆様には、御協力と御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本市の感染状況は、昨年12月31日までの1年10か月で、108例の感染が確認されておりましたが、令和4年に入り、急激に感染が拡大し、1月10日以降、僅か2か月足らずで146例の感染者が確認され、これまでの合計が254例となっております。

「まん延防止等重点措置」に基づく対策の実施により、県内では、病床使用率等の各指標が直近では重点措置開始時点の水準まで低下していることや、重症化リスクの高い高齢者に対するワクチン接種が着実に進捗していること等を踏まえ、長崎県においては、予定どおり3月6日をもって解除することを国へ要請され、本日決定される見込みであります。

今後においては、経済の回復に向けた取組等について、長崎県をはじめ関係機関や団体等と連携を図り取り組んでまいりますが、オミクロン株については、なお十分な注意をもって感染対策を講ずる必要があります。市民皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、**SDGs**につきましては、まだまだ情報発信の工夫が必要だという声をいただいていることから、令和4年度は、大きく3つの柱として、第1にSDGs浸透のための情報発信の強化、2点目として、対話会を中心に島内外の企業や個人の挑戦をサポートする共創の仕組みづくり、そして3点目に、SDGs教育による未来を担う人材の育成に取り組んでまいります。

次に、**国境離島島民割引カードの更新申請**についてでございます。

平成29年4月1日から有人国境離島法の施行に伴い、国境離島の航路・航空路の運賃が、JR運賃並み、新幹線運賃並みに引き下げられ、令和2年度末までの4年間で、延べ100万人、これは片道を1人としてカウントした人数となりますが、これだけ多くの市民皆様が利用され、交付された金額は約7億5,016万円に上り、市民皆様の利便性の向上及び経済的負担の軽減に大きく寄与いたしております。

割引の適用につきましては、乗船券・搭乗券を購入する際に、「国境離島島民割引カード」の

提示が必要となっておりますが、令和4年度以降は、有効期限の5年を経過する方が出てくるため、今後、更新手続が必要となります。

市民皆様には、現在、お手持ちの「国境離島島民割引カード」の有効期限を御確認いただき、更新手続を忘れずに行っていただきますようお願いいたします。

有効期限を過ぎますと、通常運賃をお支払いいただくこととなります。これは、国・県の方針であり、厳守されますので、特に御注意をお願いいたします。

なお、更新の受付は、有効期限の2か月前から可能であります。

次に、本年度の**壱岐市長特別表彰**について。

JOCジュニアオリンピックカップ第35回全国都道府県対抗中学バレーボール大会に長崎県選抜チームの一員として出場された芦辺中学校3年の田中咲稀人さん、第46回「ごはん・お米とわたし」作文コンクールで、全国第2位相当の文部科学大臣賞を受賞された郷ノ浦中学校3年の横山力蔵さん、第45回全国高等学校総合文化祭（紀の国わかやま文化祭2021）に本県代表として出場された壱岐商業高等学校壱州荒海太鼓部の皆さんを、去る2月24日に表彰いたしました。輝かしい御功績に対し、心からお慶び申し上げますとともに、今後のさらなる御活躍を期待いたします。

これからは、第3次壱岐市総合計画の基本目標に沿って申し上げます。

**基本目標1、希望の仕事があり安心して働くことができ、起業もできる**につきまして、まず**農業**については、水稻、肉用牛を主体に、施設園芸、露地野菜及び花き類の産地化に取り組んでおりますが、地域担い手への利用集積を進め、集落営農により農業の維持・発展を図ることといたしております。

担い手対策につきましては、地域の中心となる経営体として、現在、認定農業者が289経営体、法人経営体が43経営体、集落営農法人が30組織となっております。効率的な農地利用を行うために策定した「人・農地プラン」の推進を図るため、地域での徹底した話し合いにより、地域農業の担い手となる新規就農者、認定農業者、集落営農組織など多様な担い手の確保に努め、これらの担い手を中心として、農地の利用集積や農業経営の規模拡大などに適応したスマート農業を取り入れ、今後も引き続き経営安定に向けた取組を行ってまいります。

施設園芸につきましては、複合部門の重要な作物である野菜、花き、果樹等は、高生産性・高収益が期待できる作物であり、特にアスパラガスについては、平均反収15年連続県下トップの成績を維持しております。

畜産振興については、優良系統牛の増頭に対する支援を継続してまいります。また、肥育経営においても、壱岐生まれ壱岐育ちとして地域商標登録された「壱岐牛」は市場でも高い評価を得ており、今後も確固たるブランド化の確立を目指し、「壱岐牛」の情報発信・PRに努めてまい

ります。

昨年12月末現在における繁殖雌牛の飼養頭数は、前年度に比べ飼養農家が607戸で21戸減少したものの、6,120頭と62頭の増頭となっております。

土地基盤整備事業については、現在、壱岐島内の水田圃場整備率は67%であります。小區画で整備され、経年による農業用施設の老朽化が著しい地区が点在しております。そのような中、木田地区においては、整備面積23.3ヘクタールを農地中間管理機構へ農地の集積を行い、受益者の負担を伴わない新たな基盤整備事業を県内第1号として、令和3年度から工事着手しております。大区画化された農地で高収益作物への転換による経営の安定化を図り、新規就農者等を積極的に雇用することで、新たな担い手を育成・確保できるものと考えております。

次に、**水産業の振興**について。

令和3年4月から令和4年1月までの市全体の漁獲量及び漁獲高を前年と比較いたしますと、漁獲量は1,917トンの10.5%増、漁獲高は16億3,000万円の7.3%増と、漁獲量、漁獲高ともに増加しております。これは、4月から6月までのケンサキイカ漁が好調であったことが主な原因であります。年末・年始におけるブリ、イカ類の漁獲の低調、新型コロナウイルス感染症の拡大による全体的な魚価の下落等が漁業者及び漁協の経営に深刻な影響を与えており、本市の水産業を取り巻く環境は、磯焼けをはじめ、資源の減少や漁場環境の悪化等による不漁、生産コストの高止まり、漁業者の高齢化並びに後継者不足など、依然として厳しい状況が続いております。

このような中、燃油が高騰し、漁業者の経営を圧迫していることから、支援策として引き続き、漁業用燃油1リットル当たり10円を補助することとし、所要の予算を計上いたしております。

また、意欲ある担い手の育成支援事業として行う認定漁業者制度の実施、漁業近代化資金等制度資金の利子補給、漁獲共済・漁船保険の掛金への助成、漁船漁業の機器設備の充実を図るための漁船近代化機器導入への助成、並びに密漁による被害を防止するための監視活動に対する助成など、これらの振興施策を引き続き実施してまいります。

国・県の事業としては、離島輸送コスト支援事業、離島漁業再生支援交付金、特定有人国境離島漁村支援交付金、及び若年層の着業を促進する漁業就業者確保育成総合対策事業に引き続き取り組んでまいります。

栽培漁業につきましては、壱岐栽培センターを活用し、漁業者の所得の安定、向上を図るため、本市周辺海域の実情に即し、効果的な種苗の生産・放流を行い、水産資源の維持・回復に取り組んでまいります。

また、壱岐栽培センターが取り組んでいるホンダワラ類種苗生産については、磯焼け対策につながることを期待するとともに、九州大学と共同で実施するアカウニのアスパラガス残渣と焼酎



粕等を餌とした養殖実験を継続し、実用化を目指してまいります。

**市営漁港整備につきましては**、初山漁港初瀬地区の防風柵設置のための突堤、岸壁取付け整備に係る予算を計上しております。また、海岸保全施設の長寿命化を図るため、老朽化調査に基づき、箱崎前浦漁港海岸恵美須地区護岸の補修に係る予算を計上いたしております。

港湾・県営漁港整備につきましては、郷ノ浦港のジェットfoil用浮棧橋整備及び勝本港黒瀬地区の物揚げ場整備が、県において施設整備計画に基づき進められております。

芦辺漁港整備につきましては、ターミナルビル南側の砂置場の移転先である郷ノ浦港鎌崎地区の条件整備等が整い、本年1月に移転が完了いたしました。長年の懸案事項であった芦辺漁港砂置場移転にこれまで御尽力いただいた関係者の皆様に対し、感謝申し上げます。今後は、県等と連携を図り、ターミナルビル一元化に向けたジェットfoil用浮棧橋等の早期整備に向け取り組んでまいります。

また、施設整備事業を円滑に進めるため、ジェットfoil用浮棧橋屋根の設計費用、砂置場移転に係る補償工事費用に係る予算を計上いたしております。併せてターミナルビル一元化に伴う駐車場等の再編整備のため、利用者等への意見聴取並びに整備計画の検討を図ることを目的とした整備検討委員会を設置することとしており、所要の予算を計上いたしております。

**商工業につきましては**、新型コロナウイルス感染症拡大により、市内宿泊施設・飲食店はもとより、小売業、食品製造業、生活関連サービスに至るまで、非常に幅広い分野で影響を受けております。

本年1月26日には、本市初となるまん延防止等重点措置が適用され、28日からは、飲食店等への営業時間短縮と酒類提供を終日自粛するよう要請されました。

現在、御協力いただいた飲食店事業者を対象とした営業時間短縮協力金及び酒類販売事業者向けの支援金については、本市で受付を行い、事業復活支援金については、国が直接オンラインで受け付けておりますので、対象となられる事業者の皆様には、ぜひ御活用いただきますようお願いいたします。

このようなコロナ禍における市内経済活性化策として、令和3年度にはプレミアム付き商品券発行事業を2回、キャッシュレス消費喚起対策事業を2回実施するなど、事業者支援をはじめ対策を講じてまいりました。

令和4年度は、アフターコロナを見据えた事業として、外貨を稼ぐための観光物産プロモーション事業や物産販路拡大事業等を計画しております。

次に、**雇用の創出について**。

本市の有効求人倍率は、令和3年12月現在で1.15倍と、前年同月に比べて0.34増加し、9か月連続で前年同月を上回っておりますが、求人事業者と求職者とのミスマッチにより、求人

の確保がうまくできていない現状にあります。

このような雇用のミスマッチを改善するため、昨年8月に高校教員向けの市内企業訪問を、11月に高校生向けの市内企業説明会を実施いたしました。

企業説明会には、例年に比べて福祉関係の事業所の参加が多く、国が抱える福祉施設等の人手不足問題が顕著に現れておりました。説明会では、その職種の概要及び現場での実際に取り入れられている最新の技術等も紹介され、参加した高校生は本市の企業を知り、市内就職を考えるきっかけになったものと考えております。

令和4年度においても新規就業者が就職1年後に申請できる壱岐市就職奨励金事業の活用を呼びかけるなど、若い世代が本市に残るUIターン者が本市で就業するきっかけづくりを推進してまいります。

雇用機会拡充事業につきましては、事業開始から5年が経過し、既に104件の事業者を採択し、219人の雇用を創出しておりますが、島内外での事業公募に係る説明会を実施し、新規採択事業者数15事業者、雇用計画数40人を本年度の目標として、鋭意事業を進めてまいります。

次に、**観光の振興**につきましては、長期化するコロナ禍の影響を受け、令和3年の本市への観光客数を推測する上で、重要な指標である九州郵船とORCの乗降客数は38万138人となっており、対前年比89.8%、コロナ禍前の令和元年と比較いたしますと、51.8%となっております。

この数字が示すように、本市の観光需要は激減しており、本市の主要産業である観光業を守るため、これまで、島民限定宿泊キャンペーンなど本市独自の緊急経済対策を適宜実施してまいりました。

昨年9月25日以降、県民限定観光キャンペーンが再開されるなど、観光客が徐々に戻っていましたが、第6波の感染拡大により、全ての観光キャンペーンが1月24日から停止したことを受け、観光業は再び苦境に陥っております。

このような中、本市の観光受入れ基盤を維持存続させることを目的として、今後実施する「第3弾の島民限定宿泊キャンペーン」については、市内の感染収束状況等による判断となりますが、早期実施、早期支援を目指してまいります。

また、コロナ収束後の早期経済回復を図るため、県と連携した滞在型観光促進事業において令和2年度から実施している、「行っ得クーポン券」付与事業につきましては令和4年度も継続実施することとし、即効性の高い施策に積極的に取り組んでまいります。

秋には、西九州新幹線開業に合わせ、JRグループと佐賀・長崎両県による国内最大級の観光キャンペーンとして、「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」が実施されます。本キャンペーンでは、全国各地で九州、長崎、そして本市の魅力が露出する機会が増えますので、松浦

市、対馬市との3市合同による元寇をテーマとした企画を行うなど、積極的に取り組んでまいります。

東京事務所につきましては、本市への誘客と物産販路拡大を主な目的として活動しており、本市へのツアーの新規造成事例や壱岐産品を使った壱岐フェアを都内2店舗で開催し、好評をいただいた事例など、目に見えた効果が出ております。

また、都内での移住相談会の開催、個人及び企業版ふるさと納税の推進、本市への実業団等の合宿、テレワーク・ワーケーションの誘致など、関係各課と連携した取組を行っております。

開所から3年目となる令和4年度は、これまで構築した旅行会社との関係性をさらに深化させ、持続的な本市への誘客を図るとともに、レストラン等での壱岐フェアを継続して企画するなど、物産振興のみならず本市の認知度向上につなげてまいります。

次に、**基本目標2、結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう**であります。本市の婚姻数は、平成28年の96件から年々減少し、令和3年には61件となっており、出生数についても平成28年の215人から令和3年は145人へ激減しております。婚姻件数の減少と出生数の減少は高い相関関係にあり、婚姻数の減少が少子高齢化の大きな要因と捉えております。

本市の合計特殊出生率は、全国及び県平均を大きく上回っており、子どもを産み育てやすい環境は整っているものと考えられることから、婚姻数の増加を図ることが本市の最重要かつ喫緊の課題であると認識しております。

今後、コロナ禍における経済的な影響や将来の不安を少しでも解消するため、結婚に伴う新生活のスタートアップを支援する国の結婚新生活支援事業の活用を促すとともに、壱岐市全体で結婚の後押しを行い、結婚に対する機運醸成を図ることを目的とした成婚奨励金事業を令和4年度においても継続して実施してまいります。

また、新たな取組として、商工会女性部が中心となり婚活を支援する、マジコイ！壱岐島縁結びサポート事務局が専門アドバイザーに委託して実施する月1回の結婚個別無料相談会に、市も参画し、長崎県婚活サポートセンターと連携を図りながら、成婚までのきめ細やかなサポートに取り組んでまいります。

市民皆様には、1組でも多くの成婚者が生まれますように、婚活支援活動に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

今後も、若者が安定した収入を得られるような雇用の場の創出及び経済的基盤の改善を図り、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めるとともに、結婚・出産から子育てまで、切れ目ない支援に努めてまいります。

次に、**児童福祉施設について**であります。

子育て支援につきましては、「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心し

て子どもを産み育てられるよう子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。

子育て支援の拠点として、長年地域の皆様に御利用いただきました筒城保育所については、壱岐市子ども・子育て会議の答申に基づき、石田こども園に統合することとし、本年3月31日をもって閉所いたします。これまで御利用いただきました皆様、また御支援いただきました地域の皆様に心から感謝申し上げます。

今後とも、お子様の健やかな成長を第一義に、保護者皆様の御意見を十分尊重し、子ども・子育て会議の答申に沿って認定こども園を推進し、併せて統廃合を進めてまいりたいと考えております。

また、八幡地区の子どもたちが、放課後のよりどころとして集ってございました八幡児童館は、築56年が経過し、経年劣化が著しく衛生面や安全を損なう状況となりましたので、本年3月31日をもって閉館することとし、閉館後の施設は解体を予定をいたしております。

**いきっこ留学制度につきましては**、年々留学生が増加し、令和3年度は、39名の留学生を受け入れております。

本年4月からのいきっこ留学生は、募集期間終了後も全国各地から問合せや学校見学等に来島され、その都度、受入れへの対応を行っており、里親留学15名、孫戻し留学1名が新たな留学生としての入市いたします。

現在、留学中の児童生徒のうち、継続される24名を加えると40名になります。

いきっこ留学制度については、全国へ向けて情報発信を行ってきたところであり、平成30年の制度開始からこれまで、留学生として受け入れた関係者からの声が口コミによって広がり、一層の宣伝効果が図られているものと感じております。

次に、**次代を担う壱岐っ子の全国大会等での活躍について**でございます。

昨年12月に、JOCジュニアオリンピックカップ第35回全国都道府県対抗中学バレーボール大会が大阪市で開催され、本市から芦辺中学校3年、田中咲稀人さんが長崎県選抜チームのミドルブロッカーとして出場されました。同チームは、決勝トーナメント1回戦で新潟県選抜に惜しくも敗れはしましたが、グループ戦での2連勝に大きく貢献されました。

また、女子第33回全国高等学校駅伝競走大会が京都市で行われ、本県代表の諫早高校が2年ぶりとなる8位入賞を果たしました。同チームの4区に郷ノ浦中学校出身の1年、野村夏希さんが、アンカーの5区に芦辺中学校出身の2年、田中咲蘭さんが出走され、チームの入賞に大きく貢献されました。

さらに、第100回全国高校サッカー選手権が国立競技場ほか8会場で開催され、本県代表の長崎総合科学大学附属高校において、芦辺中学校出身の3年、永田樹さんが同チームのフォワードとして出場され、チームのベスト16進出に大きく貢献されました。

加えて、本年に入り、第30回全日本高等学校女子サッカー選手権がノエビアスタジアム神戸ほか3会場で開催され、勝本中学校出身の東海大学付属福岡高校3年、香椎彩香さんが同チームのミッドフィルダーとして出場され、チームのベスト16進出に大きく貢献されました。

壱岐の子どもたちの活躍を大変うれしく頼もしく思いますとともに、今後ますますの活躍を期待しております。

次に、**令和5年壱岐市成人式**についてでございます。

民法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることに伴い、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

来年の令和5年成人式については、令和2年度の壱岐市総合教育会議の中でも協議を行い、現行どおり20歳を対象とした式典を実施することといたしました。

主な理由としては、一つに、18歳を対象とした場合、受験や就職を控えた進路を決める時期と重なり、精神的及び経済的な負担が大きくなり、式典への参加者の減少が懸念されること。二つに成年年齢は引き下げられますが、飲酒や喫煙は20歳になるまで禁止されていること。三つに現行どおり20歳とすることで、一度地元を離れた方が成人式を機会に帰省し、地元で同級生と交流することで改めてふるさとを大切に思う気持ちが生まれ、Uターン就職への契機となるなど、地域の活性化につながること等が挙げられます。

なお、式典の名称については、県下では主に「二十歳のつどい」という名称にされている自治体が多く、これらを参考に今後検討してまいります。

次に、**基本目標3、地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせる**について。

まず、**まちづくり協議会の推進**についてでございます。

地域が抱える課題への対応並びに市民皆様が主体となったまちづくりを進めるため、小学校区を単位としたまちづくり協議会設立の取組を進めておりますが、現在、18校区中、渡良、三島、沼津、志原、初山、勝本、霞翠、八幡、那賀、箱崎、瀬戸、筒城、鯨伏の13地域でまちづくり協議会が設立されております。

また、田河では設立準備委員会、芦辺及び盈科では幹事会が立ち上げられ、設立に向けた準備が進められております。

引き続き、市民皆様が主体となる協働のまちづくりを実現するため、まちづくり協議会設立に向けたより一層の取組を進めてまいります。

**地域福祉の推進**につきましては、このたび、令和4年度から8年度までの5か年を計画期間とする第3次壱岐市地域福祉計画を策定し、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野において、地域福祉力の向上を目指してまいります。

今回の地域福祉計画においては、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき策定する壱岐

市成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に基づき策定する壱岐市再犯防止推進計画を含めて策定しております。

また、障がい者・障がい児のための施策に関する基本的な計画である壱岐市障がい者計画についても、令和4年度から5か年間の計画期間とする第3次壱岐市障がい者計画を策定しております。本計画では、「障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくり」を基本理念とし、障がいのある方々の自立と社会参加の促進を目指してまいります。

次に、各種健（検）診、相談、健康教室につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、市民皆様との対面での事業実施が困難な状況にありますが、市民皆様が健やかで心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、引き続き、感染状況に応じた対策を図りながら、健康づくりの推進を通して健康寿命の延伸を目指してまいります。

予防接種事業については、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止対策として、壱岐医師会の御支援の下、3回目のワクチン接種の取組を加速してまいります。5歳から11歳までのお子様の初回接種についても、早期実施に向けて準備を進めております。

また、平成25年から積極的な勧奨が控えられていたヒトパピローマウイルス感染症に対する子宮頸がん等ワクチンの定期接種を、国の方針に基づき4月から再開いたします。

今後、希望されるお子様や保護者の皆様が安心して接種できるよう、開始に向け医療機関と調整を図ってまいります。

**国民健康保険**につきましては、県が財政運営の責任主体であることから、所要額の通知を県から受け、令和4年度予算編成を行ったところであります。

県に納付する国民健康保険事業費納付金は、被保険者が減少する中、昨年度より約7,500万円減少したものの、税率等の見直しが必要なところでありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、基金からの繰入れで不足分を補填することで、令和4年度における税率については据え置くことといたしております。

また、地方税法等の一部が改正され、納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合に、当該未就学児に係る均等割額を5割減額し、その減額相当額を公費で支援する制度が創設されましたので、今回、国民健康保険税条例の一部改正について議案を提出いたしております。

**後期高齢者医療制度**については、平成20年度の制度開始から14年が経過し、広く市民皆様に定着した制度となり、安定的な事業運営がなされております。

後期高齢者医療保険料については、長崎県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しを行うこととなっており、令和4年度は改定の年となります。

今回の改定では、被保険者の増加とともに、1人当たりの医療費が増加することによる医療給付費の増加等により、所得割率、均等割額及び賦課限度額が引き上げられます。

また、法令改正により、医療機関等へ支払う窓口負担の負担割合が見直され、令和4年10月1日から新たに窓口負担2割が創設されます。

被保険者の皆様には、御負担をおかけすることとなりますが、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、**壱岐市総合型地域スポーツクラブ支援事業**についてでございます。

総合型地域スポーツクラブとは、いつでも・どこでも・誰でも継続的にスポーツに楽しめる環境づくりを目指す、地域に根差した自主運営型・複合型スポーツクラブのことで、令和4年度に新たに設立を目指す団体に対し、新規事業として取り組んでまいります。

スポーツを通じた地域のコミュニティづくりを担う総合型地域スポーツクラブの育成、支援を図るため、設立準備のために設置された組織が行う事業に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの実施するスポーツ振興くじ助成金事業を活用して対象経費の10分の9の補助金の交付を行うもので、今後、総合型地域スポーツクラブが設立された場合は、スポーツクラブの会費等で運営されることとなります。

地域住民皆様によるスポーツ活動の一層の充実が図られることはもとより、地域社会のコミュニティづくりに結びつくという観点からも期待しているところであります。

次に、**基本目標4、自然・歴史文化が調和した持続可能な社会基盤が整っている**について。

まず、**地域脱炭素に向けた取組**についてでございます。

昨年は、国連気候変動枠組条約第26回締約国会議、いわゆる「COP26」が英国で開催され、産業革命前からの気温上昇幅を1.5℃に抑える目標に向かって、世界が努力することが正式に合意され、公式文書にも明記されました。日本からも岸田総理大臣が同会議の世界リーダーズ・サミットに出席し、2030年までの期間を「勝負の10年」と位置づけた上で、全ての締約国に野心的な気候変動対策を呼びかけました。

国内においても、本市も構成員として参加した「国・地方脱炭素実現会議」において取りまとめられた「地域脱炭素ロードマップ」に基づいた施策が、本年から本格的に展開されます。

国に先駆けて「気候非常事態宣言」を発出した本市は、既に再生可能エネルギーを活用した水素発電実証システムによる本格的な実証試験を実施しており、不安定な再生可能エネルギーを安定的に利用するための研究を進めるとともに、地域産業の振興にもつながる利用法について、実証データ等を有効に活用してまいります。

あわせて、地域固有の有望な再生可能エネルギー資源である洋上風力発電についても、昨年引き続き、漁業者をはじめとする先行利用者の皆様や市民皆様と丁寧に対話を重ねながら、導入可能性についての詳細な検討を行ってまいります。

本市の地域脱炭素実現に向けて、市民皆様のさらなる御理解と御協力をお願いいたします。

次に、**自治体DXの推進**についてでございますが、国は、自治体DX推進計画の重点取組事項として、2025年度までに自治体の情報システムの標準化・共通化を挙げており、本市においてもDX推進の一環として、電算システムの共同利用による経費の削減及び市民サービスの向上を図るため、鹿児島県市町村情報センターの共同電算システムによる運用を3月末から開始いたします。

共同電算システムは、既に29の自治体で利用されており、仕様変更することなく、共同で利用することにより、5年のリース期間の比較で、これまでより約50%、4億1,000万円以上の経費削減を見込んでおります。

また、共同電算システム運用に伴い、令和4年4月以降の税の10期集合徴収の廃止など、御不便をおかけすることもあります。共同電算システムで発行する税、使用料、水道料金等の納付書払いが、これまでの金融機関窓口に加え、郵便局や大手コンビニエンスストア、一部のスマホアプリでの納付も可能となり、納付の場所や時間が拡大され、お支払い時における利便性が向上いたします。詳細については、今後お知らせしてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

今後も、積極的にDXの推進に取り組み、行政手続の利便性向上に努めてまいります。

次に、**消防**について。

本市において、消防団員は年々減少しておりますが、近年各地で発生している大規模、複雑化する災害に対応するためには、消防団員は欠くことのできない存在であります。

このような中、国においては、消防団員の処遇等に関する検討会の結果を踏まえ、団員階級にある者の報酬を3万3,000円から3万6,500円へ引き上げ、さらに消防団員が災害対応等へ出動した場合、1日7時間45分を基本とし、8,000円程度の額を標準的な額とするよう示され、その支給方法についても各個人に直接支給するよう統一が図られたところであり、今回、壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案を提出しております。

火災予防については、3月1日から7日までの1週間、春季全国火災予防運動を実施しております。

空気が乾燥し、火災の発生しやすい時期であり、市民皆様には、火の取扱いなど十分御注意願います。

近年の災害においては、複雑多様化、大規模化の傾向にあります。いつ起こるか分からない自然災害等に対し、今後も市消防団をはじめとする関係機関等との連携強化を図り、市民皆様の安全・安心のため、災害対応に万全を期してまいります。

次に、**道路、河川等の整備**についてでございます。



市道整備については、令和4年度当初予算において、国の補助事業により、道路改良事業2路線、交通安全施設整備事業4路線、道路防災安全事業3路線、橋梁補修事業3橋を予定しております。併せて起債事業の18路線、単独事業1路線の整備費を計上しております。

また、急傾斜地崩壊対策事業費として3地区、河川の浚渫事業として3河川の予算を計上しており、道路の整備と併せ、適切な維持管理に努めてまいります。

**水道事業につきましては**、公営企業として将来にわたり持続可能な事業経営を維持するため、アセットマネジメントに基づき、長期的な視点に立って施設管理を行うことで、経営基盤の強化を図るとともに、水道料金については、県内各市等の状況を鑑みながら必要な改定を行ってまいります。

令和4年度以降についても、水道施設運転監視・保守点検業務を委託し、民間ならではのコスト意識や技術力で機器類等の予防保全的な維持管理により長寿命化を図り、重大事故を未然に防ぐことでコスト縮減を図ってまいります。

**下水道事業関係については**、下水道整備計画区域・漁業集落排水整備区域について、さらなる加入促進を図ってまいります。

下水道事業特別会計については、国の公営企業会計の適用拡大に向けた取組に基づいて、令和6年4月からの「公営企業会計への移行」にも取り組んでまいります。

今後も施設の維持管理を安定的に行っていくため、ストックマネジメント計画・機能保全計画に基づき、老朽化する施設の計画的な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ってまいります。

合併処理浄化槽設置整備事業については、令和4年度も国、県の補助制度により、100基の設置を予定しております。

今後も汚水処理施設の整備により、生活環境や住居環境の改善、海域や河川などの公共用水域の水質保全を図ってまいります。

**公営住宅については**、壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づいて整備しており、国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、永田団地の改修工事を予定しております。また、単独事業として元居団地の改修工事、寺頭団地の浄化槽改修工事を進めてまいります。

次に、**文化財行政**についてでございます。

市内の発掘調査成果については、郷ノ浦町田中触に所在する車出遺跡では、5万8,795点もの弥生時代の土器や金属器、骨格器などが発見されました。中でもその6割が祭祀用に使用された丹塗り土器であり、同じ時代に存在した原の辻遺跡に匹敵するほどの貴重な発見となりました。

また、芦辺町湯岳興触に所在する久保頭古墳の発掘調査では、土器とともに当時、非常に貴重であった鉄製の馬具が発見されております。これらの成果については、今後、壱岐の宝として適

切な保存処理を行い、積極的な公開活用を行ってまいります。

文化財展示施設の再編計画については、昨年6月に開催した壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会の意見を基に、「彫刻家”小金丸幾久記念館」と「ふるさと資料館」を本年3月末で閉館することといたしました。なお、小金丸幾久先生の遺された作品を可能な限り見ていただくため、昨年11月から1月にかけて一支国博物館において特別展示会を開催いたしました。展示会終了後も作品の一部をオブジェとして活用しており、今後も展示公開を続けてまいります。

ふるさと資料館については、今後、松永記念館の再整備計画の中でプロジェクトチームを立ち上げ、検討を行ってまいります。

次に、**基本目標5、関係人口を増やし、壱岐への新しい人の流れをつくる**について、まず**地域プロジェクトマネージャー制度の活用**についてでございます。

我が国は、人口減少・高齢化時代に突入しており、それを克服するために国、都道府県、市町村において多様な取組が行われ、地域の活性化に向けた様々な努力が続けられております。そして、地方創生の実現に向けた事業に取り組む場合、行政だけではなく、地域の人々を巻き込みつつ、必要に応じて専門的知識を有する外部人材も招聘しながら進めていくことが重要であります。その際には、行政と民間の考え方の違い、地域の人々と外部の人材の発想の違いなどを理解し、それぞれの主体をつなげることのできる、いわゆる「橋渡し人材」が必要と言われております。

そこで、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら、現場責任者としてプロジェクトを推進する「地域プロジェクトマネージャー」の地方自治体での任用を後押しする新たな地方財政措置が、令和3年度、総務省において創設されました。具体的には、地域の実情を理解、専門的な知識、仕事経験を持った人材の任用に対して、雇用に要する経費を対象に3年間の特別交付税措置が行われます。

今後、地方創生の実現に向けたまちづくりの柱であるSDGsの推進を重要プロジェクトとし、本制度を活用することで着実に成果を上げてまいります。

次に、**地方創生テレワークの推進**について。

デジタル田園都市国家構想は、岸田内閣の「新しい資本主義」の実現に向けた成長戦略の最も重要な柱です。デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会の実現を図ることとされております。推進のためには、地方からデジタルの実装を進めていくことが喫緊の課題であり、意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金が創設されました。このうち、地方創生テレワークタイプについては、「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たな人の流れを創出する取組に支援されます。

本市においては、平成30年の壱岐市テレワークセンターの開設から、有人国境離島法施行及

びSDGs 未来都市選定の相乗効果により、企業誘致やテレワーカーとの交流が進んでいる状況です。

さらに令和3年度には、新たに民間テレワーク施設も完成し、既に5件の利用企業が決定するなど、新しい働き方・暮らし方を実現する先進地としての認知度が向上いたしております。

令和4年度には本交付金を活用し、壱岐市テレワークセンターを中心に、島内事業者との官民連携の上、企業やテレワーカーの誘致、情報発信に取り組むことで、関係人口増加による地域活性化はもとより、島にしながら都市圏企業の仕事ができる新しいライフスタイルの実現と雇用の創出を図り、若者の移住・Uターンの促進並びに転出抑制に努めてまいります。

次に、**基本目標6、協働のまちづくりのもとで、効率的で質の高い行政運営が行われている**についてでございます。

令和4年度の地方財政は、極めて厳しい現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方公共団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととし、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保することとされております。

一方、本市の財政状況は、令和2年度末の市債現在高が一般会計で272億2,948万5,000円（対前年度比5億2,732万5,000円の減）、経常収支比率については90.6%（対前年度比4.2%減）となっており、前年度と比較して改善しておりますが、依然として高い水準であり、少子高齢化に伴う社会保障関係経費や公共施設等の維持補修費用などの財政負担が年々増加しており、自主財源に乏しく、収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している本市においては、厳しい財政状況が続いております。

このため、令和3年12月に「壱岐市財政基盤確立計画」を策定し、将来にわたり効率的かつ安定的な行政サービスを提供し、限られた財源の中で収支のバランスの取れた健全な財政運営を一層推進するとしたところであり、令和4年度の予算編成に当たっては、「壱岐市財政基盤確立計画」の基本方針に定めている「次の世代に負担を残さない持続可能な財政基盤の確立」に向けた取組を進めていくとともに、「第3次壱岐市総合計画」における政策の着実な展開を図るための予算編成を行っております。

なお、令和4年度の一般会計の予算規模は223億9,000万円（対前年度当初予算比5億7,000万円、2.6%増）、特別会計を含めた予算規模は308億1,337万8,000円、（対前年度当初予算比5億6,662万9,000円、1.9%増）となっております。

次に、**ふるさと納税・企業版ふるさと納税**についてでございますが、ふるさと納税については、毎年、壱岐市出身の皆様をはじめ本市を応援していただける全国の方々から寄附金を頂いており、本市の貴重な自主財源となっております。令和3年度は、2月末現在、1万845件、約3億

5,000万円となっており、対前年比で約4,500万円の増となっております。

今後は、ふるさと納税の増収に向けて新たな民間ポータルサイトへの出店を行い、寄附者に向けた効果的なPRの実施及び魅力ある返礼品のさらなる充実に取り組んでまいります。

また、企業版ふるさと納税については、令和3年度に3社から1,530万円の御寄附を頂き、藻場回復事業及びSDGs未来都市推進事業に活用させていただきました。本市が進める創生事業に対し、民間企業の賛同をいただき応援していただけることは、創生事業の取組を加速させることにつながり、財源及び人材確保の面からも大変有益であると認識しております。

引き続き、応援していただける企業への働きかけや企業にとって魅力的な創生事業の情報発信を行い、積極的に企業版ふるさと納税を活用してまいります。

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を通じて、市外の応援者を本市の関係人口及び交流人口につなげていくことで、観光、ワーケーション及び移住へと進展する取組を進めてまいります。

次に、議案関係について御説明いたします。

本日提出した案件の概要は、専決処分に係る報告2件、条例の制定・改廃に係る案件8件、市道路線の認定に係る案件1件、予算案件12件でございます。何とぞ慎重に御審議いただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、今日までの取組を振り返りながら、市政運営に対する所信の一端と新年度の事業内容について申し述べましたが、今後も様々な行政課題に誠心誠意対応しながら、財政の健全化に努め、明日に希望の持てるまちづくり、そして将来の壱岐市を見据えたまちづくりに全力で取り組んでまいります。議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで施政方針の説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時57分休憩

-----  
午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----  
**日程第5. 報告第2号～日程第27. 議案第26号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第2号から、日程第27、議案第26号まで、以上23件を一括議題といたします。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております報告並びに議案の説明については、担当部長及び課長にいたさせますので、よろしく申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 報告第2号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第16号）の専決処分の報告について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第16号）について、地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開き願います。

専決第1号、専決処分書、専決処分の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、長崎県内へのまん延防止等重点措置期間が3月6日まで延長され、飲食店等に対する営業時間短縮要請も同期間に延長されたため、これに係る協力金の支給を円滑に進める必要があることから、令和4年2月14日をもって専決処分したものでございます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,292万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ252億6,843万3,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

2ページから3ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

4ページ、第2表繰越明許費補正の1、変更で、2款1項新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金を3,661万9,000円追加し、6,627万円としております。

それでは、事項別明細書により、内容を御説明いたします。

まず、歳入について、8ページから9ページをお開き願います。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今

回の補正に係る市負担部分に充当するもので、1,793万4,000円を補正しております。

16款2項5目商工費県補助金の長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金は、まん延防止等措置の延長に伴う営業時間短縮要請に応じた事業者に対する協力金支給に係る費用について、国の補助金を含めた10分の9を長崎県が補助するもので、1億6,499万3,000円補正しております。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページから11ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮事業として、営業時間短縮酒類提供自粛の要請に応じた飲食店等への協力金支給に係る費用について、合計1億8,292万7,000円を補正しております。

事業の詳細等につきましては、別紙資料2、令和3年度2月14日専決補正予算概要及び資料3、令和3年度2月14日専決補正予算関係資料に記載しておりますので、御参照ください。

以上で、令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第16号）の専決処分の報告を終わります。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） 報告第3号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について御説明いたします。

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告するものでございます。

本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分書でございます。

専決第2号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分を行いました。令和4年2月16日専決でございます。

損害賠償の相手方は、壱岐市郷ノ浦町、個人、損害賠償額は2万4,380円であります。

損害賠償の理由であります。令和3年12月10日午前10時20分頃、救急出動現場において損害賠償の相手方を担架に乗せ、室内で障害物をかわそうとベッドに寄りかかった際、ベッドが破損したことでバランスを崩し、担架とともに相手方を落下させ、前頭部を打撲させたことにより、ベッド修繕費及び頭部CT検査料が生じたものであります。CT撮影の結果、異常なしの診断を受けたところでございます。まづもって、損害賠償の相手方に大変御迷惑をおかけした

ことに対し、深くおわびを申し上げます。

このたび、専決処分をした理由でございますが、今回の事故は、責任割合が壱岐市にあること、また、ベッド修繕費及び頭部CT検査料の支払いを速やかに行うため、2月16日をもって示談成立とし、同日、専決処分を行ったところでございます。

なお、損害賠償額につきましては、保険会社から直接、ベッド修理業者及び医療機関へ近日中に支払いが行われます。

なお、事故発生後におきましては、救急隊員に厳重に注意を行い、職員に対しましても、事故防止に細心の注意を払うよう周知を図ったところであります。

今後、このような事故を起こさないよう安全管理を徹底し、再発防止に向けた指導を行ってまいります。

以上で、報告第3号についての専決処分の報告を終わります。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第6号、議案第7号、議案第8号につきましては、提案理由等に共通するところがございますので、一括して御説明いたします。

今回、当該議案の提出に至りました経過といたしましては、昨年8月10日に人事院より、一般職の国家公務員の給与等に関する勧告がなされました。これを受けまして、令和3年11月24日に閣議決定が行われまして、人事院勧告どおり、期末手当の支給月数を引き下げるものとする。

なお、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとする。

地方公務員の給与改定についても、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請するものとするとの内容でありました。

また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましては、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況等を踏まえ、これまで同様に、その取扱いに準じて調整することになります。

なお、県内各市町の情勢といたしましては、いずれも国・県に準じた取扱いとする方針であります。

それでは、それぞれの議案の説明をいたしますが、本日提出議案の順番は、例規の体系順に基づき、条例制定番号の若い順となっております。

まず最初に、議案第6号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、第7条第2項中、100分の167.5を100分の162.5に改めるもので、市議会議員の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の162.5とし、年間計100分の335を100分の325に改正するものであります。

附則は第1項から第3項までとなっており、第1項は施行期日、令和4年4月1日でございます。

第2項は、令和4年6月に支給する期末手当において、今回改正した支給率により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減ずることを規定しております。これは、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額調整するものでございます。

第3項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定しております。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第7号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

今回の改正は、第3条第2項中、100分の127.5を100分の120に、100分の167.5を100分の162.5に改めるもので、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率について、6月期、12月期をそれぞれ100分の162.5とし、年間計100分の335を100分の325に改正するものであります。

附則は、議案第6号と同様でございます。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用



等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおり、経過につきましても、冒頭説明したとおりでございます。

次のページをお開きください。

この議案第8号の改正条例は、第1条並びに第2条及び附則の構成となっておりまして、改正しようとする本則は、条例の種類により分ける条立ての改正方法を取っております。

第1条は、壱岐市職員の給与に関する条例、平成16年壱岐市条例第41号の一部改正でございます。改正内容は、壱岐市職員の期末手当の支給率を現行の6月期、12月期をそれぞれ100分の120に改め、年間計100分の445を100分の430とするものであります。現行より100分の15の減少となります。

なお、一部改正の条文中、同条第3項中の改正は、再任用職員に対するものでございます。

第2条は、壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、平成20年壱岐市条例第2号の一部改正です。特定任期付職員の期末手当の支給率を現行の100分の167.5を100分の162.5に改めるものでございます。

附則として、施行期日は令和4年4月1日でございます。附則第2項は、令和4年6月に支給する期末手当の特例措置について、職員の区分ごとに規定をしております。

以上で、議案第6号から議案第8号までの説明を終わらせていただきます。

次に、議案第9号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について御説明をいたします。

壱岐市長の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由については、平成28年5月の壱岐市発注に係る公共工事の指名回避等に対する公務員職権乱用の嫌疑は不起訴処分となったが、当該指名回避等に対する損害賠償請求事件民事訴訟の判決確定に伴い、判決内容を真摯に受け止め、市政の混乱を招いた道義的責任を明らかにするため、自ら給料を減額したいので、市長の給料の特例に関する条例を制定するものであります。

次のページをお開きください。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例第1条、趣旨、第2条、市長の給料月額減額として、市長の給料の額について、令和4年4月から令和6年3月までの間に係るものに限り、100分の10を減じた額とするものでございます。減額する期間は24月間、減額する総額は192万円でございます。

ただし、市長等給与条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額、市長等給与条例第2条に規定する額とするものであります。

附則として、第1項は施行期日、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、令和2年壱岐市条例第21号、壱岐市長及び副市長の給与の特例に関する条例並びに令和3年壱岐市条例第1号、壱岐市長等の給与の特例に関する条例は廃止するものであります。

以上で、議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、地方税法等の一部が改正され、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額措置が講じられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

改正条文でございます。改正内容を、資料1の改正条例新旧対照表により御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

今回の改正は、子育て世帯の経済的負担を軽減する観点から、納税義務者の属する世帯内に未就学児がいる場合に、この未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を5割軽減するものでございます。

8ページをお開き願います。

第23条に新たに第2項を追加し、第1号に基礎課税分、いわゆる医療給付分、第2項に後期高齢者支援金分の世帯区分に応じた未就学児1人当たりの均等割額をそれぞれ定めております。

あわせて、法改正に伴う追番の追加による関係条文の整理など、所要の整理を行っております。

改正条文をお願いいたします。附則第1項としまして、施行期日は公布の日から施行し、未就学児の軽減措置に係る改正規定並びに附則第2項は、令和4年4月1日から施行するものいたします。

また、附則第2項としまして、この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものいたします。

以上で、議案第10号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 議案第11号について御説明申し上げます。

議案第11号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について。

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、令和4年度から集合税を廃止するため、この条例を定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例を廃止する条例でございます。廃止いたします壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例は、市税等の納付成績の向上と事務の合理化を図るため、市県民税、固定資産税及び国民健康保険税について、10期割りで算出した額を一つの集合税として納付することを定めたものでございますが、令和4年4月1日から、市の基幹系システムについては、鹿児島県市町村情報センターの標準システムを共同利用することによる維持管理費の節減効果を十分生かすため、市民税及び固定資産税を壱岐市税条例の本則どおり、いずれも4期徴収とし、税目ごとに納付いただくことといたしますので、集合税とする特例を定めた本条例を廃止するものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日でございます。

以上で、議案第11号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 議案第12号壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市文化財展示施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由ですが、壱岐市文化財展示施設のうち、彫刻家小金丸幾久記念館及びふるさと資料館を令和4年3月31日に閉館することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

壱岐市文化財展示施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

議案関係資料1の18ページから20ページには新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

昨年3月、文化財展示施設の管理運営について見直しを行う中で、小金丸記念館については、4月から先行して休館としておりました。昨年6月に開催をした老岐市文化財展示施設再編計画検討委員会の意見を基に、彫刻家小金丸幾久記念館及びふるさと資料館を令和4年3月31日に閉館をいたします。

今回、両施設に係る部分の削除で、第2条、第6条、第7条、第9条について改正を行うものであります。

なお、小金丸幾久先生の残された彫刻作品等については、今後も、一支国博物館などで可能な限り展示公開をし、活用を図ってまいります。

また、ふるさと資料館については、今後、松永記念館の再整備計画の中で検討を行ってまいります。

附則第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項、この条例による改正後の老岐市文化財展示施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の施設の利用等に係る使用料等について適用し、施行日前の施設の利用等に係る使用料等については、なお従前の例によることとします。

以上で、議案第12号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川消防長。

〔消防長（山川 康君） 登壇〕

○消防長（山川 康君） 議案第13号老岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

老岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由でございますが、消防団員の処遇の改善等に関する検討会の中間報告書を踏まえ、消防団員の報酬等の基準の策定等について、所要の改正を行うものであります。あわせて、条例定数の見直しを行ったところでございます。

次のページをお開きください。

改正内容でございますが、条文第2条中の条例定数1,020人を940人に改める。第12条中、報酬を年額報酬に改め、団員の報酬の3万3,000円を3万6,500円に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として、「団員の報酬は年額報酬及び出勤報酬とする」を加えるものでございます。

また、第12条第3項に、団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次の

とおり、出動報酬を支給する。災害、警戒、行方不明者捜索及び立哨業務の場合、1日7時間45分につき8,000円、災害、警戒、行方不明者捜索、立哨業務、訓練等、ラッパ隊要請及び消防音楽隊要請の場合、1日未満1回につき3,000円を加えるものでございます。

第13条の表中、ラッパ手技術手当をラッパ手、まとい組、消防音楽隊技術手当に改め、出動手当の項を削るものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、改正条文の新旧対照表を資料21ページから22ページに記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

以上で、議案第13号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔消防長（山川 康君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第14号市道路線の認定について御説明いたします。

市道路線を別紙のとおり認定するものでございます。

本日の提出でございます。

提案理由ですが、県道湯ノ本芦辺線の改良工事に伴い発生した不要物件、廃道敷を道路法第93条の規定により引譲りを受け、市道として受け入れる必要があるため、市道路線の認定を行うものでございます。

この路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づいて提案するものでございます。

次のページには、認定路線の調書を記載しております。その次のページからは、路線の所在地及び延長などを記した図面を添付いたしております。

以上で、議案第14号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第17号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,024万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ251億9,819万2,000円としま

す。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の1、追加で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援給付事業等13件、事業費総額2億5,644万2,000円について、年度内に事業が完了しない見込みであるものについて、繰越明許費として追加しております。

7ページ、2、変更は、地域情報通信推進事業費ほか4件の事業について、資材調達の遅れや工事内容の変更等により、さきに計上しておりました繰越明許費に追加するもので、1億8,746万2,000円を追加しております。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料4、令和3年度3月補正予算案概要の15ページから18ページに記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

8ページ、第3表地方債補正の1、変更の辺地対策事業債は、市道紺屋町線のり面補修事業の事業費追加及び他の事業との調整により、限度額を2億7,320万円から2億9,930万円に、2,610万円増額しております。

9ページの過疎対策事業債、過疎地域持続的発展特別事業は、過疎対策事業債ソフト事業分の限度額超過部分について配分がなされたため、限度額を2億5,990万円から3億5,490万円に9,500万円増額しております。

次の農林水産債は、緊急自然災害防止対策事業債及び防災・減災国土強靱化緊急対策事業債の事業実績見込み、事業費の調整による減額及び国の補正予算に伴う県営事業負担金の追加による補正予算債の追加により、限度額6,730万円から4,360万円に2,370万円減額しております。

このほか、第3表地方債補正に計上しております地方債の借入限度額につきまして、対象事業費の調整及び県との協議による同意額に合わせ、それぞれ増減を行っております。

それでは、事項別明細書により主な内容を説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

16ページから17ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税を6億6,168万1,000円追加しております。

なお、本年度の普通交付税は、国の補正予算により再算定が行われ、12月末に追加交付されましたので、再算定後の令和3年度の普通交付税額は93億6,160万2,000円に決定しております。

15款国庫支出金1項2目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業において、工法の見直し等による事業費の減額及び災害査定等により8,400万円減額しております。

次のページをお開き願います。

18ページから19ページ、2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今年度事業実績見込みにより、令和3年度交付決定分を減額し、翌年度以降に計上するもので、5,270万1,000円を減額しております。

同じく、2目民生費国庫補助金の保育士等処遇改善臨時特例交付金は、民間の保育事業所の処遇改善に要する費用を国が10分の10補助するもので、255万7,000円を計上しております。

そのほか、離島活性化交付金、地方創生推進交付金など、国庫支出金全般におきまして、事業費の確定、または、実績見込みにより、それぞれ減額をしております。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金の農村地域防災・減災事業補助金269万5,000円及び担い手確保経営強化支援事業補助金3,045万円は、令和3年度国の補正予算に伴い、事業の追加を計上しております。

次のページをお開き願います。

20ページから21ページ、水産業費補助金の水産基盤整備事業補助金は、箱崎前浦漁港の水産物供給基盤機能保全事業について、補助金の追加内示分600万円を計上しております。

5目商工費県補助金の長崎県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年8月から9月にかけて実施された3期分の営業時間短縮協力金事業の事業費確定により、7,137万5,000円を減額しております。

そのほか、農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金、離島漁業再生支援交付金など、県支出金全般におきまして、事業費の確定または実績見込みにより、それぞれ減額をしております。

18款1項2目指定寄附金の企業版ふるさと納税は、新たに2件の企業版ふるさと納税がありましたので、530万円を計上しております。

19款1項1目基金繰入金は、地域福祉基金ほか5つの基金につきまして、充当事業の実績見込み及び一般財源による充当の調整がなされましたので、5つの基金合わせまして3億4,430万円を減額しております。

次のページをお開き願います。

22ページから25ページにかけましての22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料4の令和3年度3月補正予算（案）概要の主要事業から、主な内容について御説明いたします。

まず、歳出全般につきまして、今年度の事業費の確定及び入札執行等実績見込みより不用額につきまして、減額補正を行っております。

2ページをお開き願います。

2款1項3目基金積立金で、今年度の一般財源所要額について調整の見込みがございましたので、財政調整基金2億5,000万円、減債基金4億6,000万円の積立てを計上しております。

次のページをお開きください。

3ページ、2款1項7目情報管理費の共同電算システム導入事業は、共同電算システムの附属システムの変更に伴い、2,500万円を減額しております。

同じく12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の事業継続支援金は、商工業分で7,560万6,000円の減額。

次のページをお開き願います。

4ページ、農林分が1,189万5,000円、水産分が1,680万5,000円、それぞれ事業実績に合わせまして減額しております。

次のページをお開き願います。

5ページ、3款2項1目児童福祉総務費、放課後児童クラブ等育成支援事業は、事業実績見込みにより減額となっておりますが、国の補正予算における放課後児童支援員等に対して収入を3%程度引き上げるための、国の10分の10補助による処遇改善に係る支援分99万円が追加されており、差引き746万円の減額となっております。

次のページをお開き願います。

6ページ、同様に3款2項2目児童措置費の委託費、認可保育所及び地域型保育給付費におきましても、保育士等の処遇改善に係る分の追加を踏まえて補正を行っております。

次のページをお開き願います。

7ページ、4款1項4目病院事業費は、長崎県病院企業団の負担金額確定により481万5,000円を追加しております。

9ページをお開き願います。

5款1項3目農業振興費の担い手確保経営強化支援事業は、国の補正予算により、地域の担い手として農業経営の発展に取り組む際に必要な機械、施設の導入について国が支援する事業で、



個人1件、法人1件の事業について採択されたため、3,045万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

10ページ、5款1項5目農地費の農村地域防災減災事業は、国の補正予算に伴い、防災重点ため池のハザードマップ作成業務を追加して実施するもので、275万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

11ページ、5款3項4目漁港漁場整備費、水産物供給基盤機能保全事業は、国の補助金追加内示に伴い、箱崎前浦漁港の事業費を増額するもので、1,000万円を計上しております。

13ページをお開き願います。

10款2項1目公共土木施設災害復旧費の現年補助災害分について、工法の見直し等により1億500万円を減額しております。

以上で、議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時59分休憩

-----  
午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第16号並びに第17号について御説明申し上げます。

初めに、議案第16号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ743万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億120万7,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,998万9,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、主な内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、3款1項1目保険給付費等交付金は、一般被保険者高額療養費の増額に伴う普通交付金700万円を追加補正いたしております。

5款1項1目一般会計繰入金及び9款1項1目災害臨時特例補助金は、12月補正において、新型コロナの影響による保険税減額分につきまして、10分の6相当額229万4,000円を一般会計繰入金に予算計上いたしておりましたが、今回、国の令和3年度補正予算において、災害臨時特例補助金としまして財政支援が実施されることから、それぞれ増減補正を行っております。

6款1項1目その他繰越金につきましては、歳出で補正計上を行っております傷病手当金の財源としまして43万8,000円を追加補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款2項1目一般被保険者高額療養費は、新型コロナの影響が落ち着き、11月、12月診療分の高額療養費の実績が想定以上に増加したことにより、700万円を追加補正いたしております。

2款6項1目傷病手当金につきましては、1月以降、数件の申請・相談を受け付けており、新型コロナオミクロン株の感染拡大により、3月末までに10件の申請を見込み、43万8,000円を追加補正いたしております。

次に、診療施設勘定につきまして、主な内容を御説明申し上げます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項診療収入は、新型コロナの影響などから、令和2年度実績と比較し、大幅な収入の減少が見込まれるため、総額1,176万3,000円を減額補正いたしております。

2款1項1目診療所等手数料につきましては、実績見込みにより、20万7,000円を追加補正いたしております。

3款2項1目一般会計繰入金につきましては、診療所運営費不足分といたしまして1,153万6,000円を追加いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目施設管理費、人材派遣手数料につきましては、旧勝本診療所周辺の環境管理作業につきまして、実績に基づき、2万円を減額いたしております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

次に、議案第17号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,108万8,000円とします。第2項につきましては記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入でございますが、7款1項1目一般会計繰入金は、介護認定調査事業の実績見込みにより、850万円を減額いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款3項2目認定調査費は、新型コロナの影響により、介護認定更新申請において面会が困難となった場合に、従来の有効期間に新たに12か月までの範囲内で加算することを認める臨時的な取扱いが示され、主治医意見書の作成及び認定調査の実施件数が減ったことにより、850万円を減額いたしております。

以上で、議案第16号並びに17号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第18号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

1ページをお開き願います。

令和3年度壱岐市の下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,460万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,504万7,000円とします。第2項は記載のとおりです。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によります。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によります。

本日の提出でございます。

10、11ページをお開き願います。

歳入ですが、下水道事業の実績に伴い、5款第1項一般会計繰入金1,240万円、8款1項

下水道事業債を220万円減額する財源調整を行っております。

12、13ページをお願いいたします。

歳出の1款下水道事業費では、公営企業会計移行委託料、消費税納付金を、また、2款漁業集落排水整備事業費でも、公営企業会計移行委託料、加入助成金、消費税納付金などを実績額により減額いたしております。

4ページに繰越明許費を、5ページに地方債補正の変更を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223億9,000万円とします。第2項については記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債によるものでございます。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、30億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第1項第1号に定めるものでございます。

本日の提出でございます。

2ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算の款項の区分の金額につきましては、記載のとおりでございます。

6ページから7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和4年度以降に発生する債務負担の内容につきましては、記載のとおりでございます。

9ページをお開き願います。

第3表地方債で、令和4年度に借り入れるものの起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。限度額の総額は19億4,950万円でございます。

それでは、事項別明細書により主な内容について御説明いたします。

まず、歳入でございますが、14ページから15ページをお開き願います。

1款市税の1項市民税は8億4,882万7,000円、対前年度661万2,000円の増、同じく2項固定資産税は9億7,383万9,000円で、対前年度740万7,000円の増としております。

次のページをお開き願います。

16ページから17ページ、7款地方消費税交付金は5億9,364万9,000円で、対前年度1億2,305万1,000円の増としております。

次のページをお開き願います。

18ページから19ページ、11款地方交付税は、普通交付税88億500万円、特別交付税7億9,000万円、合計で95億9,500万円、対前年度4億円の増としております。

26ページから27ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の離島活性化交付金は、壱岐島観光需要安定化対策事業、戦略産品輸送経費支援事業など6事業に対し、2分の1の補助金1億1,585万4,000円、また、地方創生推進交付金は、まちづくり協議会費、SDGs推進事業、しまの産品による地域活性化プロジェクト事業など6事業に、2分の1補助の3,129万4,000円、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金は、農水産物の輸送コスト支援事業に対しての60%補助の9,518万8,000円、また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地方創生テレワーク推進事業、漁業用燃油対策事業、壱岐焼酎消費喚起事業ほか18事業に1億2,661万1,000円を計上しております。

30ページから31ページをお開き願います。

16款県支出金2項1目総務費県補助金の国境離島地域雇用機会拡充事業交付金は、雇用機会拡充事業に係る補助金で、国の負担分を含めた交付金2億5,217万3,000円を計上しております。

36ページから37ページをお開き願います。

18款1項2目指定寄附金のふるさと応援寄附金は、令和4年度は5億円の見込額で計上しております。

次の19款1項1目基金繰入金は、財源調整のための財政調整基金を5,000万円、特定目的基金については、地域福祉基金は、障害者福祉医療費、入湯券等助成事業などの財源として

1億3,000万円、合併振興基金につきましては、自治公民館運営費、まちづくり交付金、乗合タクシー運行業務などの財源として4億5,000万円、ふるさと応援基金につきましては、定住奨励事業、放課後児童健全育成事業、ふるさと就職支援事業などの財源として4億5,000万円、過疎地域持続的発展特別基金は、子供の医療費助成、島外スポーツ団体誘致、出産祝い金などの財源として2億2,500万円を計上しております。

44ページから47ページをお開き願います。

22款市債につきましては、合計19億4,950万円、対前年度5億1,040万円の増となっております。

まず、1目辺地対策事業債は、市道片原中央線、市道宮ノ原久喜線など、補助及び単独起債事業の20路線の道路改良事業及び消防ポンプ自動車の購入等について2億6,900万円を計上しております。

2目過疎対策事業債は、ハード分で、市道黒崎線改良工事ほか7路線の道路改良事業、芦辺港ターミナル整備事業、筒城小学校校舎外壁及び屋根防水改修工事等に5億120万円、ソフト分で、離島航空路線確保対策補助金、壱岐行き教育旅行推進事業など、2億5,690万円を計上しております。

3目臨時財政対策債は、地方の財源不足を補填するため、国と地方の折半ルールに基づくもので、4億円を計上しております。

4目総務債の公共施設等適正管理推進事業債は、旧かたばる病院施設の解体工事に1億3,130万円を計上しております。

6目農林水産債の緊急自然災害防止対策事業債は、大左右地区排水路改修工事のほか、県営漁港・港湾事業等に充当するもので、1億2,070万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

46ページから47ページ、7目土木債の公営住宅建設事業債は、元居団地、寺頭団地、永田団地の改修工事に1億820万円を計上しております。

9目教育債の緊急防災・減災事業債は、壱岐の島ホール非常用発電設備の設置工事に充当するもので、4,450万円を計上しております。

次に、歳出について説明いたします。

歳出につきましては、別紙資料5、令和4年度当初予算案概要の主要事業の中から主なものについて御説明いたします。

5ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費のまちづくり協議会費は、集落支援員の設置及びまちづくり交付金等に9,196万5,000円を計上しております。

同じく5目財産管理費は、公共施設個別施設計画に基づき、現在、ひまわりを設置している施設部分を残し、旧かたばる病院施設の解体工事を行うもので、1億4,596万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

6ページ、2款1項6目企画費の離島航空路線確保対策補助金は、本市に就航している航空路線の次期後継機の導入に係る費用の一部を支援するため、過疎対策事業債のソフト分を財源として1億6,816万3,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

7ページ、同じく企画費の定住奨励事業は、定住・移住の推進を図るため、住宅取得費用の一部や移住費用などの助成を行うもので、2,986万円を計上しております。

9ページをお開き願います。

2款1項6目企画費のSDGs推進事業でございますが、壱岐なみらい創りプロジェクト事業をはじめ3事業、1,800万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

10ページ、同じく企画費の二酸化炭素排出抑制対策事業は、洋上風力発電導入の可能性について検討し、先行利用者との調整・合意形成を図り、導入可能性エリアの抽出を行うもので、3,500万円を計上しております。

次の国境離島振興費の国境離島航路航空路運賃軽減事業負担金は、国境離島地域における交通手段の経済的負担を軽減するため、運賃低廉化に係る費用を国55%、県22.5%、市22.5%の割合で負担するもので、5,767万7,000円を計上しております。

12ページをお開き願います。

同じく企画費の国境離島振興費は、滞在型観光の促進を図るため、滞在型観光割引事業、ガイド育成や体験プログラムの企画・開発等に対する支援を行うもので、3,041万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

13ページ、2款1項7目情報管理費の総合行政ネットワークシステム等更新業務は、情報系パソコンの更新、情報ネットワークシステム及びサーバー更新費用として1億8,556万5,000円を計上しております。

15ページをお開き願います。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費の公共交通確保対策支援事業は、県及び市において航空路・航路・陸上交通事業者支援を行うもので、2,000万円を計上しております。

17ページをお開き願います。

3款1項4目国民健康保険事業費の診療施設勘定費は、湯本診療所の運営費不足分に対する繰出金2,446万7,000円を計上しております。

20ページをお開き願います。

3款3項2目扶助費は、生活保護に係る扶助費につきまして7億5,099万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

21ページ、4款1項1目保健衛生総務費の水道事業費は、水道事業会計に係る繰り出しで、補助金、負担金、合わせて2億3,158万9,000円を計上しております。

23ページをお開き願います。

4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和4年度実施予定分として、ワクチン接種に係る費用8,011万7,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

24ページ、5款1項1目農業委員会費の調査等タブレット導入運用事業は、農業委員会における情報収集等の効率化を図るため、タブレット端末の導入を図るもので、216万8,000円を計上しております。

26ページをお開き願います。

5款1項4目畜産業費の和牛共進会費は、令和4年度は5年に一度開催される全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催される予定であり、これに要する経費等907万5,000円を計上しております。

28ページをお開き願います。

5款3項2目水産業振興費、漁業用燃油対策事業として、漁業者が使用する漁業用燃油に対して1リットル当たり10円の補助を行うもので、5,452万円を計上しております。

30ページをお開き願います。

5款3項3目漁港管理費、芦辺港ターミナル整備事業は、芦辺港ジェットfoil乗り場の移転に係る設計業務等2,397万9,000円を計上しております。

32ページをお開き願います。

6款1項2目商工振興費、ふるさと就職支援事業は、新規高卒者など、若年層の地元企業への就職を促進するとともに、UIターン者にも支援を行うことにより移住・定住につなげるもので、1,759万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

33ページ、同じく商工振興費の壱岐焼酎消費喚起事業は、アフターコロナにおける壱岐焼酎



販路の取戻しと新たな販路拡大の取組を支援するもので、900万円を計上しております。

次のページをお開き願います。

34ページ、6款1項4目観光費、壱岐行き教育旅行推進事業は、教育旅行等で本市に来島する学校の来島費用等を助成するもので、3,086万1,000円を計上しております。

36ページをお開き願います。

7款2項3目道路橋りょう新設改良費の道路改良費補助事業分は、市道黒崎線改良工事など9事業で3億2,873万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

37ページ、道路改良費の起債事業は、辺地債、過疎債を財源として、市道銀台線舗装補修工事など18路線、2億4,520万円を計上しております。

40ページをお開き願います。

7款7項2目住宅建設費は、元居団地改修事業等3事業で1億2,494万3,000円を計上しております。

次の8款1項2目消防団運営費は、消防団員の処遇改善等に係る見直し分を含め、3,947万5,000円を計上しております。

42ページをお開き願います。

9款1項3目教育指導費の離島留学生ホームステイ事業は、長崎県の離島留学制度による高校生及びいきっこ留学の小中学生の受入れに要する費用について、3,939万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

43ページ、9款2項1目小学校管理費で、筒城小学校校舎外壁及び屋根防水改修工事など、小学校施設整備事業に5,756万9,000円、次の9款3項1目中学校管理費で、芦辺中学校屋内運動場外壁及び屋根等改修工事など、中学校施設整備事業に6,983万7,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

44ページ、9款5項4目の壱岐文化ホール施設整備事業は、壱岐の島ホールのワイヤレスマイク更新、非常時発電設備更新等で9,758万7,000円を計上しております。

以上が歳出の主な内容でございます。

その他、基金の状況につきましては資料の51ページに、地方債の状況に関する調書は予算書の258ページに記載のとおりでございます。

以上で、議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算について説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第20号から22号まで続けて御説明申し上げます。

議案第20号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億4,588万7,000円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,953万7,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第4条は、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者健康保険税は、新型コロナの影響を考慮し、令和4年度の保険税率を据え置くこととしており、5億9,796万6,000円を予算計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

4款1項1目保険給付費等交付金は、医務費、医療費、保険事業に係る長崎県からの交付金といたしまして、27億4,497万2,000円を予算計上いたしております。

6款1項1目一般会計繰入金は、法定分といたしまして総額2億6,939万2,000円を予算計上いたしております。

6款2項1目財政調整基金繰入金は、保険税を据え置くことから、長崎県に納付する国民健康保険事業費納付金の歳入不足を補う目的に3,179万8,000円を予算計上いたしております。

18ページ、19ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款総務費は、国保事業の運営事務費といたしまして、総額2,160万9,000円を予算計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、患者負担分を除く医療費といたしまして22億9,200万円、3目一般被保険者療養費は、補装具等の償還払い分の医療費としまして1,440万円を予算計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、世帯及び個人の自己負担限度額を超える償還払い分の医療費としまして3億6,900万円を予算計上いたしております。

2款4項1目出産育児一時金は、42万円の23人分で966万円、5項1目葬祭費は120万円を予算計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金は、国保財政の責任主体である長崎県から示された納付金、総額8億7,406万円を予算計上いたしております。

24ページから27ページをお開き願います。

5款保健事業費は、生活習慣病の早期発見、重症化予防を図るため、特定健診及び特定保健指導の事業費といたしまして、所要額を予算計上いたしております。

次に、診療施設勘定につきまして、主な内容を御説明申し上げます。

39ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

44ページ、45ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款診療収入は、新型コロナの影響や令和3年度の実績見込みを考慮し、2,474万8,000円を予算計上いたしております。

また、3款1項1目一般会計繰入金は、診療所運営費の不足分の負担としまして、2,446万7,000円を予算計上いたしております。

46ページ、47ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目施設管理費は、診療所の維持管理費及び医師への診療業務委託料としまして、4,853万7,000円を予算計上いたしております。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

次に、議案第21号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計につきまして御説明を申し上げます。

令和4年度壱岐市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億8,997万1,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

本日の提出でございます。

主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内訳は、記載のとおりでございます。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合において、令和4年度の保険料率の改定が行われたことから、2億4,004万7,000円を予算計上いたしております。

また、4款1項一般会計繰入金は、広域連合への納付金など、法定負担分といたしまして、総額1億4,807万7,000円を予算計上いたしております。

14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険者である長崎県後期高齢者医療広域連合から示された納付金、総額3億8,574万1,000円を予算計上いたしております。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

次に、議案第22号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36億6,687万2,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,604万3,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為によるものでございます。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定めるものでございます。

歳出予算の流用、第4条は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

主な内容を御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内容は、記載のとおりでございます。

10ページから13ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目第一号被保険者保険料は、令和4年度は第8期介護保険事業計画の中間年度であり、保険料基準額は昨年を引き続き、月額6,490円とし、6億14万2,000円を予算計上いたしております。

また、3款から5款及び7款につきましては、介護給付費、地域支援事業費並びに事務費の財源としまして、法定負担及び第8期介護保険事業計画に基づき算定し、それぞれ予算計上をいたしております。

16ページ、17ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款総務費は介護保険事業の運営事務費としまして、総額3,442万5,000円を予算計上いたしております。

18ページ、19ページをお開き願います。

2款1項1目介護サービス諸費は、サービス利用者の自己負担分を除く介護サービス費といたしまして、32億208万円を予算計上いたしております。

20ページ、21ページをお開き願います。

2款3項1目高額介護サービス費は、自己負担限度額を超える償還払い分の介護サービス費といたしまして、8,940万円を予算計上いたしております。

また、3款1項介護予防生活支援サービス事業費は、介護認定を受けていない方や要支援レベルの方々が必要とする総合事業の費用、1億7,128万2,000円を予算計上いたしております。

22ページ、23ページをお開き願います。

3款2項1目一般介護予防事業費は、介護予防を目的に介護予防把握事業、二次予防指導事業、介護予防普及事業などの費用、5,645万9,000円を予算計上いたしております。

24ページ、25ページをお開き願います。

3款3項1目包括的支援事業・任意事業費は、高齢者の総合的な支援としまして、相談窓口や配食サービス事業などの費用、8,975万4,000円を予算計上いたしております。

次に、介護サービス事業勘定につきまして主な内容を御説明申し上げます。

41ページをお開き願います。

第2表債務負担行為で、令和5年度に発生する債務負担行為の内訳は、記載のとおりでございます。

46ページ、47ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項予防給付費収入は、要支援認定者及び総合事業利用者の方への

サービスプラン作成収入としまして、2,961万6,000円を予算計上いたしております。

48ページから51ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、地域包括支援センターの運営費といたしまして、1,347万8,000円、2款事業費は、市外にお住まいの高齢者の介護予防プランの作成に係る委託料としまして、26万5,000円を予算計上いたしております。

以上で、議案第20号から22号までの説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第23号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

1ページ目をお願いいたします。

令和4年度壱岐市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億869万5,000円と定めます。2項及び第2条並びに第3条は記載のとおりです。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定めます。

第5条は記載のとおりです。

本日の提出です。

10から11ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。2款使用料及び手数料の1目下水道使用料は、現年度分の下水道と漁業集落排水整備事業分の6,529万9,000円を見込んでおります。

3款国庫支出金は、公共下水道事業費補助金を、4款県支出金は漁業集落排水整備事業費補助金などを計上いたしております。

12ページから13ページには、9款市債として、公共下水道事業及び漁業集落環境整備事業分と公営企業会計適用債を計上しております。

14から15ページをお願いいたします。

3、歳出として、1款下水道事業費の1目一般管理費12節委託料には、公共下水道の公営企業会計法適用移行業務などを、16から17ページには、2目施設管理費として、12節委託料に公共下水道施設管理業務費などを計上しております。

18から19ページには、2項1目施設整備費の14節工事請負費は、公共下水道の更新工事

費として、中央水処理センターの脱水機更新工事などを計画いたしております。

2 款漁業集落排水整備事業費 1 項 1 目一般管理費を掲載しております。

2 0 から 2 1 ページをお願いいたします。

1 2 節委託料として、漁業集落排水整備事業の公営企業会計法適用移行業務などを、2 2 から 2 3 ページには、2 目施設管理費の 1 2 節委託料に山崎、恵美須、瀬戸、芦辺の施設管理業務費、2 項施設整備費には、1 2 節委託料に瀬戸、芦辺地区漁業集落排水処理施設の機能保全のための詳細設計業務、1 4 節工事請負費には、山崎地区漁業集落排水整備施設の設備及びマンホールポンプ上のポンプの更新工事などを計上いたしております。

2 7 から 3 3 ページは給与明細書を、3 4 から 3 5 ページには債務負担行為の限度額を、3 6 ページには地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。

議案第 2 3 号に関する主要事業は、資料 5 の令和 4 年度当初予算（案）概要の 4 9 ページから 5 0 ページに記載しております。

以上で、議案第 2 3 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第 2 4 号令和 4 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

令和 4 年度壱岐市の三島航路事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 2, 0 6 7 万 2, 0 0 0 円と定める。第 2 項は記載のとおりでございます。

第 2 条、地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

第 3 条、一時借入金、一時借入金の借入れの最高額は 5, 0 0 0 万円と定める。

本日の提出でございます。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書により説明をいたします。1 0 ページ及び 1 1 ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1 款使用料及び手数料 1 項使用料 1 目船舶使用料でございますけれども、本年度は 1, 4 2 5 万円を計上いたしております。令和 3 年度と比較しますと 2 5 万円減少しておりますが、これは、三島地区の人口は年々減少傾向にありますので、乗船運賃の減少を見込んでおります。

次に、2款国庫支出金、国庫補助金は、4,098万4,000円を計上しております。国庫補助金につきましては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっており、既に内示もあっております、昨年度と比較しますと増額となります。

3款県支出金、県補助金は、1,516万3,000円を計上いたしております。国からの補助残を基に算定することになります。県負担金は、国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による県の負担金でございます。

4款繰入金一般会計からの繰入金は、国・県の補助残等と国境離島航路運賃軽減事業に伴う運賃低廉化による市の負担分を計上しております。

12ページ及び13ページをお開き願います。

歳出について御説明申し上げます。

1款運航費1項運航管理費1目一般管理費でございますけれども、これにつきましては経常的な経費でございます。船員関係については、海事職員4人、会計年度任用職員3人の人件費を計上いたしております。

次に、14ページ及び15ページをお願いいたします。

26節公課費76万円でございますが、これは消費税納付金でございます、簡易課税に基づくものでございます。2目事業管理費でございますが、これも経常的なものであり、10節需用費の修繕料2,500万円につきましては、主に定期検査に係る修繕料とドックに係る費用でございます。令和4年度は、5年に1度の定期検査の年に当たるため、前年度と比較して400万円の増額となっております。また、13節使用料及び賃借料でございますけれども、これはドック検査に入ったときに係る臨時代船の用船料でございます。

次に、2款公債費でございますけれども、これは平成14年度に建造いたしましたフェリーみしまに係る公債費の償還が平成29年度で終了しておりますので、一時借入金利子のみを計上しております。

18ページから25ページにかけては、給与費明細書でございます。

以上で、議案第24号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第25号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について御説明いたします。

令和4年度壱岐市の農業機械銀行特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億570万1,000円



と定める。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

次に、8ページ、9ページをお開き願います。

歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料1項1目使用料6,069万5,000円は、機械使用料の収入でございます。前年度までの実績と4月からの料金改定を見込みまして246万7,000円の増といたしております。

3款繰入金1項1目減価償却基金繰入金100万円は、作業用機械購入のための繰入を予定いたしております。

5款諸収入1項1目受託事業収入4,400万円は、道路・公園等維持管理に係る作業受託料を計上いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

1款総務費1項1目一般管理費1億469万円は経常的経費でありまして、主には消耗品費、燃料費、修繕料等の需用費とオペレーター等件費分を農業機械銀行振興会負担金に計上いたしております。

12ページ、13ページをお開き願います。

2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金100万1,000円は、農業用機械購入の財源に充てるため、減価償却基金への積立てを予定しております。

14ページは、給与費明細書でございます。

以上で、議案第25号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第26号令和4年度壱岐市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

第1条、令和4年度壱岐市水道事業会計の予算は、次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量は記載のとおりです。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入、第1款水道事業収益は7億6,600万2,000円、支出、第1款水道事業費用は7億9,001万5,000円です。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

2ページをお願いいたします。

収入の第1款資本的収入は2億508万9,000円、支出の第1款資本的支出は4億5,475万5,000円です。

第5条から第7条は記載のとおりです。

本日の提出です。

4から7ページには、予算の実施計画書として、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を記載しております。

8ページには、業務活動によって実際に得られた収入から外部への支出を差し引いて、手元に残る資金の流れを表すキャッシュ・フロー計算書を、10から13ページには、職員の給与費明細書を記載しております。

14から21ページには、令和4年度と令和3年度の予定損益計算書と予定貸借対照表を記載しております。

22ページをお願いいたします。

令和4年度の予算実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入でございます。1款水道事業収益1項1目給水収益は、現年分の水道料金として5億4,147万6,000円を見込んでおります。また、2目その他の営業収益として、他会計負担金を見込んでおります。2項営業外収益は一般会計繰入金長期前受金戻入などを計上いたしております。

24ページをお願いいたします。

支出でございます。1款水道事業費用1目原水及び浄水費は、水質検査委託料や水道施設の電気料などを計上しております。2目配水及び給水費は、6節委託料に水道検針業務や漏水調査、水道施設運転監視委託などを、8節修繕費は水道施設修繕費などを計上しております。

26から27ページには、4目減価償却費などを記載しております。

28から29ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございますが、1款資本的収入ですが、1目他会計支出金を計上しております。2項工事負担金は、道路改良工事などに伴う水道管布設替保障費を計上しております。

29ページの1款資本的支出は、1項建設改良費に給配水管布設替工事や基幹施設改良費委託料として基幹施設改良設計業務を、2項資産購入費は、量水器や量水ボックス、公用車の購入費を、3項企業債償還金は、これまでの建設改良などに伴う企業債償還金を計上しております。一般会計繰入金の減額により赤字経営となるため、赤字分については内部保留金による補填により対応する予定となっております。

以上で、議案第26号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりました。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月8日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時09分散会

---

令和4年 壱岐市議会定例会 3月 会議録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和4年3月8日 午前10時00分開議

日程第1	報告第2号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第16号)の専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第3号	損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	質疑なし、報告済
日程第3	議案第6号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第7号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第8号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第6	議案第9号	壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第10号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第11号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第12号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第13号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	質疑あり、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第14号	市道路線の認定について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第13	議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第16	議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第17	議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託

日程第19	議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	議案第27号	損害賠償の額の決定について	教育次長 説明、質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新報社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川博一市長より追加議案を1件受理しております。

---

**日程第1. 報告第2号～日程第2. 報告第3号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第2号から、日程第2、報告第3号まで2件を議題として、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで報告第2号ほか1件の質疑を終わります。

---

**日程第3. 議案第6号～日程第5. 議案第8号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、議案第6号から、日程第5、議案第8号まで3件を議題とし、これから一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第6号ほか2件の質疑を終わります。

---

**日程第6. 議案第9号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第6、議案第9号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第9号について質問いたします。

1点目は、提案理由に公務員職権濫用の嫌疑は不起訴処分となったと、そういうふう述べておられます、まず。この間の市民向けの説明でも起訴されなかったと、それから検察審査会でも起訴されなかったということ、まず必ず述べているわけでありましたが、この嫌疑は不起訴処分となったということ、極めて強調されているように思われますし、そういう意味で職権濫用はなかったという意味の主張であるというふうには白川市長は言われているのか。しかし、民事訴訟のほうで裁量権の逸脱、濫用はあったということは認めになるということ、よろしいのかということが、まず1点でございます。

その次2点目でございますが、判決は下されました。白川市長は様々な説明の中で、反省するところは反省する、真摯に受け止めると、このような言葉は多く語られておられますが、具体的にどういふ点を反省しなければならなかったか、そういう具体的な点での説明、広報のいきにおいても、それからケーブルテレビでの説明でも、その具体的な反省点については語られていない、そのように受け止めるわけですが、はっきりとどの点がしっかり反省しなければならなかった点なのか、お答え願いたいと思います。

それから3点目、今回の損害賠償請求事件については、壱岐産業眞弓さんからは、訴えられたのは壱岐市と白川市長であります。この間は白川市長の責任、いろんな説明はなされておられますが、壱岐市としての責任、この辺りは明確でないというふうに思いますが、壱岐市との責任を明確にすべきではないかというふうに思いますし、その責任はどのように壱岐市として取られるのか、この点をお答え願いたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

○市長（白川 博一君） 4番、山口欽秀議員の御質問にお答えをいたします。

3点ございますけれども、第1点目の質問でございます。

公務員の職権濫用罪につきましては、検察庁において不起訴処分となり検察審査会でも不起訴処分となりましたので、職権濫用はなかったものと認識をいたしております。このことについては、強調するというのではなくて、一連のこの件について刑事訴訟と民事訴訟が行われましたので、一連の御説明を市民の方にしたというところでございます。

また、裁量権の逸脱、濫用につきましては、これにつきましても説明をいたしておりますが、全てを承服できるものではありませんけれども、判決が確定いたしましたので、認める認めないということではなくて、真摯に受け止める立場にあると考えておるところであります。

2点目の御質問でございますけれども、民事訴訟、損害賠償の判決に確定に当たりましては、御承知のとおり市民皆様に対し、市議会の中での御報告並びに壱岐市ケーブルテレビ、市ホームページ、市広報紙にて、私からおわびと内容説明をさせていただいたところであります。繰り返

しになりますけれども、刑事訴訟については不起訴となり、結果として刑事と民事の判断は分かれ、平成29年1月の刑事訴訟からこれまで5年間にわたり検察庁や裁判所において、誠実に細部に至るまで御説明申し上げてきたところでありまして、これまでの全ての内容を精査された結果が、既に御報告申し上げた内容でございます。裁判の内容に関して、ある一部分のみを切り取ったものについて申し上げることは適当ではないと考えており、またその内容を御説明申し上げるには限界もございます。

今回の確定判決を真摯に受け止めて、既に申し上げております私の考える4つの責任について、果たしてまいることが一つの反省の表れでありますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

3点目の御質問、壱岐市の責任についてにお答えいたします。

まず、今回の民事訴訟における法的責任について改めて御説明を申し上げます。

今回の訴訟における被告は、壱岐市及び白川博一個人でありますけれども、白川博一個人に対しての不法行為による損害賠償請求については、被告白川は市長の職務として行った行為であるから、国家賠償法の規定により賠償責任を負わないとされました。国家賠償法第1条の規定に基づき地方公共団体である壱岐市が損害賠償責任を負うこととなります。

市といたしましては、確定判決に基づき損害賠償金及び遅延損害金の合計額384万9,133円について、原告への支払いを完了しております。また、この分について壱岐市損害賠償等審査会における審査を経て、損害賠償金、遅延損害金及び弁護士費用等を含めた520万7,389円を市長個人に求償し、既にその全額について市長からの納付を受けたところであります。このことによりまして、壱岐市としての責任は果たしたものと考えておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まず、第1点目のことではありますが、検察が不起訴処分にしたということ、不起訴であったということは、職権濫用がなかったということと断定するものではないと思います。あくまで、嫌疑が十分証明できるだけのものがなかったと、そういうことで理解すべきではないかというふうに思うわけで、この間の選挙後の一連の新聞報道なんかを見ても、白川市長が行われたのは選挙で信頼を失ったからというふうに言われているわけですから、そういう面で濫用がなかったと、そういうお墨つきを与えるものではないというふうに理解します。その点を受けても、今回の職権乱用の認めないけども認めるわけでもないけども、真摯に受け止めると、この辺りの受け止め方が理解できないですが、もう一回説明をお願いします。

2番目についてですが、反省するところは具体的にどこなのかということは今も述べられなかったと思います。特に、入札を回避したということがやっぱり裁判というと、職権の逸脱、濫用だったという点で、しっかり反省すべき点だと思いますが、その点はつきりお述べください。



それから3点目ですが、白川市長が求償を受けて賠償責任を負ったということで、これでもう壱岐市の責任も負えたというふうに言われましたが、実際、入札の責任含めて、副市長含めて、市が入札の委員会の中で決定しているわけですから、市長一人の独断でこのことが行われたというのは、それは違うと思いますね。やっぱり市長の意見を受けて結局入札で回避を認めたと、そういうことですから壱岐市としての責任も明確にすべきだということを思いますが、その点ではどうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員の再質問にお答えをいたします。

刑事責任がないということ、職権の濫用はなかったということなのかということでございます。これにつきましては、不起訴ということでございますから、なぜ不起訴だったのかとか、どれだけの疑いがあったよとか、そういうことは全く開示をされておりません。そういったことで、私は不起訴ということだから職権濫用は認められなかったんだということでは理解をしておるところであります。

2点目の反省をしていない、反省について全然なっていないじゃないかということでございますけれども、私は、70年間の私の人生の中で多くの失敗や反省をしてまいりました。その中でも今回の事案は、反省は大きなものであると認識をいたしております。しかし、私の現在は、そのような失敗や反省を含めた70年間の行動、私の人生があって今の私があると思っております。反省というのは、自らを省み、その気づきを心に受け止め、同じ失敗をしない、またその経験をその後に活かして初めて反省をしたと言えると認識をしております、「はい、私はこのことを反省しました。」と発表することが反省ではないと思っておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

それから3点目の市の責任もあるんじゃないか、指名審査委員会も私の打診を受けて指名回避という措置を行ったんじゃないかということでございますけれども、そうではございますけれども、結果としてそのことが再度私のところに決裁が上がってまいりました。そして、私が決裁をしたわけでございまして、全責任は私個人にあると、私にあると思っております。

○議員（7番 植村 圭司君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 2点目、反省するところは反省するというふうで、これにはっきり答えていただけないというふうに思うんですね。やっぱり今回の民事訴訟で裁判所は、白川市長の恣意的行為が行われて、それは裁量権の逸脱、濫用であったと、だから、国家賠償法によって賠償しなさいと、こういう判決ですので、それははっきり白川市長自身いろいろ失敗をしたということですが、今回の失敗は恣意的な行為を行ってしまったと、裁量権の逸脱、濫用であったと、白川市長がやったことはね。というふうに明確にその点はしっかり反省にあるのかどうかを

お答えください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まさに、山口議員おっしゃるように、私は判決文、その中でやはり私の主張が取り入れられなかった。そこをやはり理解をしなければいけないし、今、山口議員おっしゃった私に恣意的なことがあったと、その点については反省をいたします。反省をするところがあります。

○議長（豊坂 敏文君） 質疑の通告がっておりますので、これを許しますが、次に、7番、植村圭司議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 質問をいたします。

今回のこの件、100分の10を減じることになりました。2か年としましたということなんですけども、これをなぜこういう裁量といたしますか、度合いにしたのかという単純な理由をお伺いしたいということと。

あと、過去、市長減給で一番大きかった事例はどういうことかという、どの程度かという話。

それと3番目に、他市町の事例は調査されたのかということをお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 失礼しました。植村議員の御質問、まず最初に、減給の度合いを100分の10、2か年としたのは前例がないと思われるので、具体的説明を求めますというのが通告の内容でございます。

今回の給与減額は、道義的責任を明らかにするため、市長の給料を減額することを自ら判断したものでございまして、減額割合についての根拠等はございません。今回の判決を肝に銘じ、反省の気持ちを持ち続けるために、残りの任期である2年間、減額するとしたものであります。御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2番目に、過去に一番減額が大きかった事例はということでございます。市長の給料の減額事例で、過去に一番減額が大きかった事例といたしましては、職員等の不祥事によるものとして、昨年、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に際し、多数の老岐市職員から感染者が発生し、医療現場が危機的な状況になるなど、市民生活に多大な支障を来す結果となったことにより、行政責任及び管理監督責任を明確にするために、令和3年2月から4月までの3か月間、100分の10を減額いたしております。

3点目の他の市町の事例は調査したかということでございますけれども、今回の給与減額は、道義的責任を明らかにするため、市長の給料を減額するものであり、他市町との事例を直接的に参考にしたものではございません。今回の案件と類似する事例によりますと、他市町で減額が大きかった事例といたしましては、これ、私が調べた範囲でございまして、熊本県における民事

訴訟で、市長が敗訴したことを受け、市長の給与の4割減額が3か月、100分の10で押しなべますと12か月。また、三重県では市町の給与の5割減額が3か月、10分の10で押しなべますと15か月行われたという事例がございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。

一番最後の他市町の事例につきましては、私もいろいろ調べたんですけども、同じくその事例について承知をしているところでございます。

そして、あと、1番目、一番最初のなぜ減給の度合いをこの100分の10の2か年としたのかという話の中で、一つ、追加で質問したいんですけども、庁内手続というのがあったのかなかったのかなんですが、普通にあると思うんですね。何とか審査会とか、そういった市長の裁量でこういうふう決められたのか、それとも庁内の手続、話し合いの中でこういうふう決まったのかということを確認したいと思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この件については、協議もございません。私の意思でございます。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。

○議員（7番 植村 圭司君） 終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、3番、武原由里子議員。

○議員（3番 武原由里子君） 失礼します。私も第9号市長の給与の特例に関する条例の制定について。100分の10を乗じて得た額を減じた額とするとあります、この減額の割合の根拠をお願いします。

また、今回、期末手当については、現行のまま減給しないというふうになっておりますが、その理由もお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 3番、武原由里子議員の御質問にお答えいたします。

100分の10を減じて得た額の根拠、それからまた期末手当を減額しない根拠、理由ということでございます。

今回の給与の減額は、先ほど来申しておりますように、道義的責任を明らかにするため、市長の給料を減額することを自ら判断したものでありまして、減額割合についての根拠等はございません。

従いまして、期末手当を減額しない理由につきましても、根拠等は存在いたしません。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） では、市長が自ら自分の意思で、この額を決められたということですね。恐らく何人かにはお尋ねになったのではないかと思います。しかし、今回こういう100分の10というところがどうなのかというところは、やはりいろんな考えもあられると思います。先ほどの他市町の事例もありますし、前年度コロナ禍の会食のときとあります。それと比べたときに、この100分の10の2年間ということをお自身で決められたということですね。

それとまた、期末手当はそのままの減給なしの定額80万円ですかね月の、その割合がそのままということなんですけれども、やはり、これもこちらには道義的責任は考えられずそのままということだと思っんですけれども、やはり、もう少しこの説明が足りないので、よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど、2つの例を申し上げました。4割を3か月、4か月……いずれにしても、4割、5割という減額をされた例を申し上げました。実は、私も御意見をいただいたことがございます。1割を長くやることについては、ついでよりも市民は例えば無報酬で3か月とかいうことのほうが分かりやすいんじゃないかという御意見もいただきました。しかし、先ほど申し上げましたように、任期中、そのことを忘れないために24か月そのことを1割を減額するという気持ちでこの提案をしたところでございます。

また、期末手当について触れていないじゃないかということでございますけれども、今回の議案提案については、私の考えで提案をいたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員、いいですか。武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 市長の考えということで今回提案されているんですが、やはりこれも今回のことを忘れないために、任期中ということで減給をしたいという考えは伝わってきましたが、やはり道義的責任と考えた場合、給与だけじゃなく期末手当等も含まれるんじゃないかと考えます。やはり市民はその辺りも判断しておりますので、そこら辺ももう一度十分考えていただきたかったと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんね。

以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 同じくですが、1割カットした根拠を聞こうと思いましたが今、植村議員、武原議員の中で市長の考えでということでございますので、それは聞きませんが、一つ心配な点がありまして、この市長の1割カットが議案提出前に市民の皆さんが分かっちゃったんですね。どっかから漏れたんじゃないかと正直に僕市長に電話しました。議会軽視も甚だしい

と、こういうのが早く出るのはおかしいじゃないかということで、市長には電話をしたわけですが、犯人捜しをするわけじゃありませんが、ぜひ今後もその辺は注意をしていただきたいし、もう一つ思ったのは、市民の皆さんが多分まあまた1割のカットやろうちゅうことで、その辺からうわさが流れたのかなあちゅうことも一つは思っております。

ということで、先ほどから皆さん言われるように、市民の目は厳しいです。市長の判断ではございましょうが、私はちょっと足りんのやないかという気がしますし、先ほど他市の状況がありましたように、もう少ししめり張りのある反省の態度を示してほしかったというのも私の意見でございまして、2年間ずっと忘れないように、10%2年間続けていくということですが、私は逆に短い期間で思い切って反省をしていただいて、あとは一生懸命老岐市のために頑張っていただきたいのが私の考えでございまして。

私は、極端な言い方すると、無報酬3か月、4か月やりますよと、そのくらいの反省の色と意気込みを市民の皆さんに見せてほしかったと思いますし、いろいろ私にもあっちこちから電話があっております。市民の皆さんの目は大変厳しゅうございますので、もうちょっと考え直してもらえないかなというのも一つの提案でございまして、その辺回答できれば、提案しとらすけんもう回答なしでこれで行きますでしょうけど、そういうことですので。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁ありますか。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 中田議員の質問の中で、議案の取扱いの部分がございました。今の取扱いの状況というのを誤解のないように説明させていただきたいと思っております。

今回の内容につきましては、2月10日の議会において、市長の報告という中で、3点目の道義的責任について市政に混乱を招いた道義的責任として明確にするため、3月議会においてしかるべき議案を提出する予定としておりますとの発言をされております。議案の提出スケジュールとしましては、議会開会の1週間前としておりますので、開会日が3月4日それですから1週間前の2月25日金曜日に提出をさせていただいております。提出の方法は、2月25日金曜日に市役所総務課より議会用タブレットにアップをしまして、各議員皆様へ通知も併せてWow Talkで行っているところでございます。

それと、市民皆様一般への公表は同日において市のホームページのほうにアップをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 中田議員おっしゃいますように、市民の目は厳しいということをも十分理解いたしております。そういった中で、先ほど議員もおっしゃいましたように、議員からお電話をいただきました。そして、その中で、先ほどちょっと触れましたけれども、短期間無報酬でと

いうその御意見もいただいたわけでございますけども、そのときに、私はなるほどそういうこともあるなと正直思ったとこでございますけども、それは3月1日でございます、お電話いただいたのが。25日に既に報道機関も、それから議員皆様にも、議案を出しておりました。しかも、その時点で既に一般質問として10%では軽いのではないかというような、その理由は何かという一般質問も出ておりました。

そういった中で一般質問が出ているから議案を差し替えたのかという、そういう批判も受けなとも限らないわけでございます、その時点ではやっぱり議案を差し替えるということには非常に厳しい面があった。時間的には厳しいものがあつた。もう既に皆さんに議案を配付しているという状況にありましたので、そういう私の最初の意思のと通りの議案を提出をいたしておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 市長の考えは分かりました。ただ、議案が先に何が原因か分からんとですけども、皆さんがもう1割ちいうと早く知ってあつたもんですから、ぜひそういう情報の取扱いについては今後ぜひ注意をしていただきたいと思っております。市長の考えが聞けましたが、あとは採決の場で決めたいと思いますので。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 総括質疑ですので、委員会に付託されておりますので、総括的な質問をいたします。

私は今回の事件において、無辜の企業、島内の企業を本当に苦しめて、そしてそこに従事しておる社員は路頭に迷う、非常にあってはならない事態がっております。結果的には刑事事件では不起訴であつた。嫌疑不十分であつた。これは、山口議員から詳細を述べられました。しかし、民事裁判の結果は黒であります。壱岐市及び白川博一市長、敗訴であります。

こうした事態を受けて、市長、思い起こしてください。あなたが市長でない立候補者で、壱岐市長になって私がやるんだと言ったときのあのマニフェストでどう書きましたか。給与30%カットする。今回は、武原議員が言われた1割、長崎県知事でも新しくなられたのは退職金は廃止すると言っておられます。今の市長は1,920万円、退職するときにもらつてあるはず、1,920万円1期目だけはそこまで行ってない、私の試算では、こういう重大な事件を犯して1割、情けない、私は、辞職をして市民に真を問う、そして、やり残したことがあるからやる。それくらいの男としての気概がほしい。そのことだけを考えておりますが、どうですか、今は、私が言ったことに対して、市長の見解はどうですか。簡潔で結構ですので、答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員の厳しい御意見、心に……。 （「もうちょっと高い声で言って

ください」と呼ぶ者あり)音嶋議員のただいまの御意見、本当に心に響いてまいりました。ただ、私は今回既に議案を上程をいたしております。そのことについて、御判断を賜りたいと思っている次第であります。現時点では、そのことしか申し上げられませんので御理解いただきたいと思っております。

○議長(豊坂 敏文君) ほかに。音嶋議員。

○議員(10番 音嶋 正吾君) 1点だけ申し添えておきます。

今回の件で訴えられた原告に何ら罪はないということだけは申し上げております。検察は——いいですか——不起訴にしたけども、原告には何ら問題はないということでは申し上げております。無辜の企業、無辜の従業員を犠牲にした罪は重いということだけは申し上げておきます。

○議長(豊坂 敏文君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

---

#### 日程第7. 議案第10号～日程第8. 議案第11号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第7、議案第10号から、日程第8、議案第11号まで2件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、これで議案第10号ほか1件の質疑を終わります。

---

#### 日程第9. 議案第12号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第9、議案第12号壱岐市文化財展示施設条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告がっておりますので、これを許します。3番、武原議員。

○議員(3番 武原由里子君) 失礼します。

附則の使用料等に関する経過措置に、「この条例の施行の日以降の施設の利用等に関わる使用料について適用し、施行日前の施設の利用等に関わる使用料等については、なお従前の例による」とあります。この小金丸記念館についてですが、小金丸記念館閉館後の利用計画とかはありますでしょうか、お尋ねします。

○議長(豊坂 敏文君) ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原教育次長。

○教育次長(西原 辰也君) 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず、この附則第2項につきましては、小金丸記念館の2階のアートギャラリーとして1日当

たり1,010円の貸室使用料に係る経過措置でございます。2階の貸室としての実績といたしましては、年間二、三件程度と使用頻度は大変低いものでございました。また、2階につきましては、以前から恒常的な雨漏りが発生をしており、修理に多額の経費が見込まれることや費用対効果が見込めないことなどから、昨年6月8日に開催をした壱岐市文化財展示施設再編計画検討委員会の意見をもとに閉館をすることに至った次第でございます。

さて、小金丸記念館閉館後の有効利用計画についてですが、まず、閉館後も小金丸幾久先生の作品の管理を行わなければなりません。幸い1階の展示室や収蔵庫は雨漏り等の被害がなく、現状でも作品を適切に保管できると考えております。管理につきましては、現在でも職員が定期的な確認を行っており今後も続けてまいります。なお、作品につきましては、現在も一支国博物館で展示活用を行っておりますが、今後とも適切な管理を行いながら有効利用を図ってまいります。

2階のアートギャラリーにつきましては、常駐職員が不在であり、かつ、館内は1階と2階の仕切りがないため、作品の適正管理の観点から、今後の貸室利用は考えておりません。

今後の有効利用計画について定まったものは現状ではございませんが、作品の収蔵物が多く、1階部分はこれまでどおり作品の保管場所として、今後も日常的な点検により維持保全に努めることとし、当館全体の有効活用については、今後検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御回答ありがとうございます。

2階のアートギャラリーについての質問だったんですけれども、年間二、三件しか使われていないということでしたが、私たちは割とよく使っていたと思うんです。どうしても文化ホール——壱岐の島ホールがいろんなイベントがありますと、特に市のイベントだと全館もう貸切り状態で、どこも部屋が空いていないときが年間何回かありました。そのときに一番近い場所である程度の会合ができるということで、あの場所はかなり使用料も安いですし、使い勝手が良かったという場所でした。

今回、今年度閉鎖になりまして、やはり何度もそういう利用できる会議室が日によってはなかったりとかしましたので、すごく不便なことはありました、事実。もし、検討いただけるのであれば、2階も利用できるようなことが検討していただけると、ほかの団体さんがもし使う場合、すごくいい場所にありますので、御検討いただきたいと思って質問いたしました。

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） 2階のアートギャラリーにつきましては、先ほど申しますように、雨漏り等が発生しております。なかなかこの雨漏りの箇所が特定ができずに今まで解決ができなくてきております。文化ホールの隣接する場所として非常に使い勝手のあるということをおっしゃいましたけれども、1階部分の収蔵物との兼ね合いがございまして、なかなか無人の中での貸



出しが今のところできていないところがございますが、今後、本館部分について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員、いいですか。ほかに質疑ありませんか。

---

日程第10. 議案第13号～日程第11. 議案第14号

○議長（豊坂 敏文君） それでは、日程第10、議案第13号から、日程第11、議案第14号までの2件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 通告しておりませんがお願いします。

消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正ですが、改正に至る背景ですが、理由の中に消防団員の処遇の改善に関する検討会の中間報告というふうにありますので、なぜこの検討会が持たれるに至ったのかという点と。

それに関すると思いますが、これまで給与は一括して各地域の消防団のほうへ支給されていたというふう聞いておりますが、その実態と、それを今回個別に各消防団員に給与を振り込むというふうになった、以前はなぜ一括であって、なぜ今度個別になったかの、その辺りの背景をお聞きします。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） それでは、消防長。

○消防長（山川 康君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

全国的に消防団員の団員数が減少しているということで、消防庁としてもいろいろ協議をなされて、いろんな処遇改善が必要じゃないかということで、協議が行われてこういった経緯に至っております。

消防団員の報酬について、以前は分団の通帳に支給をしておりましたが、分団支給になりますと透明性がないという観点から、そしてまた、いろんな経費を自分たちの報酬から引かれて自分の手元に入らないということで、協議をなされて直接支給というふうな方向になっております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。（「結構です」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第13号ほか1件の質疑を終わります。

---

日程第12. 議案第15号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第12、議案第15号令和3年度老岐市一般会計補正予算を議題と

します。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

---

### 日程第13. 議案第16号～日程第15. 議案第18号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第13、議案第16号から日程第15、議案第18号まで3件を議題といたします。

これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第16号外2件の質疑を終わります。

---

### 日程第16. 議案第19号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第16、議案第19号令和4年度老岐市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをします。

---

### 日程第17. 議案第20号～日程第23. 議案第26号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第17、議案第20号から日程第23、議案第26号まで7件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで議案第20号外6件の質疑を終わります。以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第6号から議案第14号まで、及び議案第16号から議案第18号まで、並びに議案第20号から議案第26号まで、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第15号及び議案第19号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15及び議案第19号につい

ては、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員に選任にすることに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員の中からとし、委員長に小金丸益明議員、副委員長に樋口伊久磨議員と決定いたしましたので、報告をいたします。

---

#### 日程第4. 議案第27号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第24、議案第27号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、教育次長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 議案第27号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出です。

1、損害賠償の相手方は、壱岐市芦辺町の個人。

2、損害賠償の額、12万6,000円でございます。

3、損害賠償の理由でございますが、令和4年2月14日午前9時54分頃、壱岐市芦辺町芦辺浦562番地芦辺庁舎前駐車場において、教育委員会職員が運転する壱岐市公用車が車庫から出発する際、駐車場内に右方向から侵入をしてきた損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し、損傷をさせたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

事故の発生状況でございますが、教育委員会職員が運転する壱岐市公用車が車庫から出発しよ

うと左右確認後出発した際、駐車場内に右方向から侵入してきた損害賠償の相手方である個人所有の軽トラックの左側面に接触をし、損傷させたものでございます。双方とも運転手のみ乗車をしており、けがはございませんでした。

事故による過失割合ですが、双方の保険会社同士の協議の結果、壱岐市が7割、相手方が3割となっております。

損害賠償の内容といたしましては、相手方の車両の修繕料見積りに対し、車両の時価額が18万円と算出をされ、市の過失7割相当分の12万6,000円となったところでございます。

今回の事故につきまして、相手方へ大変御迷惑をおかけしたことに對し、深くおわび申し上げます。

事故発生後におきましては、運転者本人には厳重注意を行い、教育委員会職員に対しましても事故防止に細心の注意を払うよう、周知徹底を図ったところであります。

今後、このような事故が発生しないよう、再発防止に向けた指導を徹底してまいります。

以上で、議案第27号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 今、保険会社に相談して割合が決まったということですが、任意保険に加入して保険からこの分らないんですかね。そのところお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） 中原議員の質問にお答えいたします。

任意保険には、全国自治協会の保険に加入しておりまして、その保険のほうから対応するよう  
にいたしております。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） そしたら、一応、市から払って、後から保険が来るということですかね、この件に対して。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） 壱岐市から過失7割分について、保険会社から修理会社のほうへ支出することになります。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） 過失割合の専門家じゃないので分かりませんが、結構、七三ちゅうと大きいのかなと思いますが、私前回のときも、1年ぐらい前に、何年前か忘れて——言った覚えがあるんですけども、こういうことがあって過失割合や何やらあるわけですから、ぜひ公用車にドライブレコーダー、今、もうほとんどついてますのでつけてください。でも、全車

につけていいとですよ。公用車、例えば芦辺支所なら芦辺支所に5台ぐらい置いて、公用車に乗るときそれを持って行って、携帯できるドライブレコーダーあります。ぜひ、それをつけないと保険会社の査定も大変やろうし、それをつけて事故が減るわけではないですけども、これだけ公用車がおるんですから、事故も仕方ないとは言えませんが、事故をする割合は高いと思いますので。

前日も言ったら、総務部長が「はい、検討します」と言いますが、今まで1回も検討はされていないみたいですので、「検討する」はもう「しない」という言葉に私は取りたいと思いますので、今度は検討するじゃなくてするかしないか、はっきりお願いをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 中田議員の質問にお答えをいたします。

ドライブレコーダーの件につきましては、過去いろいろ質問等また御指摘を頂いております。

そのときに答弁をさせていただいておりますけども、取り付ける方向で結局車検とかいろいろ購入、更新の折にはつけていきますという答弁をしとったと思います。ただ、今中田議員が言われたように、それを使い回しというか、ドライブレコーダーをほかの車に移設しながらも使えるということでございますので、そのような対応を進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中田議員。

○議員（13番 中田 恭一君） これだけ事故があるんですから、ぜひお願いします。

私、五島かどっかに議員の研修、前に行ったときには、職員が我々ちょっと案内してくれるとき「何か持ってるけど、それ何ですか」と聞いたら「ドライブレコーダー、全部つけていますよ」と。「事故があったら危ないのでつけています」という、五島も早々とやっております。今、ドライブレコーダーもそう高価なものじゃありませんので、あした注文してあさってからでもつけていただきたいと思います。

損害賠償も保険会社の査定もなかなか全てを信用しないわけではないですけども、やはり事故した本人もショックでしょうから、ぜひドライブレコーダー早急につけるようにお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この損害賠償については、最初の日にもありましたように、専決処分がありましたように、立て続けに起きているというふうには思うんですが。

年度末であり職員の方の多忙さ含めて、事故が単なる個人責任じゃなくて、やっぱりいろんな側面を原因があるのではないかなと。コロナ禍で救急車がいっぱい出る場があって睡眠不足だったとかいろいろ原因も、先の専決処分ときには原因も考えられたりとか、今回の場合も教育委員会の多忙化の中で、どうしても注意散漫とか慌てて移動せないかんとか、そういう個人的に追

い詰められた、そういう注意散漫になりかねないそういう働き状況がやっぱり原因としてあるのではないかなというふうに、いろいろ想像ですけども考えるわけです。

一般的に再発防止を職員にと、事故起こさんよにというだけではなかなか根本的な多忙化の中で注意散漫になるとか、慌てて事故起こすと、そういうこともあるわけですから、やっぱり今の市の役場の職場での勤務実態を反映して、ここは直さないかと、そうしないと再発防止につながらないと、そういう観点での今の市の職員の皆さんの働き方をやっぱりちょっと見直していただく、その辺りが必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の質問にお答えをいたします。

まず働き方につきましては、そういう過労とかならないような形の配慮は十分取ってまいりたいと思っております。

職員に対しましては、事故あるごとに——あるごとにということは、あれですけども——小まめな通達等を出して、注意等を促しておるところでございます。

また、事故というのは起こしたくて起こすわけではございませんけども、その公用車等を傷める、市に損害を与えるという場合もございますので、その分については損害額等に応じた形での評定をして、処分等も行っておるところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 損害賠償の云々ではなくて、やっぱり事故をなくす、市の職員も起こしてしまえば負担も多いですから、そういうふうにつながらないようにゆとりを持った働き方を市職員の皆さん全体で追及していくという、そういう構えが必要ではないかということでの思いでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月9日水曜日午前10時から開きます。

なお、明日は一般質問となっており、4名の議員が登壇する予定となっております。

竜崎市ケーブルテレビ、竜岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視

聴いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前11時0分散会

---

---

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第3日)

---

議事日程 (第3号)

令和4年3月9日 午前10時00分開議

日程第1 発議第1号 ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、  
恒久平和を求める決議について

提出議員 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・可決

日程第2 一般質問

15番 土谷 勇二 議員

12番 鵜瀬 和博 議員

1番 森 俊介 議員

4番 山口 欽秀 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君



事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。長崎新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 発議第1号**

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、発議第1号ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議についてを議題とします。

提出議案の説明を求めます。12番、鶴瀬議員。

〔提出議員（鶴瀬 和博君） 登壇〕

○提出議員（12番 鶴瀬 和博君） 発議第1号、令和4年3月9日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。提出者、壱岐市議会議員鶴瀬和博、賛成者、壱岐市議会議員森俊介、同じく中原正博。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議について。

本市には、ウクライナ出身で市内中学校の外国語指導助手小野ヤーナさんがお住まいになっております。今回のロシア軍の自国ウクライナ侵攻により、毎日、親族、友人等の安否を心配されております。

今回のロシア軍侵攻は、緊張が高まるアジアの状況も鑑みれば、決して他人事ではないと思います。よって、上記議案について、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出をします。

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議。

ロシア軍は2月24日、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。よって、本議会は、ロシア軍によるウクライナへの攻撃と主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求める。

また、政府においては、唯一の戦争被爆国として核兵器による惨禍を再び繰り返すことがないよう、積極的に国際社会と連携しつつ、毅然たる態度でロシア政府に対し、厳格かつ適正な措置を講じられるよう強く要望する。

以上、決議する。令和4年3月9日、長崎県壱岐市議会。

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

〔提出議員（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、15番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。3月議会一般質問初日1番目ということで、よろしくお願いをいたします。

先ほど可決しましたロシア軍のウクライナ攻撃の件ですが、民間人を含め多くの犠牲者を出していると毎日のニュースで報道がっております。また、核兵器の準備や原子力発電所にも攻撃の対象と核兵器と同じ能力があると思われまます。日本も多くの原子力発電所があり、攻められると考えますれば、やはりぞっとする思いであります。また、まだ収束のつかない新型コロナウイルス感染症など、世の中はいまだ混沌とした状況が続いております。

長崎県におきましても、2月に知事選挙が行われ、長崎県のため、また離島のために御尽力を頂きました中村法道知事が退任されました。本当にお疲れさまでした。また、新しく就任されました大石新知事におかれましては、若さを生かされまして、長崎県の課題である人口減少対策、離島振興のために新しい感覚で頑張ってくださいたいと思っております。特に大石知事は五島出身で離島のことはよく分かっておられると思いますので、大変期待をしているところです。

それでは、通告に従いまして、15番、土谷勇二が一般質問をさせていただきます。質問は大きく3点でございます。

最初1点目に、離島振興法改正延長についてをお尋ねをいたします。

昭和28年制定された離島振興法は、国土の保全等において重要な役割を有しているものの、産業基盤及び生活環境の整備等が、ほかの地域に比較して低位にある離島について、その地理的及び自然特性を生かした振興を図るための特別措置を講ずることを目的とした法律でつくられております。令和5年3月で期限を迎える離島振興法、長崎県も昨年の8月から意見書策定スケジュールなどを国に提出されていると思っております。

今年、令和4年2月10日、離島振興法改正・延長実現決起大会が加藤政務官をお迎えして開催されております。主催は4団体、離島振興対策都道府県議会議長会、離島対策協議会、全国離島振興市町村議会、全国離島振興協議会の4団体であります。過疎化、高齢化に加え、割高な流通生活コスト、航路・航空路の廃止・減便、医療従事者などの不足も相まって離島の定住環境は著しく悪化しております。これの議決内容というのが、令和5年3月で失効する現行離島振興法を拡充強化し、離島へ定住促進や国の責務を明確にした上で、有効期限を最低10か年とする改正離島振興法を目指し、開催中の第208回通常国会において必ず成功させるということでした。

2番目に、改正法は、維持可能な離島地域の実現に向け、離島定住に即応し得る次の項目の内容を包含するとのこととです。

1番目に、離島独自予算確保と国庫補助率のさらなるかさ上げ、2番目に、離島活性化交付金の拡充と増額、3番目に、離島自治体の行政基盤の強化、4番目に、離島振興に資する各種制度の基準の緩和、5番目に、離島航路・航空路に対する財政支援の強化、6番目、離島医療・介護

福祉・保健サービス確保体制の強化、7番目、離島教育の確保と修学生支援の強化、8番目に、離島高速情報通信環境整備の促進などがございます。

多くの国会議員が出席されており、公明党の山口代表も2022年末に期限を迎える離島振興法を改正し延長・拡充すべき、公明党として同改正を柱とした新たな離島振興ビジョン2022を策定したと報告がっております。具体的に遠隔医療など離島におけるデジタル化、再生可能エネルギーの活用を進めたいと話したとニュースで取り上げてありました。

また、平成29年4月から有人国境離島法が施行され、5年が経過しております。航路・航空路の運賃低廉化、輸送コストの支援、滞在観光の促進、雇用機会の拡充と各種施策が実施されております。これもフェリー運賃、ジェットフォイル運賃、航空機運賃など、5年もたちますと今の運賃が当たり前ようになってきております。しかしながら、国境離島法も10年の期限付きの時限立法であるということを忘れてはならないと思っております。さらなる延長をお願いをしなければならぬと思っております。この支援制度を活用しながら、地域皆さんと協働して人口減少歯止めをかけるべく取り組まなければならぬと考えております。

そこで、3点お尋ねをいたします。

離島振興法の改正・延長要望の進捗状況は。

2番目に、離島振興法による今までの成果は。特に平成25年度施行された離島活性化交付金の成果とこれからの取組について。

3番目に、平成29年施行の有人国境離島法による壱岐市の成果と今後の取組についてお尋ねします。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 15番、土谷勇二議員の御質問にお答えいたします。

離島振興法改正・延長についての御質問でございます。1点目の離島振興法改正・延長の進捗状況について、私のほうから御答弁申し上げます。

離島振興法は、昭和28年に議員立法により10年間の時限立法として制定され、以降10年ごとに改正・延長がなされてまいりました。現在は、平戸市になっておりますけれども、当時、北松浦郡田平村出身の綱島正興衆議院議員の御努力で成立した法律でございます。全国離島センターには綱島先生の胸像が飾ってあるわけでございますけれども、現行の離島振興法は平成25年4月に改正・延長されたもので、令和5年3月末で期限を迎えることとなっております。前回は私も全国離島振興協議会長として要望活動の中心となったところでありますけれども、離島地域におきましては、この法律により離島活性化交付金の活用のほか、国庫補助金等の補助率

の優遇措置や税制上の特例措置など様々な特例優遇措置を受けている状況にあるため、議員おっしゃられるように、本市はもとより全国離島にとって、なくてはならないものとなっております。

離島振興法改正・延長の要望につきましては、県内関係市町の意見、要望を取りまとめた新たな離島振興法に関する意見書を令和3年9月に策定し、令和3年12月10日に長崎県知事をはじめ長崎県離島振興協議会長等による国への要望活動が行われております。

要望の内容といたしましては、離島地域において、社会の変化に対応した活力ある地域社会を実現するためには、新技術の活用による離島の特性を生かした新たな日常の実現と離島がその受皿となるための情報通信基盤の整備、地域づくりの担い手不足の解消に向けた関係人口の創出、地域の問題解決と持続可能な地域社会実現のためのスマートアイランドの推進、離島地区の豊富な資源を利用した再生可能エネルギーの活用、生活環境整備や航路・航空路の維持確保、物資の流通等に要する費用の低廉化といった持続可能な地域社会の維持や条件不利性を克服する取組など、次の時代に合った政策を講じていただくよう、新たな離島振興法の制定を要望するというものであります。

その後、先ほどお話がありましたが、令和4年2月10日には、全国離島振興協議会をはじめ離島関係4団体主催による離島振興法改正・延長実現総決起大会が、時節柄ウェブ開催をされました。私もリモートで出席いたしました。この決起大会においては、離島振興法の改正・延長に関する決議が採択されるなど、今国会での成立を目指し、本法改正実現に向けた動きは、今後さらに活性化していくものと考えておるところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。土谷議員の2番目の御質問、離島活性化交付金の成果とこれからの取組について、御答弁をさせていただきます。

離島活性化交付金は、離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るために創設された交付金で、本市では、平成25年度から毎年活用し事業に取り組んでおります。

対象となる事業は、海上輸送費の低減や戦略産業の育成による雇用拡大等を図る定住促進事業、観光の推進等による交流拡大を図る交流促進事業、地域防災力の向上等による安全安心な定住条件の整備強化を図る安全安心向上事業の大きく3つを支援する制度となっております。

補助率は、地方公共団体が行う場合は、事業費の2分の1、民間団体が行う場合は、事業費の3分の1が交付されることとなっております。令和2年度までの8年間で事業費ベースで16億5,269万8,000円、交付金ベースで7億8,304万2,000円の活用実績があり、令和3年度につきましても、総事業費1億2,061万1,000円、交付金額6,621万

8,000円の計画で8つの事業に取り組んでいるところでございます。

現在までの事業内容を申し上げますと、定住促進事業の中の離島輸送コスト支援事業では、壱岐島への定住促進を図るため、戦略産品と位置づけた産業への海上輸送経費支援により、産業の育成、雇用拡大などの定住促進に取り組んでいるところでございます。

支援内容といたしましては、焼酎、衣類、寝具、魚介、加工品ほか2品目の島外への移出に係る経費及び容器、織物などの繊維類、加工用原料ほか2品目の島内への移入に係る経費についてとなっております。

令和2年度の支援実績は、移出支援2,229万7,000円、移入支援1,696万9,000円、合計3,926万6,000円となっており、輸送コストの低減によりまして、従業員の給与所得の向上や生産力向上のための設備投資、新たな商品の開発や販売促進経費など戦略産業の活性化と雇用の面に大きく寄与しているものと認識をしております。

次に、交流促進事業では、観光振興交流人口拡大のため、ラジオ、テレビ等を活用した主要特産品のPRや新型コロナウイルス感染症の影響により変化した旅行ニーズに対応した新しい観光の確立のため、近県地域との連携を基軸とした安全安心なしま旅のPR及び誘客の仕掛けづくり、離島留学費用の助成・PRを実施しております。観光客延べ数、観光客数、外国人宿泊客数、観光消費額につきましても、平成25年度より本交付金を活用したことで一定の成果が出ておりましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により人の往来が停止し、観光産業は大きな影響を受け厳しい状況下にありますので、今後も引き続き、本交付金を活用し、早期の観光需要回復と安定化を図るための事業を進めてまいります。

最後に、安全安心向上事業では、防災対策の推進に関する事業として、防災マニュアルの作成や大谷体育館耐震工事、壱岐島開発総合センター非常用発電機整備工事など防災拠点施設の整備を実施しており、今後も本交付金を有効に活用し、災害に強い地域づくりとして各防災拠点の整備を進め、防災体制の強化及び自主防災の体制の確立を推進してまいります。

次に、土谷議員の3番目の御質問、有人国境離島法による壱岐市の成果と今後の取組についてお答えをさせていただきます。

平成29年度に創設されました特定有人国境離島地域社会維持交付金では、航路・航空路における島民の運賃低廉化、輸送コスト支援、滞在型観光の推進、雇用の拡充の4つの柱についての支援が盛り込まれ、離島の地域社会を維持するために、継続的な居住が可能となる環境を整備する上で、本市においてもなくてはならない制度となっております。

まず、運賃低廉化事業につきましては、航路・航空路運賃がJR並みの割引が適用され、国境離島島民割引カード交付数は2万4,000枚を超えており、平成29年4月の法施行後から令和4年1月まで4年10か月で、国境離島割引の利用者は延べ人数で110万人を超えておりま

す。

次に、輸送コスト支援につきましては、平成29年度から令和2年度までの移入・移出に対する補助実績額は、農産物が2億2,470万5,000円、水産物が2億1,630万8,000円となっており、本輸送コスト支援により生産コストの縮減が図られることで、農家・漁業者の生産意欲は継続的に向上し、産出額の維持及び所得確保につながっております。

次に、雇用機会拡充事業の成果につきましては、本事業開始の平成29年度から令和3年度まで事業実施者件数として89件であり、創業が9件、事業拡大80件の内訳となっております。

補助金の交付額としましては、平成29年度から令和2年度までの実績額として、8億436万2,000円であり、そのうち市負担分としては1億4,587万3,000円でございます。

また、雇用状況につきましては、平成29年度から令和3年度までの雇用計画人数280人に対し、現在219人の雇用が確保されており、人口減少対策等に対し大きく寄与しているものと認識をしております。

年々申請事業者も増えており、ニーズの高さを非常に感じているところでございます。今後の取組については、令和4年度においても、令和3年度同様の予算を計上しており、また、本事業の幅広い活用を図るため、島外への発信と島内の様々な産業に対して、関係機関や部署と連携し、制度周知を行っており、採択後の事業者については、事業が効果的に実行できるよう、助言、指導、モニタリングを行っているところでございます。

次に、滞在型観光促進事業の成果につきましては、同じく平成29年度から令和2年度までに、本事業の核となる体験プログラムの23もの構築ができ、また県及び県内離島市町連携による誘客促進施策であります長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業において、本市への送客実績が5万6,484人であり、本市の観光振興に大きく寄与しております。

今後の取組としましては、長崎県国境離島地域しま旅滞在促進事業の継続に加え、新たな取組として、市内の観光事業者連携による体験プログラムの構築及び情報発信に対する支援施策として、滞在型観光旅行商品造成事業、また、日本遺産ガイド育成事業を実施することとしており、引き続き観光振興に向け、本事業を最大限活用し取り組んでまいります。

今後の取組についてであります。国の基本方針に基づき、令和4年度から令和8年度を期間とする長崎県特定有人国境離島地域の社会維持に関する計画の後期計画の策定を進めており、平成29年度から令和3年までの前期計画期間において、問題の解決などに至らなかった部分や、近年では新型コロナウイルス感染症の拡大により特定有人国境離島地域と地域外との往来の減少、インバウンド観光客の減少など、これまでになかった新たな課題への対応を迫られるなど、特定有人国境離島地域を取り巻く社会環境は刻一刻と変化していることから、引き続き本交付金を有

効活用し、各種施策の推進に全力で取り組んでまいります。

また、令和3年12月9日には、老岐市国境離島新法制定民間会議が開催され、5年後に期限を迎える本特別措置法の恒久化や期限の延長に向けた要請活動の取組強化など、今後の活動についての確認が行われました。

この法律は、人口減少対策に取り組む本市をはじめ、全国の国境離島地域において、非常に大切に重要な法律でありますので、今後時期を失することなく、法律の改正・延長及び制度の拡充を関係機関と連携し、国に求めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。詳しい御答弁ありがとうございました。市長もありがとうございます。ぜひとも延長は離島の命でございますので、またやっていただきたいと思っております。いろいろな活用でございます。こういう離島活性化交付金も定住促進などでどこの離島も思うように人口が増えていないのが現状だと思っておりますが、これがかつたら特に離島はやっていけないと考えております。できましたら、継続できる事業は継続していただき、これから新しい時代に合ったデジタル化、再生可能エネルギー、特に洋上風力発電等の実現に向けて、併せて海底ケーブル等も考えていただければと思っております。

また、令和3年10月に発表された、令和3年度特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の内訳決定というのがホームページで出ておりました。8都道県15地域71島ですかね、総額が49億5,000万円、運賃低廉化が15億7,000万円、輸送コスト支援が13億8,000万円、雇用拡充が13億7,000万円と滞在型が6億円となっております。長崎県全体で57.9%、半分以上が長崎県が使っております。そして、長崎県は老岐、対馬、五島市ですね。その次に新潟県が52.2%、佐渡市1島でございます。その次が鹿児島市13.3%、これは5つの島で、あとの残りが5つの都道県となっております。

また、運賃と輸送コスト、離島で一番多いのが、交付されているのが、五島市29.7%、約14億7,113万9,000円となっております。次が対馬市の18.4%、9億1,069万9,000円、次に佐渡市が7億5,271万6,000円、その次が老岐市で9.8%、4億8,353万7,000円となっております。運賃や輸送コストは五島、対馬、佐渡は遠いので運賃は高いのは当たり前、補助金も高いのは当たり前と思いますが。雇用拡充では、佐渡が4億645万4,000円で一番ですね、次に五島市が4億581万3,000円、老岐市が1億8,157万6,000円となっております。人口も少ない、雇用のあれでも五島市、佐渡市の半分でございます。



次に、滞在型観光でも五島市が2億2,049万1,000円ですかね、壱岐市が1億249万3,000円、これも五島市の半分ですね。五島市は、やはり谷川先生のお膝元でありますので、発破をかけられてどんどん使うように攻められていると思っております。

こういうコロナ禍ではございますが、やはり壱岐市になくてはならない離島振興法と国境離島法でございますので、引き続き延長を求めて、さらなる拡大とか拡充をしていただきまして、壱岐市が潤うようにやっていただきたいと思います。再質はしませんので、よろしくお願いいたします。次の質問に移ります。

次に、高齢者の交通手段についてお尋ねをいたします。

高齢者交通弱者である免許のない方々、買物や通院時の交通手段の現状は、今のところバスかタクシーであり、一部の地域ではコミュニティバスが通っておりますが、地域的にバス停まで遠く充足されていないエリアがあります。また、高齢者の免許証の自主返納を求める動きも大きくなっています。今後、団塊の世代の方々が免許証の返納をされる5年から10年後を考えると、交通弱者の増大は明らかで、本市にとっても今後重要な課題の一つであると考えます。返納者が増えれば、バスを利用する人はよいのですが、タクシーの利用では負担が大きい。高齢者交通弱者が利用しやすいようにしなければならないと考えますが、今後の取組をお尋ねをいたします。

1番目に、コミュニティバスをどの地域まで実施するのか。

2番目に、バス路線はほとんどが県道、主要道路であり、バス停まで遠く利用しにくい、手押し車でバス停まで行ってある方もおられます。改善はできないかとお尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 理事者の答弁ございますか。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 15番、土谷議員の質問にお答えをいたします。

1番目のコミュニティバスをどの地域まで実施するのかという御質問でございますけども、基本としているところは、平成31年3月に策定をいたしました壱岐市地域公共交通再編実施計画でございます。

当該計画においては、初山地区及び箱崎地区を重点地域と設定し、現在、予約制のコミュニティバスの導入を進めているところでございまして、御承知のとおり初山地区につきましては、昨年11月に市内初となるコミュニティバスオレンジバス号の運行を初山地区まちづくり協議会の管理運営の下開始をしております。箱崎地区は、令和4年度中の運行開始に向け、現在、箱崎まちづくり協議会において運行準備の取組を進められているところでございます。

初山地区のオレンジバス号の運行実績、利用者の延べ数でございますが、令和3年11月の利用者は、11月19日からの運行開始でございますけれども、72人、うち75歳以上の高齢者が39人、12月が利用者93人、うち高齢者70人、令和4年1月が利用者92人、うち高齢

者73人、2月が利用者127人、うち高齢者118人となっております。

当初計画では、令和3年度の実績見込みを5か月間で300人と見ておりましたけれども、目標値は既に達成をしているところでございます。また、地域及び利用者からの声も好評でございます。

モデル地区での実証からも、コミュニティバスの導入は、本市において効果的な取組と考えておりますが、導入に当たっては、どの地域でも導入できるというのではなく、公共交通の空白地域を有し、利便性が悪い地域であること、そして既存の地域公共交通である路線バスやタクシー等と共存した形であることが前提となります。そのため今後ほかの地域からコミュニティ交通の導入について要望がございましたら、その地域との協議を行うことと併せまして、壱岐市地域公共交通活性化推進協議会において検討を重ね、導入地域として認定されれば、路線バス事業者やタクシー事業者等にお諮りをし、御同意を得た上で運輸局等への申請をするという運びになります。その際には、現在運行されております初山地区の取組につきましては、成功したモデル事例として参考にさせていただくことになると考えております。

次に、2番目の質問、自宅から路線バスの停留所までの距離が遠いことに対する解決策についてでございますが、壱岐交通株式会社が運行されております路線バスは、議員御指摘のとおり、そのほとんどが国道や県道、市道においても地域の主要な幹線道路がコースとなっております。また、バス路線よりもきめ細やかな移動手段といたしましては、既存の公共交通機関であるタクシーの利用になろうかと思っております。

そうした中で交通弱者の移動手段の確保につきましては、壱岐市に限らず日本全国どこの地域においても大きな課題となっており、近年、高齢者の交通事故は全国的な社会問題となっており、運転免許証の返納が加速化することも考えられ、高齢者の移動手段確保については、今後より一層深刻になると予想されます。

議員御指摘の運転免許証返納者の壱岐市内の状況でございますが、平成28年が52件、平成29年が106件、平成30年が85件、令和元年が94件、令和2年が93件と議員の推測のとおりでございます。

その解決策といたしましては、先ほどの御質問で御答弁いたしました、コミュニティバスの導入も地域によっては有効な方法と考えております。コミュニティバスの場合、全てではございませんが、幹線以外の公道に面した居宅の門口での乗車も可能でございますので、運行管理におけるサービス向上の取組として十分に対応できる範囲であると思っております。

また、移動販売などの買物支援等も、移動手段が限られている高齢者の方に対しましては非常に重宝されているところでございまして、既に壱岐市内でも一部の民間のスーパーなどで実施をされております。加えて買物支援対策として、まちづくり協議会と民間事業者が連携して取り組

まれている地域もございます。

御紹介をさせていただきますと、三島まちづくり協議会では、令和元年12月から一人暮らしの方に限らず、車をお持ちでない方を対象に、利用者が電話注文した商品を店側がフェリーみしまに商品を乗せ、各港に到着後、その商品を集落支援員が自宅まで届けるというサービスを実施しております。実施頻度といたしましては、各島週1回実施をされておるということでございます。

次に、筒城まちづくり協議会では、令和2年1月から独居高齢者、免許返納者、そして車をお持ちでない方、障がい者、要介護者のいらっしゃる世帯などを対象に毎週月曜日、移動販売事業者と集落支援員が連携して巡回販売が実施をされておるということでございます。そのほか他地区においても、準備段階のところもあるということございまして、非常に素晴らしい活動であると思っております。

今後も交通弱者の方の移動支援対策につきましては、より具体的・効果的な取組を交通計画の見直しなども含め、市、地域、民間の連携も図りながら十分検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） 御答弁ありがとうございます。詳しく説明をしていただきまして、やはり今後の取組が、どうしても免許返納者が多くなれば、今は70代で59.3%の人が自家用車でほとんどの病院、買物は行ってありますが、70代で59.3%、80代で23.4%、この人たちが5年、10年後にはまた大分減っていくと思うとですね。そして、団塊の世代の人たちが送り迎えをしていた人たちがだんだんといなくなり、少しでもやっぱり今からは交通の課題と思いますので、コミュニティバスが初山地区は走っております。評判もいいので、どんどん今から免許返納と一緒に増えていくと思います。他地区も私がこれを聞いたのは、渡良とか沼津とか猿岩とか、あの付近の方々はバス停までが1キロぐらいあるとやないですかね。それでよかなあちゅうことで、ほかのどこも、もし走られれば――。交通さんと一緒にコミュニティバスみたいな週1回でもいいけん、その辺を走らせるような体系も必要じゃないかなと。民間と一緒に公共交通を考えていったらと思ひまして質問をさせていただきました。あと9分ぐらいしかありませんので、次に移りたいと思います。ありがとうございました。

3番目の質問に入ります。安全な交通路の確保についてお尋ねをします。

千葉県八街市で下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが突っ込み、児童5人が死傷するという大変痛ましい事故が起きたと新聞でありました。この事故を受けて、菅総理は、交通安全

対策に関する閣僚会議を開催し、文部科学省、国土交通省とともに通学路の合同点検を実施することを通達しております。いろいろまだありますが、質問に移ります。

1番目に、令和3年7月に文部科学省から通達された通学路における合同点検実施についてへの対応は。

2番目に、壱岐住民と通学路危険箇所の共有について。

3番目に、壱岐市通学路交通安全プログラム評価について。

4番目に、平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊を受けて、通学路の点検調査を行われ、危険な箇所のブロック塀撤去作業が当時は急速に行われていたと思いますが、現在の状況についてお尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 15番、土谷議員の通学路確保についてお答えいたします。私のほうから1点目から3点目まで答弁を行います。4点目につきましては建設部のほうから答弁いたします。

まず、1つ目の昨年7月に文部科学省から出された通学路における合同点検実施についてへの対応ですが、本市では、毎年、学校、警察、道路管理者、教育委員会による合同通学路点検を実施しています。今年度は昨年8月に5日間、18小学校区の69か所79件を点検いたしました。また、今回の点検におきましては、千葉県の事故を受け、次の3点を新たな視点とするよう要請されました。

1点目は、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路等で、車の速度が上がりやすかったり、大型車の進入が多かったりする箇所。2点目は、過去に事故には至らなくても、ヒヤリハット事例があった箇所。3点目は、保護者や見守り活動者、地域住民等から市町村へ改善要請があった箇所です。点検後は、その結果を受け、道路環境の改善やパトロールの強化等、それぞれの機関ですべき改善策や安全策を検討し、その実施を進めております。

学校におきましては、合同点検によって見出された問題点とそれに対する関係者からの助言を基に、安全に登下校するための行動を児童生徒に対して指導を行っております。例えば道路を横断する際には、はっきりとドライバーに渡る意思を示す。幅の狭い歩道は横に広がって歩かない。信号待ちの際には、安全柵等があればその後ろで待つなどでございます。

2つ目の地域住民との通学路危険箇所の共有につきましては、地域も子供たちを見守っていただく上で大切なことと考えます。そのため自治公民館の代表者も合同点検に立ち会っていただくことで、地域の状況も具体的に把握ができます。ただ、様々な都合により、各立場の方が点検日にそろうことは難しいことが多いため、学校は学校支援会議、学校運営協議会等の場で通学路や

児童生徒の登下校の状況を伺うことを通して地域との情報共有を図っております。

また、学校だより等を通して、合同点検の結果を周知するとともに地域での登下校の見守りをお願いしております。

3つ目の質問、壱岐市通学路交通安全防犯プログラムでは、4つのP D C Aサイクルを繰り返して行くことで通学路の安全度の向上を図っております。

御質問の壱岐市通学路交通安全防犯プログラムの評価は、このP D C Aサイクルのうちのチェック、対策効果の把握のことを指していると捉えてお答えいたします。

道路環境を改善していく立場にある県振興局や市建設部は、市のホームページに対策箇所の実施状況を公表しております。現在までに公表されているこれらの対策に対して、問合せ等の意見は寄せられていないことを把握しております。学校におきましても、点検改善をした箇所における事故は発生しておらず、また学校に対する保護者や地域からの学校評価でも通学路に関する意見は特に出していないことから、一定の対策効果はあったものと評価しています。

ただし、対策実施後の評価を効果的に行っていくためには、壱岐市通学路交通安全防犯プログラムを推進する関係機関が対策実施後の現場を巡回し、対策効果を具体的に確かめることも必要であると考えております。

以上でございます。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 土谷議員の4つ目の質問にお答えをいたします。

議員御質問の通学路における危険なブロック塀への対応でございますが、大阪でのブロック塀の倒壊等を受け、壱岐市では、これまで行ってきた通学路交通安全防犯プログラムの取組を活用し、各学校でそのような箇所を含めた目線での危険箇所の抽出を行っていただいた後、平成30年度7月に緊急合同点検を実施いたしました。また、2年に一度の頻度で行っていた合同点検について取組を強化し、平成30年度以降は、毎年合同点検を実施しているところでございます。そのほか各自治公民館長からの連絡・要望等により危険箇所の把握に努めております。その中で危険なブロック塀が確認できた場合は、道路区域内であれば、安全確保のためにできるだけ撤去する方向で対応いたしており、これまで5件の撤去を行っております。

今後も、道路区域内での危険なブロック塀が確認された場合には、早急な改善に向け取り組んでまいります。ブロック塀は個人の所有物である場合が多く、その場合は市での対応が困難となるため、建築基準法など関係法令に照らし合わせた上で、所有者に対し関係機関と連携して状況改善の依頼を行うとともに、県下では指導実績もあることから、建築基準法違反の場合には、

長崎県に指導を行っていただくことになるものと考えております。

今後とも通学路点検を継続して実施し、ブロック塀を含む危険箇所の把握に努め、関係各所で情報を共有しながら、適宜対応してまいりたいと考えております。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） 時間がありませんので。ただ、1点だけ、令和元年に赤木議員が一般質問もされておりますが、新道の歩道の件と古城団地の歩道の件ですね。やっぱり一番通学交通量の多いところであります。緑色のグリーンベルトをしてありますが、効果はないとは思いますが、できれば歩道をつくって、予算もかかりましょうが、一番交通量の多いところですから思っておりますが、これは答弁よろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 御質問のグリーンベルトについてですが、まず古城牛方線のグリーンベルトにつきましては、通学路の合同点検において要望されたわけではなくて、地元と警察署からの要望について対応したものであるということをお話をさせていただきます。

また、本町八畑線については、先ほどおっしゃったように、令和元年の6月議会において、赤木議員からの質問に対して、カラー舗装や電柱移転、それから電線の埋設等を検討するという御回答をさせていただいております。そのことを受けまして、歩道整備の事業化の検討や電柱の移転、電線等の埋設について、関係機関とともに協議・検討を行っており、また、併せて車両速度を落とすための部分的な狭窄やバンプ——車両速度を落とすための段差のことではありますが——車線分離標の設置なども併せて検討を行っておりますけれども、どの方法も現実性に乏しかったため、早急な対応が可能であり、地域住民の生活に与える影響が少なく取り組むことのできるグリーンベルトの設置を行っているところでございます。このことによって、この区間の通学の高い安全性が確保されたとは考えておりませんので、今後もさらに安全性が確保できる方策はないか、関係機関とともにさらに研究を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。時間を過ぎましたので、御答弁本当にありがとうございました。

最後に、コロナが収束して県外との往来が自由にでき、子供たちや親戚が里帰りができること、離島振興法、国境離島法を生かし、雇用拡充、移住定住、観光客に来ていただき活気ある島になることを願ひまして、一般質問を終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、12番、鵜瀬和博議員の登壇をお願いします。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（12番 鵜瀬 和博君） それでは、通告に従いまして、12番、鵜瀬和博が一般質問を行います。

今回は大きく2点、まず1点目は新型コロナウイルス感染症の対応について、2点目が市長特別表彰について行います。

それでは、まず1点目の新型コロナウイルス感染症の対応についてお尋ねをいたします。

2020年3月、本市で新型コロナウイルス感染症の感染者が初めて確認をされ、2年が経過をしようとしております。この間、壱岐保健所をはじめ、医療、福祉等関係機関の皆様には、御協力と御尽力に対し、心より敬意と感謝を申し上げます。

本市では、新型コロナウイルスのデルタ株による第5波は、短期間で収まっておりましたが、より感染力が強いオミクロン株においては、新年に入り、1月10日以降急激に感染拡大し、学校の臨時休業や学級閉鎖等を発生し、島内経済も含め、危機的状況でありました。

最近では、感染者が徐々に落ち着きを取り戻しつつあります。しかし、東京都心においては、さらに感染力の強いオミクロン株のBA.2の感染が少しずつ感染拡大をしており、第7波の襲来が懸念をされ、警戒を強く呼びかけられております。

これからの3月、4月は卒業、入学、就職など、県境をまたぐ人の移動が増えてきます。第7波に備える体制づくりが重要と考え、小さく5点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、感染陽性者や濃厚接触者となった場合、療養施設、または自宅待機の判断基準と、そのときの食事や、また給食等支援体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、今後爆発的な感染拡大があった場合の受け入れ態勢は大丈夫なのか、お尋ねをいたします。

2点目が、家庭内感染が、今回は多く見受けられましたが、一部の学校では臨時休業や学級閉鎖となりました。新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒、幼稚園児、保育園児の出席停止

等及び臨時休業の判断基準について、どのようになっているのかお尋ねをいたします。

陽性者や濃厚接触者となったり、感染を不安に感じたり等、登校を見合わせたりした自宅待機児童生徒への学習指導は、どのように実施していたのかお尋ねをいたします。

教育機会の均等化、学力の格差是正のために、GIGAスクール構想の一環で、本年度から児童生徒にタブレットが割り当てられ、授業の中で、調べ学習、表現、制作等様々な場面で使用されておりますが、リモートでの授業やオンライン学習の活用状況は、どのようにしているのかお尋ねいたします。

また、オンライン学習する上で、各家庭におけるインターネット環境は整備されておらず、使用できない状況を把握しているのか、お尋ねいたします。

今後の第7波の感染者急増に伴う、小中学校における臨時休業や学級閉鎖の拡大に対応したGIGAスクール構想の今後の計画は、どのようになっているのか、お尋ねをいたします。

4点目が、医療従事者や高齢者、一般の3回目のワクチンの接種状況と5歳から11歳までワクチン接種体制と今後の予定についてお尋ねいたします。

5点目が、去る2月20日施行の長崎県知事選挙において、新人の大石知事が誕生されております。中村前知事におかれましては、3期12年、本市の振興及び特に、市民病院の企業団加入の実現に大変御支援御協力をいただきましたことに対しまして、改めて深い敬意と感謝を申し上げます。

今後大石新知事との白川市長との信頼関係を構築され、今後も県との連携・協力が必要不可欠と考えます。大石知事は、新型コロナウイルスの出口戦略は、経済活動と感染防止対策の両立を積極的に図っていききたいとの考えを、全国知事会で述べられております。

コロナ禍の中、迅速な壱岐の情報発信と感染拡大防止、島内経済支援の体制づくりを図るべきと考えますが、今後の市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

以上、5点について答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 鶴瀬和博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 12番、鶴瀬議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応について、5項目質問をいただいておりますが、私のほうからは、①の通告分についてお答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の感染者につきましては、医師の診断により必ずしも入院が必要な状態でないとは判断された方については、宿泊療養施設や自宅での療養の対象となっております。

宿泊療養施設、または自宅での療養の判断基準につきましては、各保健所での判断に基づいて



指示されますが、基本的には、看護師等を配置している指定の宿泊療養施設において療養することになります。

しかしながら、ペットを飼っており、面倒を見る人がいないため、自宅を空けることができない場合や感染者が一人で入所できない幼児の場合などは宿泊療養施設ではなくて、自宅での療養となる場合もございます。

自宅での療養となった場合、壱岐保健所が電話で対応いたしますが、毎日2回、朝夕の体温測定、毎日3回朝、昼、夕の健康状態の確認、そして酸素飽和度の測定を行うよう連絡を取り合うということになっております。

また、食事の支援といたしましては、宿泊療養施設の場合、食事の時間は、朝食が8時30分、昼食が12時、夕食が18時からとなっております。食事の注文は、宿泊療養施設に配置しております生活支援員が行いまして、配送につきましては、長崎県が契約しております市内の宅配業者を利用しております。

食事の内容でございますが、アレルギーや糖尿病等で食事に制限がある方を除いて、全員同じメニューとなっております。

自宅療養の方につきましては、壱岐保健所から希望確認により、御希望の方に対しては、1週間分の食料品セットを提供することとなっております。配送につきましては、壱岐保健所からの協力要請によりまして、市危機管理課が購入し対応をしております。

1月21日以降、3月2日までの間、28世帯58名分の感染者宅へ、食料品を、配達をいたしております。

なお、濃厚接触者につきましては、現在7日間の自宅待機とされておりますが、親戚、知人等、支援者がいらっしゃらない場合は、自己負担となりますが、市危機管理課で食料等の配送支援をすることとしております。対応した実績といたしましては、これまで1世帯でございます。

また、給食等支援体制はとの御質問でございますが、厚生労働省において小学校休業等対応助成金制度がございます。この制度は、小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して、有給賃金全額支給の休暇を取得させた事業主に対しまして、休暇中に支払った賃金相当額、上限があるということでございます、これを支給する制度でございます。

また、事業主が、この制度を活用しない場合であっても、一定条件がございますが、労働者が直接申請できる休業支援金給付金制度もございます。このような制度があることを御存じでない事業主及び労働者がほとんどのようでございますので、市のホームページ等によっても、周知をさせていただいております。

次に、今後爆発的な感染拡大があった場合の受入れ態勢は、大丈夫かとの御質問でございます

が、この第6波の間で1日の療養者数が最も多かった日が、1月30日の69名でございました。このときは、半数以上の47名が自宅療養となり、入院及び宿泊施設の入所者数は22名という状況でございました。

現在、宿泊療養施設といたしましては、長崎県が2施設を借り上げておまして、52部屋の確保数となっております。現時点におきましては、十分対応できておりますが、オミクロン株による第6波は全国的に減少傾向にあるものの、減少のペースは緩やかでありまして、陽性者数が下がり切れないまま、第7波に突入してしまうのではないかとという心配もございます。

宿泊療養施設につきましては、県壱岐振興局でも追加指定が必要な場合の即時対応も視野に入れたところで、常時観察しておりますので、大丈夫でございますが、爆発的な感染拡大がないとも言い切れませんので、引き続き市民皆様にワクチン接種の推進と感染防止対策の徹底を呼びかけ、第7波に備えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 12番、鶴瀬和博議員の質問の2番目と3番目については、私のほうからお答えをさせていただきます。

2番目の新型コロナウイルス感染症にかかる児童生徒の出席停止の判断基準についてです。校長が児童生徒の出席を停止させることができるのは、学校保健法、学校保健安全法第19条に示されています。

1つ目は児童生徒が感染した場合、2つ目は保健所から児童生徒が濃厚接触者に特定された場合です。この場合、保健所が何日まで自宅待機をするよう出席停止の日数を指導されます。

3つ目は、感染はしていないが、医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりする児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認した上で、校長が登校すべきでない判断する場合があります。かかるおそれのある場合という形に解釈できます。

この法の内容に加えまして、今回の新型コロナウイルスの感染状況を受けて、4つ目に、次のようなことが示されました。それは生活圏内において、感染経路が不明な感染者が増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患等があるものがあるなどの事情があって、登校させることに不安があると保護者が判断した場合、その報告を受けて、校長は出席停止扱いとすることができます。

次に、感染症に係る臨時休業の判断についても、同じく学校保健安全法第20条では、次のように規定されています。学校の設置者は感染症の予防上、必要があるときは、臨時的に学校の全

部、または一部の休業を行うことができる、この規定により校長は保健所からの報告、指導を基に、校内や地域の感染状況を把握し、学校医の指導を受けて、その結果を教育委員会に報告をいたします。

教育委員会は、その報告を基に協議し、学校や地域の感染状況等を総合的に判断し、その判断の結果を市長に報告をいたします。報告を受けた市長が判断をし、臨時休業の措置となります。

お話のように、今回の壱岐市の感染状況の中で、小学校、中学校では措置した数は、既にお知らせはしていましたが、改めて学校の全部の休業、いわゆる臨時休業の措置をしたのが小学校1校、学校の一部の休業、いわゆる学級閉鎖を措置した学校が、小学校2校の2学級になっております。

幼稚園及び幼稚園児においても、小中学校に準じ適切に判断をして、対応しておりますし、今回、幼稚園の臨時休業の措置はありませんでした。

3つ目の自宅待機をしている児童生徒への学習指導について、お答えをいたします。

自宅待機をしている児童生徒に対しては、主にこれまでの学習内容を復習したり、活用したりする学習問題を紙媒体で用意をし、各家庭に届けています。急な形の臨時休業あるいは学級閉鎖という形になりますので、学校のほうでできるリモート等の授業の準備までには、至らないということが背景にあります。

また、その学習問題は回収をし取組状況を確認し、いわゆる採点、添削等をしながら学習の定着を、先生方が目指して取り組みます。

臨時休業の措置が終わって、登校を再開してからの学校生活に不安がないように支援を続けているところです。

お尋ねのリモート授業やオンライン学習についてですが、このことにかかっては、壱岐市でもGIGAスクール構想計画をつくっております。御承知のように、このタブレット端末機の配置が2年半前倒しで、急に学校現場に来たというのが実情ですので、正直準備体制は十分であったとは言えません。

よって、壱岐市では3か年計画を立てて、無理のない形で、この取組を次のように進めます。1年目は、児童生徒や教師がタブレット機器に慣れ、基本的な操作をマスターするとともに、授業で 사용할ことができること、2年目は、タブレット機器を授業で積極的に活用することができること、3年目は、タブレット機器を授業で、効果的に活用することができることを目標としております。

いくらか抽象的な表現になりますが、内容的には、現場は少しずつ取組を進めています。

1年目に当たる今年度は、タブレット機器に慣れさせ、操作をマスターする取組を各学校で進めている段階です。子供たちの習得は早いです。意外と一度でさっと理解するところもあります

し、現在は学校内の授業、教育活動で、このタブレットをそれぞれ教師のスキルに応じた形で取り組みをし、いろいろな形での実践が研修会では、報告を受けております。

もちろん、この機器の使い方については、各学校で教職員の取決め、児童生徒への分かりやすい取扱い方等を、指導しながら進めております。

よって、家庭に持ち帰らせるという形の指導は今のところしておりません。リモート授業やオンライン学習を、学校と家庭とで行うという体制までは整っていないわけです。

その大きな課題は、議員がお話いただきましたように、家庭に持ち帰ったときに、学校とつなぐ通信環境が整備されていない家庭が、私たちの調査の結果、約2割の家庭にその状況がまだ残されているからです。

徐々に整備は広がると思いますが、毎月一定の費用を伴うため、整備の広がりについての指導も含めて、あるいは市としてどうするべきかの検討等を進めているところです。

そういう状況の中ですが、各学校では1年目の取組として、いろいろな形がございますので、私どもとしては、よく取り組んでいただいているという具合に考えております。

第7波のこともお話に上がっておりますが、できれば私どもは対面授業ができる学校教育の保障というのを、大目標にしておりますので、子供たちの中から、家族から、感染の拡大が広がらないことを、日頃の感染症予防対策を徹底して講じることで、この取組にも側面から向かっていきたいと考えております。

以上でございます。

保育所につきましては、後ほど、市民部長のほうから御答えがあると思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 12番、鵜瀬和博議員の2点目の御質問、新型コロナウイルス感染症に係る保育園児の出席停止等及び臨時休業の判断基準について、お答えさせていただきます。

御存じのとおり、保育所や放課後児童クラブは、保護者等御家族が就労等の事情により、家庭で保育ができないため、保育を必要とするお子様をお預かりするものですので、小まめな消毒や換気による施設管理と手指消毒等の指導など、感染予防対策を徹底しながら開所することを原則といたしております。

一方、県下にまん延防止等重点措置が適用されたり、市内において、感染が拡大した場合は、なるべく御家庭で保育いただくようお願いし、登園を自粛された期間の保育料、副食費等については減額をすることといたしております。

御質問の出席停止や臨時休業の判断基準につきましては、定められたものはございませんが、

学校等の対応を参考にし、施設において陽性者が症状がありながら登園、出勤していた場合には、感染拡大を防止するため、臨時休園等について、濃厚接触者などの状況に応じて検討することといたしており、その規模や期間については、保健所の指導を仰ぎながら徹底することといたしております。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 12番、鵜瀬議員の御質問にお答をいたします。

4項目めの、3回目のワクチンの進捗状況と、小児のワクチン接種につきましては、変異株による感染が拡大をしている中、壱岐市では、医療従事者、高齢者施設入所者、入院患者に続きまして、一般高齢者への3回目接種へと移っております。

国が示しました指針では、2回目接種完了後8か月以上の方からということで、準備を行っていましたが、その後見直しがなされ、可能な範囲での6か月以上の方への前倒しの方針が示されたことから、本市でもエッセンシャルワーカーなど若い世代の方へも接種券を、順次発送を行っております。

接種状況としましては、市内での接種開始とオミクロン株の感染拡大の時期が重なったこともあり、医療機関の接種枠を十分に確保できなかったことやモデルナワクチンへの不安などが要因となり、3月7日時点で18歳以上の28%が接種を終えている状況でございます。

併せて、3月6日から壱岐の島ホールでの集団接種を開始し、今後個別接種でも一部の医療機関でモデルナワクチンを使用し、接種を始めていただく予定となっており、接種の加速化が図られるものと考えております。

また、5歳から11歳までの1、2回目の接種につきましては、医師会の指導の下、お子様や保護者の方々が不安なく安全に接種をいただくことを前提に、小児科の3医療機関で個別接種を行っていく予定といたしております。

予定としましては、3月18日から申出による基礎疾患をお持ちのお子様から先行接種を開始し、それ以外のお子様は3月23日から開始できるよう、準備を進めているところでございます。

なお、接種券は、保育所や幼稚園での感染が増えたこと、感染予防を十分に対応することができない年齢であるなどを勘案し、年齢の低い方からワクチン並びに予約枠に応じ順次接種券を、発送を行ってまいります。

保護者をはじめ、市民皆様の御理解をよろしくをお願いいたします。

7波に向け、早期接種完了を目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の5点目の御質問、大石新知事が誕生、信頼関係を構築し、今後も県との連携協力が必要不可欠、迅速な情報発信と感染拡大防止、島内経済支援の体制づくりをという御質問でございます。

施政方針でも申し上げましたが、大石新知事には若さと新しい感覚で県政振興を期待いたしますとともに、中村法道前知事には、これまでの御功績に感謝申し上げ今後の御活躍をお祈りするものでございます。

大石新知事には、できるだけ早い時期にお会いしたいと思っておりますが、大石知事は、公約として、離島対策の充実を掲げられておりますことに加え、御自身も医師として、医療や予防分野にも精通しておられます。ぜひ今後の離島医療体制の中で、感染対策とワクチン接種の本土地区と同等に進められるよう、また長崎県壱岐病院の医師等の人的確保やワクチン等の物的確保にも、御配慮いただけることを期待しているところでございます。

申し上げるまでもなく、県との連携、協力は必要不可欠でございます。一刻も早く信頼関係を築き、新型コロナウイルス感染症に限らず、十分連携を図りながら市政運営に取り組んでまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。

まず、1点目の療養施設、また自宅待機者の支援体制ということで、主に、入院の場合は医師の判断によってされるわけですが、どこにするかというのは、濃厚接触者または感染者がおける環境、ペットがいるとか、幼児の場合とか、そういった環境により、療養施設または自宅のほうに判断をしていると、そうなった場合の食料の支援については、通常県のほうが契約をしている宅配業者さんが日に3回弁当を持ってくると。

また、自宅療養については、市の危機管理課の職員が、それぞれの自宅に訪問して、御要望の食料品セットを1週間分購入をされ、提供をしていくということでありました。

特に、自宅療養、施設療養になった場合には、完全監禁なのか、例えば、療養中に必要なものが出た場合には、買物等、外出は可能なのか、お尋ねをいたします。

それが1点目です。2点目、出席停止等の臨時休業の判断基準については、学校保健安全法にのっとって対応しているということでありました。るる教育長のほうから、こうした場合はどう

するという対応が、最終的には校長判断、そして学校医の指導、報告を受けて教育委員会が判断したものを、市長に報告をして、そこで臨時休業するか、学級閉鎖にするか、決定をしているということでありました。

実は、平戸市の教育委員会では、出席停止及び臨時休業の判断基準については、ペーパー化をされておりまして、ホームページにアップをされておりまして。いわば、保護者がこうした場合はこうやって判断する、基準です、もちろん臨機応変に対応はされると思うんですけども、ある一定の基準については、見える化をされておりまして、今の状況では、学校に聞かないと分からないです。我々保護者としても。

だから、やはり隠すことでもないですし、どんどんこういう部分については、オープンにして、出していくことも必要じゃなかろうと考えております。

また、GIGAスクールについては、今回、前回の第5波では、学級閉鎖とか、臨時休業とかありませんでした。学校が一番安全ということで、学校も開いていたわけですが、今回はやはりオミクロン株は、かなり感染拡大をされておりまして、急な対応ということで、ペーパーによる自宅待機者については、ペーパーにより学習指導を行ってきたということでありました。

先ほど、GIGAスクールの構想は一応3年計画で順次、まずは、1年目はタブレットに慣れる、2年目については積極的に活用する、3年目については効果的に活用するというものであります。

ぜひ、宝の持ち腐れにならないように、お願いをしたいと思います。今回は、先ほど教育長も言われましたとおり、臨時休業は1校、そして学級閉鎖は2校でありました。

私が心配しているのは、第7波が来た場合に、長期的な臨時休業になった場合、そうした場合に、果たしてその対応が、先生たちだけで対応ができるのかと、ならないのが一番なんですけど、教育長が対面指導を求めていきたいということで、今後も予防対策については、十分配慮をしていくということでありました。

今回も、1月も十分、多分、予防対策はされとったと思うんですが、こういう結果になりました。国の指針としても、実は、昨年からICTを活用した児童生徒の学習活動の支援ということで、文部科学省も通達をされておりまして。これはもう、多分教育委員会にも行っているかと思うんですけども、そういうオンライン学習をする上で、インターネット環境がないところについては、今後継続的に、学習が行える環境を積極的に整えることということでありますし、今はポケットWi-Fi、持ち運びできるWi-Fiがありまして、それを学校から貸し出すとか、今あるタブレットをLTE、どこでもつながるやつに契約をすれば、全部が全部じゃないんですよ、環境が整ってないところにオンライン学習をするときに、貸し出すとか、そういう方法もありますので、国の指針でもありますし、また子供たちの学力の格差是正のためにも、ぜひ、そういっ

た部分の整備についても、十分整備をしていただきたいと思います。その点について再度お尋ねをいたします。

3回目のワクチンの接種につきましては、実際全国的には、ワクチンの追加接種は遅れておりますね。本市においては、計画どおりに進んでいるのか、再度お尋ねをいたします。

また、幼児の接種については3月1日から告知をされておりました、基礎疾患のある方については、届出をして、3月18日、基礎疾患のある方は壱岐病院で接種を開始すると、それ以外の子供については、年齢の低い子供から、3月23日から開始をしていくということでありましたが、幼児のワクチンについては、かなり副反応の、先ほど言われましたとおり、接種を迷う保護者も多いと聞きますけれども、先ほど、小児科の先生から御指導いただきながらということでありました。

そういった方々に対して、不安を取り除くような対応はどのようにするのか、お尋ねをいたします。

5つ目の白川市長と大石新知事との信頼関係構築についてですけれども、ぜひ早く会われて、具体的に離島振興そしてワクチン接種を本土並みにしていただくような対応の仕方。

私が心配しているのは、感染防止、防止ということで、経済が回らないということで、特に、今回、大石知事は経済活動と両立してやりたいと、壱岐もいろんな対策をされておりますけれども、これからも令和4年度については、しようとしてますけれども、どの時点で対応を打つか、例えば、島内宿泊キャンペーンをする予定にしておりますけれども、その判断については市長がされるわけですが、その判断はどういった形になったときに、ゴーというふうにするのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 鶴瀬議員の再質問のほうに、お答えさせていただきます。

自宅療養者の陽性者については、外出ということはございませんけれども、濃厚接触者の外出規制、そして買物はいいのかというところの御質問と思っております。

まず、新型コロナウイルスの感染症の感染者、陽性者につきましては、症状がある場合は、発症日の翌日を起算して1日目とし、解除までの日数が10日間とされております。

無症状者の場合は検体採取日の翌日を起算日として、1日目として7日とされております。濃厚接触者につきましては、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と、近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が相対的に高くなっている方を指します。

濃厚接触者かどうかを判断する上で、重要な要素は、1つ目が距離の近さ、2つ目が時間の長さでございます。

必要な感染予防策をせずに、手で触れること、または対面でお互いに手を伸ばしたら届く距離、



これは1メートル程度以内でございますけれども、そこで15分以上接触があった場合は、濃厚接触者として考えられます。

濃厚接触者と判断された場合は、感染している可能性があることから、所定の期間は健康状態に注意を払い、不要不急の外出を控える必要がございます。

この不要不急の外出を控える期間は、すなわち待機期間は、以前までは10日間で行ってまいりましたが、令和4年1月28日から7日間に短縮をされております。同居の御家族の場合、陽性者の発症日、または発症により住居内で感染対策を講じた日の、いずれか遅いほうの日の翌日を起算日として、同居者以外の場合は、陽性者と最後に接触した日の翌日を起算日といたします。

この自宅での待機期間は、不要不急の外出を控えるよう呼びかけられておりますが、感染の可能性につきましては、先ほど申し上げましたように、対面で話した際の距離が1メートル以内、時間が15分以上という基準、目安がございますので、買物等はマスクなどの感染対策を徹底して、短時間であれば可能であるということになります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 鵜瀬議員のお尋ねについてですが、まず出席停止についての判断基準について、御指摘のように、保護者としては、しっかり理解しておくことが必要でございます。早急に文書でもって、市教委のほうからお示しをして、共有をしたいと考えます。ありがとうございます。

タブレットの端末機につきましては、この機器の持っている性能とか、能力というのはかなり相当なものがあると思います。私どもは、やはり、小学校教育、あるいは中学校教育で身につけさせたいことに対して、より有効な使い方は何かという視点でもって、この機能については考えておりますので、議員御指摘のように宝という考え方は持ちますが、持ち腐れにならない、学校の中で、有効な部分を共に研究をしているところでございます。

なお、ポケットWi-Fi等については、ありがとうございます。ただ、今、端末機を校内で使用する場合にも、小学低学年の子供たちの重さに対する準備だとか、あるいはちょっとしたふざけ合いによって、落した場合の損失の場合の、その取扱いについても、大変気を使って、今いろんな角度で検討しているところでございますので、総合的にその分についても研究を進めてまいります。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 追加接種の状況でございますが、一応予定どおりには進んでおります。

しかしながら、集団接種の時期が長崎県下で一番遅かったということもあり、今のところ、接

種率につきましては、長崎県下の平均を若干下回っておる状況でございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、3月6日から集団接種を1、2回目の接種より100人近く予約枠を広げて行うようにしておりますので、今後は加速化が図られるものとおっておりますのでございます。

小児のワクチン接種につきまして、不安を取り除くような対策につきましては、相談等が増える可能性がありますので、厚労省のQ&Aなどをホームページなどに紹介、そしてLINEを使う。それと告知放送等で周知を図ってまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 島内の経済活性化策でございますけれども、既に予算を頂いております。その中で一番大きいのは、やはり島民限定宿泊キャンペーンだと思っているわけです。これが県の県民限定キャンペーンとやはり足並みをそろえたがいいだろうと、実はまん延防止が終われば、早急にやりたいということで、協議をいたしました。

しかし、何日かの差で、いわゆる助成の金額が違ふと不公平になるだろうということで、今聞いておりますのは、県は3月中旬にスタートするということでございますから、県のスタートと併せて、島民限定キャンペーン、それからそのほかの経済対策についても、同時にスタートしたいと考えておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ありがとうございます。ぜひ防御だけではなくて、今後も島内活性化のためには、攻めの行政も必要でありますので、今度の、先ほども言いますように、大石知事は両立で、経済対策両立でやっていきたいということですから、県の動向を見ながら、ぜひ早めに実施できるように、お願いをしたいと思います。

また、ワクチン接種については、ほぼ予定どおりということですので。今後もワクチンの接種が広がるような形で、集団接種も併せて周知に努めていただいで、お願いしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染陽性や濃厚接触者になった場合の様々なことについては、確かにホームページを見れば分かるんですけど、県のホームページに飛んだりすれば、見れば分かるんですが、なかなか詳しくすぎて分かりづらいということで、ぜひ県のいろんな問題については、かみ砕いて、壱岐バージョンのそういった周知の方法について研究をしていただきたいと思っております。

また、今回、出席停止については、ホームページに載せるということでありましたので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それでは、2点目の件につきましては進みたいと思っております。

市長の市特別表彰についての活用をということで、壱岐市では、表彰条例が制定をされてお

まして、本市の行政、そして文化、もしくは社会のために各般にわたって市政振興に寄与し、又は衆人の模範と認められる行為にあったものを表彰をされております。

平成30年3月会議に、一般質問で、子供たちのスポーツや文化芸術での活躍について、市長自ら表彰すれば、子供たちの誇りや自信になりますということで、お願いをしておりました。

それ以降、市長のほうも、実施をしていただいております。本年度もJOCのオリンピックカップに出られました田中咲稀人さんや、第46回ごはん・お米とわたし、作文コンクールで、文部科学大臣賞を受賞されました横山力蔵さん、そして壱岐荒海太鼓の壱岐商業の荒海太鼓の皆さんを表彰されております。

こう表彰することによって、私たちも感動と元気を頂いております。今回お願いすることは、子供たちに限らず、例えば、ごみ拾いですとか、花を植えたり、環境美化等に御貢献いただいているボランティア、そしてこれまでどおりの市政功労者、個人、団体など、市長が選定して、分野別表彰をすれば、またさらに市が盛り上がると思いますけども、今後の活用について、市長はどのように考えか、お尋ねをいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 鵜瀬議員の2点目の御質問にお答えいたします。市長特別表彰でございますけれども、ただいま、頂きました、これ最初始まったのは、おっしゃるように、鵜瀬議員の御提案によって、これ始めたわけでございます。ただいま言われました、内容の充実というか、幅を広げる、そういったことについても検討してまいりたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 鵜瀬議員。

○議員（12番 鵜瀬 和博君） ぜひ、いろんな形で島内盛り上げていただいて、島民一丸となって、離島振興に努めていただきたいと思います。

ぜひコロナ禍でいろんな制限はありますけども、皆さんの知恵とパワーを力に変えて、今後の壱岐市の輝かしい未来のために努めていただくことを期待をしております。

コロナに負けるな壱岐ということで、ぜひ市長が先頭に立って頑張ってくださいことを期待をして、私の一般質問を終わります。

〔鵜瀬 和博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、鵜瀬和博議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、1番、森俊介議員の登壇をお願いします。

〔森 俊介議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 通告に従いまして、1番、森俊介が一般質問を行わせていただきます。

今日の質問は、大きく4つあります。

まず1つ目の壱岐パークマネジメントの本店登記場所について質問をさせていただきます。

2021年の11月1日に、壱岐パークマネジメントの本社登記場所が、イルカパークから芦辺箱崎の住所に変更されています。新住所の物件は廃墟で事業実態がありませんが、これに関して市役所は把握されていましてでしょうか。また、これについて市役所はどう捉えているか、御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 森俊介議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の壱岐パークマネジメント株式会社の本社物件の実態に対する市の認識についての御質問でございますが、まず新住所の物件が廃墟で事業実態がないということを森議員はお話をされました。

森議員が現場を確認されてお話をされているのか分かりませんが、私どももその建物が廃墟として荒れ果てているのかを改めて確認するために、高田社長の許可を得まして現場も確認をいたしました。まず廃墟という表現を使うことは、その現場の状況、また個人の物件について適当ではないと思っております。

御質問の新住所の物件は事業実態がないが市としてどう捉えるかとの御質問でございますが、会社の住所を設定することについては、商業登記法上は住所に関する制限はないため、自宅や賃貸オフィスなどを住所地と定め、登記することには問題ないとなっております。

また、業務につきましては、御承知のとおりイルカパーク施設内で行われておりまして、スタッフ一同、イルカパークの運営、イルカの飼育管理など、懸命に運営がなされております。

したがって、新住所の物件について、本社登記がなされていることには、法的に何も問題がないことにつきまして、壱岐市として特に言及することはございません。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

確かに個人所有の建物に対して廃墟というのは、適切ではありませんでした。申し訳ございません。

今の御答弁に対して追加で質問をさせていただきます。

法的には問題ないという御回答でしたけれども、一般的には、本店登記場所というものは、社会的信用の度合いを示すものになっております。今回、その市役所、行政から指定管理を委託するに当たって、実際にその場所で事業を行われていなかったりだとか、後は廃墟という言葉は適切でないんですけれども、空き家のような物件にその本店があるということに関しては問題ないということでしょうか、再度御確認をお願いいたします。

あと、もし御存じでしたら、なぜ事業実態がないその場所にわざわざ本店登記を移行しているのかを教えてくださいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の御質問にお答えをいたします。

一般的にはというようなお話でございましたけれども、これは、私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、法的にその商業登記法上、もうそういった制限はないということで法的には何も問題がないということ、これにもう尽きるのかなというふうに思っております。

また、本社の移転の登記となった要因といたしましては、これまでイルカパーク、壱岐パークマネジメント株式会社につきましては、第三セクターということで市が出資をしておりました。

その関係で、本社については、これまではイルカパークの施設内の住所ということになっておりましたけれども、御承知のとおり、完全に民営化ということになりましたので、市の土地に住所を置くことは適当でないということから、新しく住所を変えられたということでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁どうもありがとうございます。非常に理解できました。

続いて、質問させていただきます。

2021年の10月12日から2021年の12月21日までは、新住所の不動産につきましては、壱岐パークマネジメント代表高田氏の税金滞納により差押えになっていたかと思っております。

その差押え中に関しては、当該物件は高田氏の所有ではなく壱岐市に所有権があるかと思っておりますが、その差押え中に当該物件に対して本店の移転登記が行われていたということについてはいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の御質問にお答えをいたします。

この登記自体は、法務局のほうで受理をされているというようなことから、その辺りについては、問題なかったものというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

一般的には、差押え中の物件というものに関しては、所有者が賃貸に出すとか、そういった手続を踏むことができないはずなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま、これも繰り返しになりますけれども、そういった中で移転の住所の登記がなされたということで、それ自体は問題なかったものというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 分かりました。どうもありがとうございます。

壱岐パークマネジメント株式会社については最後の質問になります。

先日、代表の高田氏が、SNS上でキャッシュフローが危ないという趣旨の発言をされておられました。以前も議会で何度も決算書を見て問題ないと執行部の方から御答弁を頂きましたが、今回、SNSの代表の発信に関して把握しておられるかどうかということをお伺いしたいのと、また万が一その会社が経営が破綻した場合というものは、指定管理が続いている中で破綻した場合というのは、どのようなことになるかということをお教えいただきたいです。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいまの森議員の御質問でございますが、そのSNSの投稿等については把握をいたしております。

コロナ禍の影響で観光客が減少して、それに伴いまして入園者数も減っている中で、会社自体の売上げにつきましては、令和元年度が約2,987万円、そして令和2年度が約4,924万円で、対前年度1,937万円の増と。令和3年度は1月末時点でございますが、約5,264万円で、既に対前年度340万円の増となっております。

国のGoToキャンペーンが再開されず、入園者数がコロナ禍の前に戻らない状況でも、前年度を超える売上げが出されているということでございます。

会社の経営能力には問題ないと判断をいたしておりますが、しかしながら、このコロナ禍においては、壱岐パークマネジメント株式会社のように、観光などを主な業務としております事業者

につきましては、厳しい経営状況にあると認識をいたしております。

沓岐パークマネジメントにおいても、売上げは上がっているものの厳しい状況にあると認識をいたしておりますが、今後、県民キャンペーン等の再開等により、観光客の来場を期待し、また市民皆様についても、入場料は無料ですが、憩いの場としての御利用を期待をするところでございます。

特に現在については、観光事業者の皆様、そして交通事業者皆様との連携も図られております。様々な機会を利用した取組がなされているということで、今後の運営に期待をするところでございます。

今後の、ただいまお話をされましたその経営破綻とかいうようなこととお話しされましたけれども、それはこの場でお答えすることは適当ではないというふうに思っております。

今後、そういったことにならないように、市としてもいろいろな誘客等々を含めて対応をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） どうもありがとうございます。

この場で破綻した場合の発言に関しては適当でないとお話をされましたが、やはりいろんな可能性について考慮しておくことが大切かなと思いますので、そこに関しては、行政の仕組み上といたしますか、イルカパークがどのようなになるのかみたいなことをお伺いしたいんですけども、それも難しいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ただいま申し上げますように、市といたしましては、今後、このイルカパークが、これは観光の大きな拠点の一つでございますので、そういったことにならないように、繰り返しですが、誘客等々を努めて、そういった事態にならないようにもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） では、なった場合のケースにどう対応するかということは、今の時点では考えていないということによろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 森議員の御質問でございます。

たればというのは、想定質問というのは、お答えすること自体遠慮をするという、思っておりますけれども、ただ、市のイルカパークは、市の所有でございます。したがって、その指

定管理がどうなるということにかかわらず、最終的に市が経営をしていくということになります。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁をどうもありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

先日、行われておりました壱岐産業と壱岐市、また白川博一市長との裁判の中で、代表者の信頼がなくなれば、会社が信頼できない、だから指名を外したと、白川市長が法人と個人は同一という趣旨の発言をされておりますが、12月議会では、壱岐パークマネジメント代表高田氏の税金滞納が発覚し、指定管理を受託する資格がないのではないかという議論の中で、法人と個人は別物という発言をしていました。この2つの発言は矛盾しており、裁判で白川市長が発言した法人と個人は同一という言葉にのっとると、代表の高田氏は税金を滞納した壱岐パークマネジメントは指定管理を受託する資格がないことになります。これについて、この矛盾について、市民の皆様が納得できるように簡潔に説明をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 森議員の法人と個人を同一と捉えるかどうかの認識の御質問についてでございますが、私のほうから、イルカパークの指定管理のことについてまずはお答えをさせていただきます。その後、市長からの御答弁となります。

イルカパークの指定管理の応募資格に関しましては、これまでも繰り返し申し上げておりますが、募集要項において、応募資格として個人ではなく法人その他の団体であることとし、個人では応募資格でないことをしっかりと明記しております。

その上で、市税及び各種使用料等の滞納がない団体であることとしており、提出いただいた納税証明書により滞納がない法人であることが確認できましたので、資格を有する法人として申込書を受理し、指定管理者選定委員会の審査を経て、議会に議案を提出し、議決を頂いたところでございます。

なお、今後、これはもう全般的なお話といたしまして、指定管理の指定に係る公募を行う際には、応募をされる法人の代表者個人に係る納税についても確認できるように、代表者個人の納税証明書も添付するように対応したいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 森議員の御質問にお答えをいたします。



私が裁判の中で、法人と個人は同一という趣旨の発言をしているが、壱岐パークマネジメントの指定管理については、個人と法人は別物と言っていることは整合性がないと、どういうことかということでございます。

森議員の御指摘については、10月5日の証人調書のことだと思っておりますが、確かに原告代理人の代表者個人と壱岐産業という法人は別物じゃないですかという質問に対し、私は代表者だと思っておりますと答え、さらに代表者だけど、別物じゃないですかとの問いに、代表者に信頼関係がなくなれば、やはりそれは会社が独り歩きするわけではありませぬのでうんぬんと、その文のみを切り取りますと、代表者と法人は不可分と言っているように取れますけれども、これは、質問と答弁の流れの中の受け答えでありまして、今回の指名回避の私の主張は、代表者個人に対しては、私に対する誹謗中傷による信頼喪失、会社に対しては経営不安と、それぞれ別の理由によるものであって、代表者の発言のみをもって、個人と会社を同一視したものではありません。

判決文においても、代表者に対する私の主張、法人に対する私の主張に対し、別々に言及がなされております。さらに申し上げます、今回の壱岐パークマネジメントの指定管理については、私が個人と法人を同一と見ている、見ていない。あるいは発言が矛盾しているというようなことではなくて、本質的に申しますと、法的にも個人、すなわち自然人と法人は別ということが法的に明確に定められておりまして、代表者個人と法人は別だということが明白であるということを示し上げておきたいと思っております。

このようなことから、イルカパークの指定管理については、ただいま企画振興部長が答弁いたしましたとおり、応募資格は個人ではなく法人であることをはっきり明記しており、法人として未納があれば資格はないこととなりますけれども、法人としてその応募要領に沿った納税証明書等を添付している以上、資格に問題ないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁どうもありがとうございます。

まず白川市長の御答弁の内容についてですが、僕も法人と個人とは別物だというふうに基本的に認識しております。なので、今の御答弁の内容に違和感はなかったんですけども、その以前の発言の中で整合性が取れない部分があったので、今、お話を聞かせていただいてどうもありがとうございました。

戻りまして、中上部長に御答弁していただいた、今後は代表について納税確認をするということですけども、今回に関しては、しょうがないというか、今回に関してはしょうがないけど、次は気をつけますというお話ということですよ。はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の3つ目の質問に移らせていただきます。

1月ですかね、1月の議会の中で、僕の質問に対する白川市長の御答弁の中で——ちょっと待ってください。ごめんなさい。1月の議会の中で私が白川市長に対して質問させていただいた内容で、今回は壱岐産業に対する損害賠償金を支払いましたが、従業員の方々が壱岐産業の倒産によって職を失った方もいらっしゃいます。そういう方に対する賠償はどう考えていますかという質問をさせていただいたところ、白川市長の御答弁の中で、今回の金額の中に、今回の判決の損害賠償の金額の中が含まれていると思っっているという御答弁がありました。

その後、改めて判決文を読んだんですけども、やはり判決文の中に、その損害賠償の金額の内訳として、従業員の失職に対する賠償というのは含まれていなかったように思っております。それについてお考えを教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 森議員の3点目の御質問にお答えをいたします。

1月24日の市議会1月第2回会議において、森議員の御質問に対し、従業員の方々に対する補償、そういったものは、営業の中で、原告の請求の中で私は入っているものと思っております。それを含めたところで、今回の損害の決定がなされたと思っっているところでありますという趣旨の答弁をさせていただきました。

これについて改めて補足をさせていただきますと、今回の民事訴訟において、裁判所が認める事実及び理由の中に、原告の主張内容として、原告に逸失利益、信用棄損及び弁護士費用の合計2,047万4,785円の損害を与えたと主張して、損害賠償を求める事案であるとされているものであります。

この2,047万円のうち、逸失利益に係る部分の内容及び算出根拠等について、原告、被告双方が主張を繰り返し、その結果として裁判所の判決が出たものであります。

当方といたしましては、当該裁判の中で弁護士とも協議を重ね、多くの資料を準備し、原告の主張に逸失利益の算定期間の根拠はないことや、当時の営業キャッシュフローの状況など、当方としての主張を行ってきたところでありますけれども、その細部に至るまで、この場において御説明を申し上げるには限界がございます。

市議会並びに市民皆様への御報告の中でも申し上げてきたところですが、刑事訴訟も含め、約5年にわたる訴訟の過程において、細部に至るまで誠心誠意御説明を申し上げてきたところであり、これまでの全ての内容を精査された結果として、今回の判決が出されたものであります。

判決書の中には、従業員に対する損害賠償額というのは明記されておませんが、私としましては、原告の請求の中に含まれるものと考えているところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。

今の白川市長の御答弁は、私の法律の理解とはちょっと間違っている部分、食い違っている部分がありますので、それについてちょっとお話しさせていただきます。

基本的に、その裁判であつたりというものを争うときは、被害が損害があつたほうが訴えないといけないんですね。今回の場合というのは、壱岐産業さんが、今お話しされた逸失利益というものがあつたということで、白川市長と壱岐市を相手に損害賠償請求をされておりますが、一般的に従業員の方の逸失利益、失職してしまったことによって損害が発生したというものに関しては、一般的に従業員の方が訴訟を行わないといけないんですね。

なので、企業とかでそういったことが起こったときというのは、その労働者の団体を作ったりして訴訟をしたりするんですけれども、今回それが行われていないので、僕の理解としては、壱岐産業さん、法人に対してが、かぶつた損害に対しての訴訟だつたというふうに捉えております。

実際に今のところは、その従業員の方たちが失職したことによって、損害が幾らだということ壱岐市には請求をしていないと思うんですけれども、今回、判決が下されて白川市長に責任があつたということで、損害賠償に幾ら払いなさいよという命令があつたわけじゃないですか。その判決によって、やっぱり逸失利益に対して白川市長あるいは壱岐市に対して責任があつたという判決になつたと思うんですけれども、であれば、その壱岐産業さんが倒産したことによって従業員の方が失職して、それによって逸失利益があつたというふうに考えるのが妥当だと思うんですね。

今のところまあ請求されていないと思うんですけれども、論理的に考えたときに、恐らくその壱岐産業さんの倒産によって従業員の方が失職して、そこに逸失利益が発生したということは大いに考えられると思いますので、そこに対してどう考えるか、損害賠償をするつもりがおありなのかであつたりだとか、後は、例えばその従業員の方から損害賠償請求を行われたい限りは払わないよ。またそこで裁判しましょうみたいな話なのかということをお伺いしたいです。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 追加の御質問にお答えいたします。

ここに10月5日の本人調書というのがございます。これ原告の、先ほどは私の調書から森議員はおっしゃった、それと同じものがここにございます。この原告御本人の本人調書の中に、2か所、従業員のこと言及されております。その内容を読ませていただいて、まさに今、森議員がおっしゃったこと等々についてもございます。そういったこともございまして、ただいまの答弁になつたわけでございますけれども、私は、その従業員の方についても、この内容を読んで

従業員さんのことを含んだ上での請求であったと考えているところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ちょっとよく分からなかったんですけども、従業員さんのことを考えた金額になっているということは、その壱岐産業さんに対して損害賠償が支払われて、その損害賠償の中から壱岐産業さんは、失職した従業員に対してお金を割り振るということでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私は、この本人調書、これを読んで、そういうふうに私を感じたと、そう思っているということでございますので、これはあくまで私の考えと申しますか、この本人調書からもらったことございまして、今、森議員が言われる詳細なことについては、私は考えておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 白川市長がおっしゃることは多分、分かったかなというふうに思います。ただ、僕の意見と食い違っている分というのは、損害賠償というものは、損害が発生した側が告訴しないと争えないものなので、入っていないというふうに考えるのが妥当かなというふうに僕は感じておりますが、白川市長は、その調書を読んで、この中に入っていたと申しているということですね。分かりました。はい、ありがとうございます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

今回、議案で市長の裁量権の逸脱濫用行為により、壱岐産業を倒産させたことの道義的責任を取り、給料10%を減額するという議案を提出されておりますが、壱岐市の懲戒基準にのっとると、先日の議会でもお話させていただきましたが、部下が、一般職員が同じことをした場合は免職あるいは停職、また役職が高い人間、職責の高い人間に関しては、さらに重い処罰というふうに書かれているにもかかわらず、責任の取り方を10%の減俸という甘い措置にした理由があれば、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 森議員の4つ目の質問でございます。

まず、壱岐市職員の懲戒処分に関する指針については、任命権者、いわゆる市長が地方公務員法第29条に規定する懲戒処分に付すべきものと判断した事案について、代表的な事例を選び、職員の懲戒処分を厳正かつ公正に行うため、標準的な処分の量定に関する基準を定めたものであります。

職員の方の非違行為に関しては、懲戒権者が、これ首長でございますけれども、この指針に基づき、

非違行為の動機や態様、状況、結果、懲戒対象者のこれまでの処分歴、非違行為について、故意、過失の程度、他の職員や社会に与える影響等を総合的に判断し、処分を決定いたします。

なお、御指摘のように、非違行為を行った職員が、管理又は監督の地位にあるなど、その職責が特に高いときなどは、標準例に掲げる処分の種類より重くなる場合もございます。

このことにつきましては、1月24日の市議会1月第2回会議において、総務部長が答弁を申し上げたところでございますけれども、この壱岐市職員の懲戒処分に関する指針につきましては、地方公務員法を根拠法令として定めているものでございまして、地方公務員法第4条第1項に、この法律の適用を受ける職員は一般職に属する全ての地方公務員と規定されております。同条2項には、特別職に属する地方公務員には適用しないと規定されております。このことから懲戒処分に関する指針は、特別職である市長には適用されないということでありまして、地方自治体の首長に懲戒処分を行う根拠規定はないということを改めて申し上げたいと思います。

そのようなことから去る2月10日、今、森議員が御指摘であったようでございますけれども、市議会2月会議において、議員各位並びに市民皆様に対し、私が考えた4つの責任について御説明を申し上げたところであります。繰り返しになりますけれども、1つに刑事的責任、2つに民事的責任、3つに道義的責任、4つに政治的責任であります。

このうち、自治体の首長として市政に混乱を招いた道義的責任を明確にするため、3月会議において、しかるべき議案を提出する予定であるということをお願いしたところでありまして、今回、壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定に係る議案を提出したところでございます。あくまで自らの判断による減給措置であるということをお願いいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁どうもありがとうございます。

先ほど、その法的には、特別職には適用されないというお話をされておりましたが、適用してはいけないのではなくて、適用されないのと適用してはいけないのとまた違うと思うんですね。言っている意味は分かりますかね。

要は、今回、白川市長は、御自分でその責任を取るというお話で、道義的責任を取るというお話で減俸10%を提出されているわけじゃないですか。先日のお話の中にもありましたが、政治的な進退をどうするか悩んだというお話もありましたし、その中で、今回御自分でその責任の取り方の重さの度合いというものを決められていると思うんですね。

例えば、これもちょっと質問ですけれども、もし建設部長が今回この入札で非違行為があったという場合というのは、恐らく壱岐市の懲戒基準と照らし合わせると、免職になるのかなというふうに思うんですけれども、そういった壱岐市の基準に照らし合わせたときに、この処分になる

というものを自分、御自身に適用しなかった理由というものを伺いしております。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの建設部長だったら免職になると。それは何をもってそう言われたのかと思っております。これは民事裁判でございます。刑事ではない。罰則ではない。まずそのことを申し上げておきます。

そして、私は、先ほど適用しない、してはいけないということではないということですが、適用しないというのは、しないということだと思っておりますし、当然そういうことで、先ほど非違的な事例、非違的行動した場合の全国の事例等々を、全国の事例を参考にしてその量定を決めると申しましたけれども、その例が私は恐らく適用された市長はいないんじゃないかと今思っているところであります。もしあったらお知らせ願ひたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。

市長は、その刑事的責任とその民事のお話を、もちろん分かれているんですけども、分けてお話をされておりますけれども、民事その裁判においては、その国家賠償法違反というものが明確に判決で出ているじゃないですか。そこに関して、例えば一般職の人間だった場合というのは、今回と同じような判決が出たときというのは、壱岐市の懲戒基準に照らし合わせて免職だったり停職にはならないという認識でよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 森議員の御質問にお答えします。

処分ということにつきましては、先ほど、市長もずっと説明をしておりますけれども、根拠規程というのがいるわけですね。結局、処分権者、だれが処分をするのか、そういうことに基づいての決定になりますので、できるとか、しないとか、そういうレベルのものではないと思っております。

特別職の地方公務員について、処分ができないということはないと思います。現に地方自治法施行規程の中にその条項がございます。ただし、その条項の適用を見た場合においても、市長、その自治体の首長に対する適用根拠部分はないということで、現在、市長に対する処分規程というのは見当たらないとが、見当たらないというよりもないということでお答えをさせていただきたいと思ひます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。

昨日の議案質疑の中でも議論、質問と御答弁がありましたけれども、今回のケースというもの

を全国の自治体に照らし合わせたときに、このぐらいにするのが適当じゃないかという御判断と  
いうことでよろしいですかね。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） そういうことではなくて、自らの責任で、いわゆるこのことを忘れない  
と、任期いっぱい忘れないということで、24か月の10%減額を提案したところでありまして、  
これはあくまで私の判断でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 御答弁ありがとうございます。

もちろん、昨日もいろいろ質疑と御答弁があった中で同じ話を聞いているんですけども、そ  
の私の判断をするに至ったその判断の考える材料として、その全国の自治体の似たケースという  
ものがあったということではないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 全国のものを参考にしたとか、そういうことはございません。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、僕の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔森 俊介議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって森俊介議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時50分といたします。

午後1時36分休憩

午後1時50分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。山口議員。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 4番、山口欽秀が一般質問を行います。

まず、ロシアの政府のウクライナ侵略、これは主権尊重、領土保全、武力行使の禁止を義務づ  
けた国連憲章、国際法に違反する重大な犯罪であると考えます。戦後、国際社会の平和秩序を破  
壊する行為であり、許されるものではないと考えます。

また、プーチン大統領が核攻撃を辞さないという点でも許されません。ロシアは即刻ウクライ

ナからの撤退をすべきだと考えております。

この危機を乗じて、核の共有の議論が国内で起きている動きに疑念を感じております。核に対して核で応える核戦争につながる考えであり、日本国憲法非核三原則を持つ日本国としては、あってはならないと考えております。

平和的解決を求め、世界の反戦平和の世論を広げ、ロシア軍のウクライナからの撤退を求めて一般質問に入っていきたいと思っております。

まず、一般質問で2つの点がありますが、1つ、健やかな子どもの成長、豊かな教育の実現のための支援について質問をいたします。

コロナ感染の広がり6波の中で、小学校、保育園、感染者が多く出て、子供たちも含めて先生、保育士さんたちの苦労は大変だというふうに考えます。

こんな中で先生方、そして子供たちの生活、安心して学校生活が送れるように支援するのが政治の責任であると考えております。

とりわけ、先生は日々の子供の触れ合いの中で問題のある子と向き合い、また保護者とも向き合って相談事等に応えていく大変な悩みも抱えながら、ストレスを抱えた生活が一層このコロナ禍の中で増えているというふうに考えるわけです。

全国的にもいって、先生が病気で休んでいるという状況が年々大きく広がっているのが現状です。平成28年のデータしかありませんが、全国で7,000人を超す休職者があって、そのうちの4,800人を超す、半分を超す先生が精神疾患で休んでいると、このような状況であります。

一旦休んだ場合、復職する——なかなか難しい。復職した方は38%程度にとどまっている。引き続き休職が44%、退職した方は18%と、このような実態に学校の先生は置かれているわけです。

このような状況の中で、先生たちへのきめ細かな丁寧なフォローが求められている場合が多いと感じるわけであります。その点で、先生への支援についてお聞きします。

その1つの例として、昨年壱岐に新任として赴任された方が、県の研修会で悩みを打ち明けられて、その後、本人と学校長が教育長に呼ばれて事情を聞かれたと。その後、本人が入院あって学校を休んでいる状態が続いていると、このようなことが聞き及んでおりますが、この先生への教育委員会としてのフォローです。

そして、これまでの対応での問題点や反省すべき点、このようなことがあると考えますが、どのようなお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 2番、3番もどうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 続けてですか。



○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（4番 山口 欽秀君） できれば1問ずつお願いしたいのですが。

○議長（豊坂 敏文君） いえ、3問までいきます。

○議員（4番 山口 欽秀君） そうですか。

2点目、これは先日行われた市のPTA連合会の皆さんとの懇談の中で出された問題であります。

平成30年度からいきっこ留学生の制度が始まっております。それに関わることで、年々いきっこ留学生が増えております。それに関わって、いきっこ留学生が初めての壱岐に来て、初めての学校で戸惑いながら様々な問題にぶつかりながら学校生活をしているわけですが、やっぱり留学生が朝来れないと、そういう場合には担任の先生が家庭に行くというようなことがあって、学級の生徒を取り残していくと、そういうことがあるそうです。

多分代わりの先生が見るでしょうけども、そういう大変な状態が起きているという状態を聞きました。このような状況で、いきっこ留学生の受入れはいいんですけども、それなりの問題点、今回だと令和2年は30人、令和3年度は39人と、このような受入れですので、ここの中で起こっている問題点と、それに対して教育委員会がどのような対応をされているかということをお聞かせください。

それから、3点目であります。女子児童生徒に関わる支援であります。

コロナの広がりの中で、経済的な苦しい生活が増えている家庭が多いわけではありますが、その影響が保護者の生活だけではなくて、子供の生活にも影響が出ている。その一つの問題として、生理の貧困がこの間言われています。生理用品の購入ができずに、交換の回数を減らす、トイレットペーパーで代用するといったことが起きているということで、支援の輪が広がっております。

子供たちが安心して通学できるように、女子のトイレの個室に生理用品を置く学校も広がっているわけであります。教育委員会としてこの生理用品のトイレ設置について、検討されたというふうに聞いておりますので、どのような検討がなされて、どのような結論になっているのか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 4番、山口欽秀議員の質問にお答えをいたします。

1つ目の質問は、壱岐市に赴任した新任教師のことですが、この新任教師は現在長崎市の自宅から通院加療をしております。10月に、次年度に向けての人事異動に係る意向調査を連絡を取り、実施をいたしました。

本人からは、「地域間移動はしたくない。現任校で勤務年数を満了して長崎に帰りたい」、そ

う明確に書いてまいりました。気持ちが不安になるときも時々あるが、健康を回復して職務に復帰したい気持ちを強く持っています。

気持ちを切り替える区切りとして、3月31日までは休んで、4月1日から復帰するよう準備をしているとのことでした。3月1日に電話をしたときも、声も明るく、はきはきと答える様子は、健康の回復ができたと感じました。

一昨日の3月7日には、本人から復職願の文書が届きました。4月1日から復職をしたい。2名の医師の診断書も具備されておりましたので、壱岐市教育委員会は手続を滞りなく進め、4月1日からの復帰に対応しております。

学校における業務の内容等についても、「負担過重にならないよう人材を配置して、復帰できる条件整備も整えております。

壱岐市教育委員会と学校は、連携して将来ある若い教職員を育てていくため、誠実に対応してまいります。

議員がおっしゃる経過とかいろいろなことは、個人のプライバシーに関わりますので、この場では取り上げることはできないと思いますので、いろいろお尋ねになるときは、私のほうに直接来ていただいて、物事を進めていきたいと考えます。

2つ目の質問ですけれども、いきっこ留学制度は、お話のように平成30年9月から開始し、これまで延べ94名の留学生を受け入れました。特に、3つの留学タイプを用意した特色あるこの取組の中でも、里親留学を希望する方には、特段の配慮をしてくれています。

つまり、親子留学とか孫戻し留学で来られた方は、ほとんど予定の年数までしっかり留学をしてお帰りになります。里親留学生は、初めが1名、次の年が13名、次の年が15名、今年度が17名と、延べ46名を受け入れております。

壱岐市のこの制度の特徴は、年度途中からでも留学希望をされて、いろいろな事情をお持ちの場合は、お話をしっかり聞かせてもらい、その都度対応をしております。設定した募集期間を過ぎたの問合せや年度途中からの留学の希望にも誠実に対応し、事前に見学をしていただき、学校とか里親のところを実際に親子で目で確かめていただいて、対応する職員が案内をする中で、自分たちで学校も里親宅も決めてもらうという方法を取って、長続きできる里親留学を目指しております。

当初の担当職員のみでは手いっぱいになったことから、市の力を借りまして地域おこし協力隊として離島留学コーディネーターを募集し、令和2年2月に配置をいたしました。

ちょうど丸2年、その業務に当たっていただいておりますが、この離島留学コーディネーターがなす主な業務は、1つ、情報発信業務、2つ、いきっこ留学の事前見学の対応、3つ目に、留学生等関係者を含むケア及び調整、4つ目に新規里親の開拓、この4つを主な業務にしております。

す。

支援体制としては、離島留学コーディネーターを主担当として、特に先ほどから申しますように里親留学の児童生徒の壱岐での生活の相談相手、学校と里親、実親との連絡調整を実施しています。

また、留学生が在席する小中学校においても、定期的に連絡や訪問を行い、関係教職員との連携を図っています。

お話のように、慣れない環境で学校生活を始める留学生が安心して留学生活を送ることができるよう努めているところですが、御指摘のようにこの里親留学で来られる子供さんたちは、いろいろな事情を抱えた子供たちが約半数おります。

これまで学校になかなか行けない、足が遠くなっている、条件を変えることによって、この子の大事な中学校生活等を取り戻したいと、そういう親さんたちの思いをお聞きすると、何とか預かって壱岐市の学校で取り戻してほしいという思いになって取り組んでおり、学校のほうにも少し負担はかけていると思いますけど、一緒に育てましょうと、そうすることで壱岐市のとてもよい宣伝になりますということで、お互いに力を寄せ合って進めております。

大変御迷惑はかけていると思いますが、教育委員会としても精いっぱい学校の状況も聞きながら、せっかく来ていただいた留学生ですので、よい印象を持って帰っていただきたいと。

前に議会でも答弁しましたが、壱岐市の学校については何の文句も言われませんでした。でも、里親宅はやはりどうしても生活の違いが、文化の違いがあって、その辺でなじめなかったというのが途中でお帰りなる場合の原因になっていると受け止めております。

3つ目の質問ですけども、生理用品の女子トイレの設置については、テレビ等の報道にもよって私どもも承知をしているところで、このことを受け、壱岐市教育委員会では各学校に聞き取りも行っております。

また、幸い中学校は2名の女性校長がおりますので、そういった意味では子供の気持ちに寄り添った形でいろいろなことを話してもらっております。今のところ、保健室に数種類の用品を準備しておりますので、子供たちには急な対応が必要になった場合は、保健室にもらいに行くような指導は、かなり徹底ができていますと伺いました。

学校のほうからも、今のところ特段買えないとか、準備が遅かったとか、そういう報告は受けてはおりません。

しかし、議員がおっしゃるように、今後家計への状況が苦しくなったり、安心感が持たれない学校生活の中で、ちょっとした不始末等が起こることがあってはなりませんので、観察等を丁寧に行いながら、学校と市教委の連携の中で適切な対応を心がけ、この問題については対応ができると考えておりますので、今のところトイレに常備生理用品数種類を置くというところまでの考

え方には、至っていないことを申し上げます。

先ほど申しますように、中学校においては特に保健室だけではなくて、各学年に女性の教諭が配置されておりますので、その担当者がその用品等は具備しており、各階等で必要なときには対応できるような姿勢は取っております。

以上でございます。

[教育長（久保田良和君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 第1点目ですが、先生たちも大変な中で日々苦勞していらっしゃる。そういう中で、いろいろ悩みもある。それに対してストレスをためていって、病気になる先生もいるわけです。

そういう中で、ここ1つ挙げたその先生の例ですが、やはりきちっとした寄り添う形での対応が初期から必要ではないかなと。何か急な問題で対応されるのではなくて、やっぱり先生の状況なりをきちっと踏まえた上での対応がなされるのが、問題を大きくしないことにつながるのではないかなというふうに私は思うわけです。

そういう面で、この先生のやっぱり最初久保田先生が教育委員会に呼ばれて聞かれたと、そういうようなことから始まっているわけですが、その後、休まれ始めて長崎に帰られて、今聞かれると電話でというようなことですが、直接会って本人の状況とか、そういうフォローというか、温かいフォローというのはなかったんだろかと。

そして、今後4月に復帰されるということですが、なかなか長期に休むと苦しいかなというふうに思うんですが、何か特に対応を考えられていると、支援するということがあるのか、その点をお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 議員がいろいろお考えになるのは分かりますが、物事には経過、事実があるわけですね。その事実について十分把握できるわけがないわけで、把握しないでお話を進めていただいているところがあるということは、御承知ください。

先ほど言うように、プライベートに係ることですので、私のほうとしては特段言いにくいところがあります。ただ、一つ今言われた直接会うことは、向こうのほう拒まれます。それも本人ではなくて、お家の方が拒まれます。そして、最初に長崎にお帰りになるときも、本人が帰りたいたったわけではないんです。保護者が帰してくださいという言い方からスタートしております。

こういった形の部分が今大学まで自宅から通うとか、恵まれた生活をした方の中の態勢の弱さといいますか、あるいは最初からこういう島に来る気持ちがなかったとかいうようなことと、ど

こかつながっているような状況は起こったと、複合されていると捉えておりますので、それ以上はちょっと詳しくは申し上げられませんが、お話のように4月1日からしっかり復職できるように連絡を取りながら、先ほど言う条件整備をして進めているということを理解ください。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 人様々な境遇の中で、いろんな思いがあるということをしっかり受け止めていただくというか、その点でやっぱり新任の先生への対応、今後も新任の先生が壱岐に見えろと思ひますし、現職の方も日々教育活動の中で悩まれることも多いわけですから、教育委員会としてやっぱりこの寄り添う形でぜひ接すると、そして育てると、そういう立場でフォローしていただくことを強く求めて、第1点目の質問を終わります。

2点目、いきっこ留学生の実情についてもお話し頂ひましたが、コーディネーターが2人いらっしやるということですが、特に里親留学の人数がかなり増えている。

その分、いろんな思いを持った子供がいるということですので、そのコーディネーターの情報、事前、特に僕はケアをどうしていくかというところで必要な手当てが、やっぱり15人、17人と増えているわけで、もう少しこのコーディネーターを増やして、それから特別支援だったらその支援員をきちんと置いて、対応するというふうなことがなされるわけで、やっぱりもう少し実情に合わせた形でのコーディネーターの増員を含めてできないのか。

ある学校で言うると、そこにいきっこ留学生がいるかどうか分かんないんですけども、「その10人を満たない職員の中で、2人もその出張なんか抜けると、もう学校は大変だ」と、「残った先生は」と、そういうふうなことが言われるわけですから、やっぱりこのいきっこ留学生が何かで悩んで、家庭訪問するというようなことでの原級クラスがおろそかにならないような、やっぱりそういう気配りの支援が必要だと思ひますが、そのあたりの検討どうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） いきっこ留学のコーディネーターについての増員についてのお考えも、ありがたく受け止めております。実は、ちょうどこの3月から残り1年の任期に差しかかっておりますので、その後はぜひ続けてほしいという気持ちと、加えて、増員できればもっともっといきっこ留学制度の整備につながると考えておりますので、次年度のときにまたそういう要求をしましたときには、ぜひ御賛同頂いて、この運動の取組に御協力頂けたらありがたいと思ひます。

ただ、後段にお話になりました学校の教職員の数は、もうこれは決まっておりますので、小規模校の学校における教職員の出張等についても、二重、三重にならないように、しかし年休とか等は突発に起こったりしますので、そういう中でも適切な子供の教育が確保できるように、学校と連携を取りながら進めてまいります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ状況に合わせて支援を手厚くして、学校の先生も原級クラスを丁寧に見られるし、里親に来た子どもやっぱりきちっと壱岐で生活して、学校生活が元気に送れるようにという体制、気配りをぜひ強めていっていただきたいというふうに思います。

それから、3点目であります、検討はされたと、しかし保健室や職員室に置いてあるということではありますが、なかなかこれ微妙なっていうか、気楽に「くださいよ」とか、あるふうなことではないというのがね、やっぱりこの女子生徒の生理の生理用具の問題であるというふうに思うわけですけれども、それはそのお金がないとか、家庭の経済状況についてもあまり触れられたくない、そういう状況もあるわけですから、そういう意味では、その個人のプライバシーに関わるような状況が、やっぱり深刻に子供たちの中にあるという受け止めが、今のコロナの感染拡大の中で必要ではないかなと思うんですね。

今までどおり保健室にあるよ、それで必要だったら取りにおいでというような対応から一歩進んで、やっぱり全国では気楽に、安心して学校に行って、もうトイレに行けば必ずそこにあると、そういう安心感が求められると思うんですよ。

家庭によっては男親もあって、男親にとってはなかなか理解ができてにくい内容ですのでね、なかなかその生理用品を買ってと、そういうことも言えないというような、いろんな子供たちの悩みや不安を取り除くためにも、生理用品をトイレに置くということが全国的な流れなんだと思います。

これは、最近言われているジェンダー平等の点から言っても、トイレトペーパーは無条件に置いてあるという、やっぱり女性にとっては同じような位置づけにもならないでしょうか。そういう意味で、検討はされて、残念ながら設置に至ってないということですが、設置の方向でもう一回金銭的に大きな財政負担になるというふうには思わないし、例えばその災害避難所での物資の中に、生理用品はあるんでしょうか。これちょっと聞かせていただいてもいいでしょうか。災害の避難の備蓄用品の中に、生理用品は置いてありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） すいません、備蓄用品の中に生理用品の項目が今カウントされておるかどうかが、今ちょっと即興では答えできないと思いますけども、そこら辺も今後考慮しながら、対応しなければいけないと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐市では分からないということですが、ほかの自治体ではその避難したときの備品の中に、生理用品はちゃんとあるそうですので、それを有効利用している自治体もありますので、ぜひその子供たちがどういう生活をしているか、どういう思いなのか

というのをね、やっぱり受け止めていただくというのが大切かなと。

今回、私がこの第1点目に健やかな子どもの成長、豊かな教育の実現、そのためには、ちょっとしたやっぱり配慮、ちょっとした思いやりをもとに接することでできることも多いんじゃないかと、そういう実態を見ていただいて、今後の予算の中での審議にも私も声を上げていきたいなというふうに思っている次第です。何かありますか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 先ほど山口議員から御質問を頂きました生理用品につきましては、現在市のほうでは7,200枚備蓄をしておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ありがとうございます。財政的にいろいろということであれば、そのあたりをちょっと利用して、1回試行的にやってみるとか、そういう点もお考えにさせていただけると、と思いますので、よろしくお願いします。

じゃあ、大きな2点目について質問をいたします。

壱岐市は、SDGsを推進するというので、さまざまな施策をしております。その中で、どの、特に第3次壱岐市総合計画等を見ても、人口減少対策にどうするかということが書かれているわけでありまして。その人口減少をどう止めなければ、やっぱり壱岐のその労働人口とか、それから経済とか、かなり落ち込むわけですけれども、人口減少対策、特に白川市長が進められる人口減少対策をコンパクトに報告お願いできますか。すいませんが、お聞かせください。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の人口減少対策についての御質問にお答えをいたします。

本市の人口減少対策といたしましては、その計画としてただいまお話がございました第3次壱岐市総合計画を人口減少問題の克服と地方創生を主眼としたまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画を取り込んだ計画といたしまして、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない協働のまちづくり」をスローガンに、人口問題、そして地域経済の活性化、多様化する市民ニーズへの対応など、多くの課題解決に向けたそれぞれの目標を掲げ、この人口減少対策を市政の最重要課題として取り組んでいるところでございます。

具体的な取組といたしましては、人口減少対策の大きな要素の一つである雇用の創出については、午前中に土谷議員の一般質問にもありました有人国境離島の施策の中で、雇用機会拡充事業として、平成29年度から令和3年度まで、現在219人の雇用が確保されており、さらに本事

業の中でも、テレワークを活用した事業も上がってきております。令和4年度以降も引き続き取り組んでまいります。

また、新卒者やU I ターン者などの市内企業への就職の促進を図るために、市内に就職をされた本人に対し、奨励金を交付する壱岐市就職奨励金や、新卒者U I ターン者等を雇用した企業に対し、補助金を交付するふるさと就職支援事業補助金、また昨年8月には高校教員向けの市内企業訪問を、11月に高校生向けの市内企業説明会を実施するなど、若い世代が本市に残るU I ターン者が、本市で就業するきっかけづくりを引き続き推進をしてまいります。

また、人口減少対策としては、結婚して子育て環境の充実も大きな要素の一つでございますが、このうち未婚化及び少子化への歯止めをかけるための婚活事業につきましては、これまで触れ合い交流事業として婚活イベントなどを実施いたしておりますが、特に令和2年度と令和3年度は、コロナの影響などによってイベントなどが制限をされ、思うようなイベントの実施ができない状況にあることから、令和4年度については、その内容を見直し、新たな取組として商工会女性部が中心となり、婚活を支援する壱岐島縁結びサポート事務局が専門アドバイザーに委託して実施する月1回の結婚個別無料相談会に市も参画をし、長崎県婚活サポートセンターとの連携を図りながら、成婚までのきめ細やかなサポートに取り組むことといたしております。

また、今後はマッチングアプリを活用した婚活支援についても研究をしてまいります。

このほか、成婚奨励金や壱岐市結婚新生活支援事業など、結婚支援について引き続き取り組んでまいります。

次に、移住定住対策といたしましては、特に住居対策が求められることから、島外通勤等の交通費の助成、そして移住者の方の住宅取得、そして移住費用の支援を、そして空き家の改修補助など、定住促進事業として令和3年度においては9事業、約2,360万円の補助を実施するなど、施策を展開し、現在までに404人の移住、定住が実現をしたところでございまして、本事業についても、引き続き取り組んでまいります。

このほか、ワーケーションや逆参勤交代などの新たな発想での関係人口を増加させる取組などの施策についても、引き続き積極的に取り組んでまいります。

人口減少対策は、議員お話のように、幅広い分野に関連をしていることから、今後も長崎県をはじめ関係機関や団体等と連携を図り、人口減少対策に取り組んでまいります。

子育て支援の観点の分につきましては、市民部からの答弁になります。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そうですか。手短にちょっと時間、どうぞ、すいません。

○議長（豊坂 敏文君） 石尾市民部長。



〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 4番、山口欽秀議員の人口減少対策に係る子育て支援の観点からの御質問にお答えをいたします。

壱岐市では、安心して子育てができるよう、保育所等の保育環境を整えるとともに、独自の事業として出産祝い金や医療費の助成など、経済的支援を行っております。

まず、出産祝金でございますが、次世代を担う若者の定住を奨励し、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進め、市政の繁栄と住民福祉の向上を目的として、お子様を監護する保護者が第2子以降を出産し、その後引き続き3年以上市内に居住する意思がある場合、出産祝金として第2子へ3万円、第3子以降10万円を支給しております。

次に、医療費の助成でございますが、福祉医療制度のうち、乳幼児医療とこども医療において、乳幼児医療は県併用事業で、生まれてから小学校入学前の乳幼児を対象とし、こども医療は市単独事業で小中学生を対象に助成を行っているものです。

どちらも月別、医療機関別で自己負担があり、1回800円、2回以上は通算1,600円を上限とし、それを超える部分を助成するもので、県下全市町が実施しております。

壱岐市では、これに加えて3歳未満の時間内診療の自己負担分を独自に助成しており、この部分については、完全無償化となっております。これは、県内で壱岐市が初めて平成21年度から実施し、五島市が平成22年度から実施しておりまして、県内では2市のみでございます。

こうした独自の事業や各種施策を展開し、子供を育てやすいと思っただけのまちづくりを進め、事業内容や子育てに関する情報をホームページや広報紙等を通じてPRし、定住促進にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐市もこれは平成27年度に少子化対策強化のためのアンケートという形で取られた冊子があります。これを見させてもらおうと、その壱岐の高校生も、将来1回大学出ても壱岐に帰って来て仕事をしたいと、そういう希望が60%を超しているということですので、そういう期待に応えるような施策が必要かなというふうに思うわけですね。

第3次総合計画、これも大きなその分野まで広がって、様々な計画がありますが、主な課題として人口問題への対応ということで、大きく2ページ立てであります。この中で、少子化対策で転入者を増やす、若者の転出率を下げていくと、このようなことが語られていますので、やっぱり今言われた施策は重要だなというふうに思うんですが、その中でどうでしょう、これを見られたことはありますか。市長、見られたことがありますか。

田舎暮らし、住みたい田舎ベストランキングという、これ年に一度出されているんですけども、壱岐市も載っているんですよ。壱岐市も1万人以上3万人未満の部門のところで、いろんなアンケート結果という、何と15位なんですよ。全国で15位ですから、僕はすごいなというふうに思ってもいいかなと思うんですが、この中のトップ、これは大分県の豊後高田市が3年連続トップなんですよ。

やっぱりこういうトップがなぜみんなから支持されるのか、田舎暮らしということで、いろいろ移り住んで生活して、豊後高田市は人口が増えているんですよ、はい。

その中で、どこが壱岐と違うんだらうということを見てみると、ほかのところもそうなんですけども、共通して言えるのは、子育てに対して手厚い支援があると、当然結婚とか、住居とかもあるんですけども、子育てしやすい環境をどうつくるかということに目配りしているんですよ。

若いお母さんたちがそこに来て、子育てをしながら働いていける、そういうところにきちっと応えているのが、その上位ランクだというふうに思うんですが、そういう面で今度県知事になった大石県知事が、18歳まで医療費無料にするよと、まさにそれ子育て支援にバッチリ合った支援だというふうに思うんですけども、そういう意味で、その子育て対策として思い切った子育て支援というのを考えられたらというふうに提案いたしますが、どうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 子育てしやすい島というのをやっぱり目指すというのは、大事なことだと思っています。今山口議員おっしゃったことも含めて、いろいろ検討させていただきたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ検討していただくということで、壱岐市様々な総合計画とか、いろんなビジョンとか、いろいろ冊子があります。以前の議会で白川市長は、「それは理念だよ」というふうに言われましたが、理念ってどういうふうで白川市長言われたか、ちょっといろいろ考えましたが、理念あって、その理念の基に実行して実現すると、そういう理念であっていただきたいなど。

その中で、その人口減少の将来展望という形で、まち・ひと・しごと創生ビジョンの中に壱岐市は、先ほど言われたように雇用の創出するよと、若い世代の就労、Uターンを促進するよ、まさに言われたとおりです。

それから、結婚、妊娠、出産ですね、子育ての希望ある実現をということも書いてあります。魅力的な島暮らしの環境づくりに移住の促進をと、こういうことで、一応政策的にはやられていることがここに載っていますので、そうだなというふうに納得しながら、やっぱり今足りないのは、先ほどここで触れましたように、子育て支援をしっかりと、いろんな地域で子育てができ

て、壱岐で暮らしていける、そういう環境を育てていただきたいと、そういうふうに思うんですね。

そういう面で、ひとつ注文ですけれども、その保育所の統廃合を言われている。これは、このビジョンと逆行するのではないかと、そういう思いを強くするわけでもあります。

ぜひこのまま人口が減ったら、農業人口、様々な人口が減ったら、人手不足で大変です。今でも介護施設でやっぱり人が減って、私の母親なんか週2回入っておったお風呂が1回しか入れない、こんな状態が介護施設で生まれたり、それから、農業のほうも高齢者ばかりで、土地の整備が大変だと、そういう声が聞こえるわけです。

人が減れば売上げも減って、経済力もどんどん落ち込むということですので、やっぱり人をどう増やすか、人口減少対策ですね、これはもう本当に日本の国のやっぱり課題でもありますし、壱岐での課題でもありますので、ぜひその抜本的な、地方創生ということでこの間、安倍内閣が進めてきて、いろんな補助金出ておりますけど、東京一極を是正すると言いながら、結局地方創生で一極集中を止めることができてないんですね。

結局、田舎から東京へ人口が増えていますので、その流れを止めるためには、これまでの発想を変えていただきたい。その発想が、子育て中心にお金を費やす、それから、お年寄りがいろんな負担が増える、医療費が増える、介護保険が増えるって、結局消費するお金がなくなっているわけですね、財布から出す、買物する。

そうすると、壱岐のスーパーで買う買物はどんどん減っている、これこそ人口減少の悪循環でありますので、消費をどう市民の懐を温めるということでいくと、やっぱり市民に手厚い保障しながら、コロナ対策もありますけども、ぜひ市民生活を守るための施策をもっとしていただくことをお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。どうも。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、明日3月10日木曜日午前10時から開きます。

一般質問で4名の議員が登壇予定になっています。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継をいたします。市民の皆様におかれましては、御視聴頂きますようによろしく願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時39分散会

---

---

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 3 月 会 議 会 議 録 (第4日)

---

議事日程 (第4号)

令和4年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

7番 植村 圭司 議員

6番 山川 忠久 議員

8番 清水 修 議員

3番 武原由里子 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番 中原 正博君

6番 山川 忠久君

7番 植村 圭司君

8番 清水 修君

9番 赤木 貴尚君

10番 音嶋 正吾君

11番 小金丸益明君

12番 鶴瀬 和博君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 土谷 勇二君

16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君

事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さんおはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いいたします。

それでは、質問順位に従い、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。植村議員。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 皆さん、おはようございます。7番、植村圭司が通告に従いまして一般質問させていただこうと思います。

時間がないかもしれませんので、早速入ります。

今日は、壱岐の玄関であります芦辺港と壱岐空港、それと中学校の通学方法についてということで、2点質問させていただこうと思います。

まず、1点目なんですけれども、芦辺港と壱岐空港の整備の方針についてということで御質問させていただきます。

芦辺港の長年の懸案事項でありました砂置場移転が決定しました。今実現をしております。その跡地に、ジェットfoil乗り場が移転することが決まっているということで、これからいよいよ壱岐の玄関として整備を充実させ、すばらしい港にするようにどうしたらいいかということで、今日はその思いで質問をさせていただこうと思っております。

芦辺港の新しいジェットfoil乗り場の供用開始まで、まだ時間がかかると思われかもしれませんが、今後の芦辺港周辺の整備計画について、具体をお伺いいたします。

また、空港についてですが、壱岐空港はこれまで空港滑走路延長のための調査費用の県要望、壱岐空港整備促進期成会の活動など、官民一体となった動きがあることは承知をしております。

これまでは、ORCのダッシュエイトQ200だけが退役をするということで、後継機の機材の心配もありまして、滑走路延長が必要だったわけですが、滑走路1,200メートル、つまり今の壱岐空港で離発着可能なATRという機材が導入されることが昨年12月に発表されました。

今年、令和4年度にそのATR導入されまして、5年度に就航、7年度から2機体制とすることが発表されております。これを機に、現実的には今後直ちに滑走路延長等の実現が難しくなったのではないかと考えております。

過去の一般質問でも質問がありまして、空港についてはまず県に調査費をつけていただいて、空港滑走路の位置を定める段階と合わせて、空港ビル建設計画も検討しますという答弁がございました。

この答弁にもありましたけども、具体的な話としては、県要望も否定はしませんけれども、この調査費がつくハードルが上がったものじゃないかと考えております。

現空港は、昭和41年供用開始で、築56年老朽化が進んでおり、壁や屋上にはひび割れが走っております。雨漏り対策もしてあるようです。補強もされております。

しかしながら、耐震化はされていないように思います。売店も事業者の方の御努力で、入り口付近でやっとできる状態です。以前、これは国の大臣の方が来られたんですけども、大臣付のSPの方に言われたんですが、空港内の構造上、国の要人ですね、皇室であるとか大臣級の方々が来られた場合のVIP対応も、警備が厳しいということでもございました。

そして、最近では小型機専用のボーディングブリッジがある空港もありますけれども、そこまでは言いませんが、空の玄関としてお客様を気持ちよくお迎えし、見送れる空港になるように建て替える計画がそろそろ必要じゃないかと考えております。御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） おはようございます。それでは、7番、植村議員の御質問の芦辺港と壱岐空港の整備方針についての、芦辺港については、農林水産部が担当しておりますので、私から答弁をさせていただきます。壱岐空港については、市長から答弁がございます。

御質問の内容は、今後の芦辺港周辺の整備計画の具体的な内容についてでございます。まず、芦辺漁港の砂置場移転につきましては、芦辺港ターミナルビル建て替えに伴い、合併前の旧芦辺

町時代から検討が重ねられ、平成18年3月にターミナルビルが整備されてからも、実現できていなかった懸案事項でありました。

今回の砂の受入れ先であります郷ノ浦港鋸崎地区の受入れ条件整備等が整い、併せて関係業者の同意が得られましたので、本年1月から移転することができました。これまで砂置場移転に御尽力、御協力頂きました関係者の皆様に改めてお礼を申し上げます。

さて、整備計画の具体的な内容につきましては、芦辺漁港は県営漁港であるため、基本施設である外郭施設や係留施設については、長崎県で整備されることとなります。その他の補助事業対象とならない工事等については、市が実施することとなります。

県が整備される事業といたしましては、マイナス7メートル泊地、導流堤、浮棧橋の整備、内防波堤の改良を令和3年度から着手し、令和5年度完成に向けて現在取り組まれています。

次に、市が整備する事業といたしましては、上下専用通路整備、浮棧橋の屋根の設置、ターミナル改修、駐車場等再編整備を令和4年度から令和6年度まで実施する予定としており、特に駐車場等再編整備につきましては、利用者等への意見聴取並びに整備計画の検討を図ることにより、よりよい整備計画にすることを目的とした整備検討委員会を設置することとしております。

今後、県等と連携を図りながら、早期完成に向けて取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 植村議員の御質問、壱岐空港の整備方針についてお答えをいたします。

現在、長崎空港と壱岐空港間で運行しておりますダッシュエイトQ200型機につきましては、構造的寿命を間もなく迎えるため、後継機の検討が重ねられてまいりました。

その結果、オリエンタルエアブリッジ社は、次期後継機として壱岐空港の滑走路長1,200メートルで離発着可能なATR機、これは旧200型機よりも9席多い48席を有する機種でございます。かつ800メートルでも離着陸が可能だとされている機種でございます。

そのATR機2機の導入を決定されたところでございまして、令和4年度から順次導入され、パイロットや整備士等の養成を行いながら、令和5年度後半から定期便として就航を開始し、令和7年度からATR2機体制での運行を目指すこととされております。

今回、ATR機導入によりまして、壱岐の空路の維持存続は確保できたものの、現在の1,200メートルの滑走路長では、福岡や関西以遠からのチャーター機の誘致等は厳しいものがございます。

壱岐市の振興発展には、どのような機種であっても離着陸可能な最低1,500メートル以上

の滑走路の整備が必要と考えておりました、県知事に対し壱岐空港滑走路の延長を重点項目として継続して要望しておるところでございます。

また、平成30年8月に壱岐市国境離島新法制定民間会議による空港整備促進期成会が設立され、今後も滑走路延長を目指すという共通認識で取り組まれております。

一方、壱岐空港ターミナルビルにつきましては、昭和40年10月に竣工し、既に56年が経過し老朽化も進み、修繕等に費用がかさんでいる状況でございます。耐用年数、鉄筋コンクリートで言いますと50年でございますけれども、耐用年数も過ぎているため、改築の時期は来ているものと考えております。

耐震診断につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律において、特定建築物に分類されておりました、航空機の発着所を構成する建築物、いわゆる空港ターミナルビルにおいては、現行の新耐震基準に適合しない、昭和56年5月以前に建築確認を受けた建築物ではありますが、耐震診断、改修対象の3階建て以上で床面積が1,000平方メートル以上の建物には該当しないため、壱岐空港ターミナルビルは耐震診断及び耐震改修の対象外となっております。

ただいま現状について申し上げましたが、滑走路の延長については、県に対し要望等を行っており、仮に滑走路長が1,500メートルということになれば、滑走路幅が現在の30メートルから45メートルとなるとともに、着陸帯の幅も広くなることから、現壱岐空港の拡幅も必要となりますので、現ターミナルビルの位置を大きく変える必要が出てまいります。

しかしながら、先ほど来申し上げておりますように、ATR機が導入された、こういった状況の変化にかんがみ、壱岐空港整備については、今後の方針をどのようにするかについて市議会、壱岐市、そして民間が一体となって再協議する必要があると考えております。

以上のことから、空港整備については総合的に判断する必要があることから、現時点においてターミナルビルのみの方針については、考えていないところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。最初の芦辺港のほうから先にまいります。

芦辺港のほうは、砂置場の件ですけども、事業者の方には御協力頂きまして、誠心誠意対応していただきまして感謝申し上げたいと私も思っております。ありがとうございます。

そして、今後の整備内容につきましては、その整備検討委員会で話されるということでございましたので、そちらのほうに任せたいと思っておりますけれども、この整備検討委員会のメンバーはどういう方か決まっていますでしょうか。決まっていれば大体でいいんですが、教えていただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。



○農林水産部長（谷口 実君） 整備計画の検討委員会のメンバーはということでございますけれども、今予定をいたしているところでは、現段階では地元漁協、市商工会、市観光連盟、タクシー協会、トラック協会、レンタカー協会、バス会社、海運会社、県振興局等を想定をいたしているところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ありがとうございます。大体そういったメンバーかなとは思っていたんですけども、やっぱり利用者の目線というのは要ると思うんですね。こういうハードを建てる場合に、後になって「もう少しこうすればよかったのに」とか、「何でこういうふうになっている」とかっていうふうな、「ちょっとこう、もう少し頑張れば改善できたんじゃないか」という話がよく聞こえてくるんですね。

特に、障害者の方ですね、弱い立場の方の意見というのは、なかなか反映しづらかったのかなというところも私は思っています、例えばその車椅子の方とか、盲者の方とか、結局弱い立場の方の御意見がなかなか反映されなかったんじゃないかというふうなのがありまして、できましたらこの整備検討委員会の中に、その充て職の方々以外に、障害者の当事者の方に入っていたきたいというふうに思っているんですね。

社協の方とか福祉関係者の方が以前にも入っていることがあったんですけども、なかなかそういった方の御意見も、当事者の目線でできなかったということも聞いたことがあります。ですから、こういった検討委員会の中に障害者の当事者の方を入れるということをひとつ提案をさせていただきたいと思います。いかがでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） はい。幅広いそういう方々の声をお聞きするために、構成メンバーとして最終的にその中に加えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 対応していただけるということで、前向きな答弁でございました。なるべくこういった広い意見を集めるために、民間の方の声というのも広く活用していただきたいと思います。

整備検討委員会がありますので、そちらのほうにほとんど預けるわけなんですけれども、例えば待合室でありますのは、今ターミナル内にしかないと思うんですけども、1階に椅子が少ないとかっていう問題が出てくると思うんですが、こういった何か細かい話というのは、まだ全然これからという状態でしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） はい。ただいまジェットfoil乗り場、新しいターミナルの中の待合室の関係でございますけども、従来建設当時が、そのジェットfoil乗り場として今観光連盟が入っているところが、その待合室ということになっておりますので、そこの調整が必要となってまいります、そのいわゆる配置的には、そこが待合所というようなこととなります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） そうしますと、その椅子が足りないとかっていう話が若干出てくるのかなと。あとはその駐車場の問題については、ジェットfoil乗り場の近くに駐車場が集まってくるだろうというふうに思うんですけども、その動線ですね、車と人の動線、それとターミナルからポンツーンまでですね、浮き桟橋までの動線、これも結構距離があるのかなと。

ですから、ここについてもその障害者の方とか、あとは弱い方のことを配慮した設計なり、構造なりっていうふうにしていただきたいんですが、そこについて御意見いただければ。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） そこも含めまして、検討委員会の中で検討させていただきたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ほかに切符売場とか観光案内所、もろもろレイアウト的なところがありますので、この整備委員会の中でしっかりと検討していただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、空港のほうに移りたいと思えます。

空港のほうは、今市長から答弁を頂きまして、総合的に考えていきたいということで、議会と民間と市のほうでもう一度考えるというふうなことでございました。

私は、その判断すばらしいと思えます。これまで6年間県のほうに要望してまいりまして、著しい進展が見えなかったわけでございますが、ここにきてやっぱり機材も変わりまして、時代が変わっているということを反映された結果だろうと思えます。

ですから、この建て替えをすぐというわけにはまいりませんが、ここの空港の構造、滑走路、ターミナル含めて総合的にしっかりと検討していただきまして、御提案を願ひたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。これは私のお願ひということで、空港についてのお願ひということで、しっかりとそこを双方向的にやっていただきたいと。

ここちょっと私も1つ注文したいことがありまして、空港は私もよく案じておったわけなんですけれども、国からの指摘があったと思うんですね。

といいますのも、具体的な就航見込みであるとか、候補地の用地見込み、こういったものがやっぱり決まっていけないと、話が前に進まないのかなど。具体的な話があって、県も国も耳を貸すというふうになるのかなということであれば、やっぱり壱岐市の中でよく話をし、協議した上で県とか国と協議をするといった枠組み、これをしっかりつくっていただきたいというふうに思っております。その件でちょっと御意見頂けると助かります。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） このQ200型機からATR機に変わる、ここに大きな県の決断というか、あったわけですね。今までJAL、いわゆる日本航空系統がそのATRを主に使っていた。ANA、全日空がダッシュエイトだったわけですね。それを、なかなかそういう機種を变えるというのは、御存じのように機種が変わるだけでも、パイロット、整備士等々、相当な金がかかるわけです。

そういった中で、議員御存じのように、国が地方路線、航空路線については、その辺の融通というか、連携をなささいよと、国内の地方路線の会社にそういう勧告を出しました。そういったことから、今からやはり先ほど申します日本航空系、全日空系、そういった系列の会社が、やはり機種、機材、あるいはそのパイロット等の技術者でしょうけど、そういったものも融通し合うというような状況が生まれております。それが、これになったと思っておるんです。

そういった中で、やはり先ほど議員おっしゃるように、壱岐空港を滑走路延長というのは、相当ハードルが高くなったと思っております。そういった中で、先ほどの返事になったわけでございますけれども、議員おっしゃるように、やはり県等々と連携をして、そしてお互いが納得し合ってこの問題は解決していかなくちゃいけないと思っておりますので、そのように進めさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 知事も新しくなられました。ここはやっぱり改めて壱岐市のことを訴えていただきまして、しっかりと県のほうとも対応していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

続きまして、2つ目に入ります。

2つ目に、中学校の通学方法についてということで質問をさせていただきます。

先月2月、市のPTA連合会と市議会総務文教厚生常任委員会で意見交換会をさせていただきました。そのときに、「スクールバスの対象区域になっているところと、なっていないところの不公平感が強い」。また、「スクールバスが駄目なら、自転車通学も認めてほしい」といった声が上がりました、御意見賜りました。

スクールバスにつきましては、以前から市議会でも取り上げられておりまして、私も4年前に

質問させていただきました。「現時点で見直す予定はない」という話だったりとか、昨年9月の同僚議員の一般質問でも、「現時点での運行規則の見直しの予定はない」との答弁が続いております。

市PTA連合会との意見交換会では、遠距離を徒歩で通学していると、通学中に野犬や不審者に遭遇したことがあるとか、あと暗くなってから危険ということなど、具体的に危険な思いをされているということが切実に訴えられました。遠いのにかわいそうと、歩くのはかわいそうだというような感情の問題ではなくて、現実的に通学中に危険を感じているという事実があるということが分かりました。

今後、スクールバスの通学区域のことについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

また、自転車通学については、過去にも1回質問しているんですけども、そのときは芦辺中学校については、新しい学校の方針のもと実施でまともまっているというお答えがありまして、ほかの中学校は統廃合時に意見がなかったとの話が4年前の話でした。

今、自転車通学している人はいないようなんですけども、現時点でのお考えはどのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 7番、植村圭司議員の御質問にお答えします。

議員御承知のように、中学校にスクールバスを導入することになったのは、平成23年度に中学校の統廃合が実現し、生徒の通学距離が6キロメートルを超えたり、通学路がこれまでとは大きく変わって、通学への不安を解消する必要が生じたためでございます。

お話のように、スクールバス導入後、いろいろな質問や意見も出されました。今日までの経過について、改めて少しここで詳しく説明をさせていただきたいと思います。皆さんで共有していただくとうれしいのですが。

学校の統廃合というのは、市民や住民にとってとても大きな生活問題です。とりわけ、統廃合の対象となる学校の保護者や子供たちにとっては、これからどうなるのだろうと多くの不安を抱くことになりました。

彦根市における中学校を規模適正化をしなければという要望等を受け、中学校の統廃合を検討することになり、検討委員会が設置され、その答申に基づいて市教委としても協議をしていただくことになりました。

この規模適正化に理解をしていただき、何とか歩み寄っていただくために、多くの時間をかけて話し合いを重ねてまいりました。

これまで自分の家族の者の誰もが、長年親しみ通学をした母校が、永遠になくなると、なくなるとかもしれないと、そういう現実を受け止めるには長い時間が必要です。

財政状況の厳しさから、新しい場所に新しく建設する方法を選ぶことができませんでしたので、既存の校舎の中でスタートする方向で協議をしていただくことになり、子供たちのために中学校をどの校舎を使うかという視点でまず御検討頂きました。

適正規模の考え方には、小学校6年までの少人数で過ごしてきた学校の人たちからしますと、青年前期に入る中学校生活のこの成長著しい時期では、進級をするときにクラス替えができるようにするためには、学年2クラス以上あることが望ましいという考え等をしていただき、廃校になる寂しさを乗り越えながら統合することに歩み寄っていただいた経過がございます。

統合する場所が決まったときに、その学校の子供や保護者は、これまでどおりの中学生生活ができると安心された経過もあります。一方、廃校になることを受け入れてくださった学校の子供や保護者は、大きな不安を感じておられました。通学はどうなるのだろうか大きな不安です。

統合により、それまでにはなかった通学距離、あるいは通学の道順等、その対策としてスクールバスを導入することになりました。そのスクールバスに乗せる生徒の範囲をどうするかについて、統合前の準備委員会で何度も協議を重ね、最終的に現行のスクールバスの運行規則が制定されました。

スクールバスに乗車する生徒の範囲を、「中学校規模適正化（統廃合）により校区が新たになった生徒の利便を図ることを目的として運行する」と運行の目的を定めているわけです。

スクールバスの運行が開始されると、それまで気づかなかったことも出てまいりました。先ほどお話にありました不公平を感じる部分が距離によって出てまいりました。スクールバスに乗車している生徒の通学距離より、歩いて通学している距離が長い、これは不公平ではないかという気持ちが現実として出てきたのは、何度もお尋ねを頂きました。

まさにこの不公平と思わせる事例は、校区によってということに考えをしますので、これまでその校区、校区の境界にいられる方たちは、それまでの中学校にも比較的長い通学距離をしていた方ですが、たまたまこういう統廃合になり、新しい学校に通う距離としては、短くはなったというそういう現象もあったということになります。

運行規則の見直しをしてほしい、するべきだという声になり、スクールバスの運行を開始した平成24年度の12月に、スクールバス検討委員会を立ち上げ、いろいろな視点から議論をしていただきました。その協議をする中で、絞られたことが2つ。

1つ目は、統合に歩み寄っていただいた生徒や保護者の気持ちは、大切にしなければならない。2つ目は、いわゆる逆転現象についてどうか解消する方法はないのかということでした。

この2つ目の遠距離を徒歩で通学している生徒で、スクールバスに乗車させることの協議をし

ていただきました。通学距離が何キロメートル以上の生徒は、じゃあ乗車させるという方法で運行の目的の規定を定めるとしたとき、その何キロメートルにするのが適切かという点で、悩みが出てまいりました。

例えば、3キロメートルという数字で設定をいたしますと、地図上でコンパスを使ってその3キロメートルを決めるのがいいのか、実際に子供たちが歩く道順の実距離を決めるのか。あるいは、その3キロメートルと仮に決めた場合、それより10メートル少なかった場合に乗車できないことになる、そういった少ない距離の違いによって新たな不公平感をもたらすことはないだろうか。

また、この3キロメートルの数値が、統廃合をしていない石田中学校にも適用しないと、またまた不公平感をもたらされることになるだろうと。さらに、壱岐市内の小学校では、ほとんどが徒歩通学をしていますので、その通学の中で3キロメートルを超える遠距離通学をしている子供がいた場合の不公平感も、また皆さんとしては大きな課題として捉えることになるだろう等々が出てまいりました。いわゆる何キロメートルにするというこの線引きの難しさを、検討委員は感じて悩みました。

そのような協議を進める中で、委員の中の自分の子供の学校は、今回の統廃合では廃校になりませんでした。なおかつ、私のところの距離は4キロメートルを超える形のところですが、次のような発言を頂きました。「私たちはもともとスクールバスがなかったのだから、今のままでいいです」という言葉を頂き、検討委員会のメンバーはスクールバスに乗車させる生徒の範囲を決める数値等について、よい案にたどり着けない中で、この言葉に納得をし、現在の規則どおりで運行していこうということに落ち着いたところでございます。

母校をなくして統廃合に歩み寄っていただいた生徒や保護者の気持ちを寄り添ったこの発言に、今納得をしてきているところでございます。

さらに申し上げますと、中学校統廃合して10年経過したのだから、スクールバスの乗車する範囲を見直すべきと結論づける考え方は、適切ではないと考えます。つまり、母校を永遠に無くして、その寂しさややむを得ず統廃合に歩み寄ったというむなしい気持ちを、10年という年数で片づけることは、適切ではないと考えるからです。

廃校になった母校を体験した方の気持ちを大切にすることが、行政の責務だとも捉えております。

徒歩通学について危険を感じるということでのお話がありましたが、この危険を感じることにについては、スクールバスの運行ということとはまた少し視点は異なって捉えたほうがよろしいかと思えます。通学路安全点検等を実施しながら、子供たちの安心、安全な通学については、いろいろな形で整備を図っておりますので、それと併せながら考えさせていただきます。

自転車通学につきましては、議員が御理解をされているように、私どもは要望が出たらその整

備はいたしますということで、簡単に言えば答えております。例えば芦辺中学校の場所が現在の旧那賀中学校の跡に移動した際にも、もし旧那賀中学校校区の皆さんの中で、自転車通学を希望される場合は、どうぞ申し出てくださると、その点についての対応は教育委員会としてもしっかりいたしますと。

ただ、ヘルメットの義務、あるいは整備点検、安全の指導等、それぞれこれまで旧那賀中学校が自転車通学をされていたときのノウハウ等をもとにしながら、何よりも子供たちの安全を求めていますので、じっくり時間をかけていたします。

その後、1年4か月たちましたが、説明会の折にはお尋ねはありましたが、具体的に自転車通学を認めてほしいという要望がまだ届いてはおりません。

市内のほかの中学校についても、そのような要望が出れば当然考えますし、基準になっている数値は、ひとまず自転車通学は通学距離が3キロメートルを超える子供たちをということで対象にしながらか、駐輪場等も含めた整備はさせていただきたいと考えております。

長くなりました。どうぞよろしく申し上げます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 時間を取っておいてよかったなと思っています。といいますのは、る説明を頂きまして、大体これまでの説明のとおりだったわけでございますけども、まず最初に小学校のスクールバスは置いておきます。今日は中学校の話をしておりますので、スクールバスは小学校の話ではなくて、中学校に統一したいと思います。

そして、まず自転車の件ですね、これは確認なんですけれども、芦辺中学校は従来どおりの答弁でありましたから、要望があれば認めることも考えるという話。それと、芦辺中学校以外についても、要望があれば検討するというふうに理解して、そこはよろしいでしょうか。はい。

ここですね、この前のその市PTA連合会との話の中でも私説明させていただいたんですけれども、従前から自転車については、教育委員会は否定はしていなくて、申出があれば協議をするなりの結論を出して、自転車通学を認める方向だということでお伺いしておりましたので、そこもそのとおりだというふうに確認ができたと思います。

ですから、今3月ですけれども、4月になって新年度になりまして、新しい学校生活が始まるわけでございますけれども、保護者の方々で自転車通学ということをもし御希望の方がいらっしゃれば、要望等なりすれば何かしらのアクションがあるというふうに考えていいと思います。

その次に、今度はバスなんですけども、スクールバスの話。教育長がおっしゃいました中に、10年たったからといって変更するというふうな話をされたかと思うんですけども、この指摘は私していなくて、10年たったから変えましょうということ、私は言っていないわけです。

むしろ現在危険だというふうな話でありますとか、あとはその不公平だという話が新しく起きているものですから、それに対して対応していただきたいというお願いをしているわけでございます。

この点で、平成24年12月の検討委員会の話ですね、これがずっとお話が来ているわけでございまして、この保護者の方のお答えですね、「私たちはもともとスクールバスがなかったのだから、今のままでいいです」と言われてという話、これをずっと10年間伝わってきているわけでございます。これを根拠にして、今も変わっていないと。

私が申し上げたいのは、この話を通すならば、未来永劫ずっと変わっていかないというのじゃないかと思えます。そうではなくて、時代の流れとともに新しい考え方をしていかないと、乗り遅れていくんじゃないか、取り残されるんじゃないかというふうな思いでおりますので、この今の考え方の10年たったからということじゃなくて、危険だからとかいう考え方が必要じゃないかというふうに思っております。

要は、安心、安全の通学路のために、スクールバスを導入するという考えが至極もっともな話じゃないかというふうに思います。

その件につきまして、私も何とか話を前に進めたいと思ひまして、いろいろ調べました。同じような問題に直面している市がありまして、滋賀県の米原市なんですけども、全然土地勘もちょっと分からないような感じのところなんですけども、大体壱岐市の人口よりも多くて3万7,000人、面積250平方キロメートルと、壱岐よりも人口も多く、面積も広いところではありますけども、人口密度が174人が壱岐市なんですけども、密度が148人ということで、壱岐よりもちょっと人口の密集度合いが低いところなんです。

ここの米原市の考えている通学の在り方について、こういった提言書がございまして。教育長、よろしいですか。これ引っ張ってきたんですけども、滋賀県米原市における通学の在り方に関する提言書というのがありまして、これは滋賀県の米原市がつくっていて、米原市における通学の在り方に関する検討委員会ということで検討しております。

この検討委員会の話の中で、「特に学校統廃合によるスクールバス運行の実施により、今までの徒歩通学者との格差が生じているなど、課題があるという認識の下に、生徒の通学時の安全と安心を確保するため、改善及び充実を図ることを目的として、この検討委員会をつくりました」というふうになってございまして、大体壱岐の今の状況と似ているのかなと思ひます。

この検討委員会の話としましては、まず米原市全体の通学の在り方を検討し、改善、充実を図ることを目的としているということがありまして、「改めてスクールバスの運行についての基準を整理する」という会がございまして。

その検討委員会の中で意見がいっぱい出てきてまして、例えば「学校の統廃合によりスクールバ



スを運行したため、徒歩通学とのバランスが崩れている」。この場合は、熊が出るみたいで、「熊の出没や不審者対応など、通学に関して地域からの要望がある」とか、「徒歩にした場合、通学の安全確保が必要になる」といった御意見があった一方で、ほかにも「統合がスクールバスの運行が条件だった。保護者の思いで変わっていいものか。遠距離の地域でも保護者が歩かせることを決めた。今の保護者はよいが、将来どうするか」といったことが、この検討委員会の委員の中から意見が出てきています。

この検討した結果、課題が浮かび上がりまして、この意見の結果、「防犯上の問題がある。自転車通学者は交通事故の心配があり、交通安全対策が必要だ」とか、「何らかの基準を整理する必要がある」と、その必要性というのを浮かび上がらせています。

この浮かび上がらせた課題につきましては答えが出ていまして、「地理的要件により教育委員会が必要と認める場合は、スクールバス等の利用を認める」としていまして、通学について自転車通学とスクールバスの通学方法についての基準というのを明確に出しております。

ここでいきますと、通学距離が3キロメートル以上の地域、字というふうにしていますけれども、字ということで3キロメートル以上の壱岐で言うと触ですね、触に当たるところがその通学地域ですよというふうに定めています。

こうやって、市が提言書として通学の在り方を考えていると、検討しているということがありまして、こういったことも壱岐市はすべきじゃないかというふうには私は思っているんですが、これまで全く検討することさえも検討しなかったという状態よりも、一歩踏み出して、まずは検討しましょう。検討した結果、答えを導こうと、そういった姿勢が大事じゃないかと思うんですけども、教育長いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） はい。植村議員の再質問の中でお話に頂いていることについては、十分お聞きしております。先ほど申しますように、今の時点でもスクールバス検討委員会をやはり設置して、検討すべきじゃないかということも、これまでもお伺いしたときに、やはり私どもが検討委員会を開いたときにお示しする資料、あるいは案、その分での線引きについての適切な案というのに、まだたどり着かないわけですね。

スクールバスをかなり配置することになれば、財源の問題が当然伴ってまいります。現在もかなりの金額で運行をさせていただいているんですけども、そういった点についても、しっかりと進めて用意できてお話をした、その暁になおかつスクールバスに乗車させる児童生徒の範囲はどうかという点になってきます。

議員がお話になるように、中学校だけのスクールバスで考えればよいというその考え方は、少し受入れができません。中学校である程度のことを進めていったら、当然小学校でもその不公平

感に至っているのは、やはり距離の問題です。

加えて今日おっしゃった安全、安心の問題がそこに加わってきているということになりますので、その辺は総合的に考えさせていただきますので、検討はずっとしております。ただ、線引きの妙案にたどり着けていないというのが、大変申し訳ない結果です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御答弁頂きまして、小学校の話は分けたのは、話をシンプルにしようという意味で分けただけであって、最終的に小学校と中学校がよく考えていかないといけないのは共通認識です。そこはちょっと情報共有していただきたいんですけども、話をシンプルにしようと思って、今中学校だけをやっているという話ですね。

そして、この線引きが決まらないと、何台のバスが必要かとか、どれだけ経費がかかるかとか、市として財源はどれぐらい要るんだという話が全くできないと思うんですね。

だから、そういった財源がないからとかいう話じゃなくって、まずはその線引きを決めないと、先に何も進まない状態がずっと続くっていう話を私はしていて、その線引きをするために検討委員会をしたほうがいいですよという話をしているんですね。

検討委員会をするためにも、その材料が要ると思うんですけども、教育委員会として何かそこは材料集めをされたのか、そこだけ確認したいんですが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 議会でも、あるいは各学校のPTAの活動の中でもいろいろな取組をされて、このスクールバスについての意見等は教育委員会にも寄せていただいておりますので、その都度検討はして、微々たるものですけど資料等の収集はしております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 時間がありませんが、これで終わりますので、その検討内容を私のほうと後ほど、いつか見させていただければと思います。よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただこうと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時5分といたします。

午前10時51分休憩

午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 山川 忠久君） おはようございます。

それでは、通告に従いまして、6番、山川忠久が一般質問をさせていただきます。

今回は、壱岐市の犬猫保護の取組について質問をしたいと思います。市民の関心も高いと思いますのでよろしくお願いします。

長崎県内で保健所が引き取った犬猫の殺処分率は、令和2年度で全国ワーストの71%で、壱岐市もかなり高い数値で推移している状態だと認識をしております。

また、議会でも度々、野犬の対策については取り上げられますが、なかなか効果が上がっているようには見えず、全島的にも野犬が徘徊し、特に群れをなしている犬も見かけられますので、子供たちにとっての通学の脅威ともなっております。

また、野良猫についても、ふんの被害に困っている住宅地などもあり、壱岐市にとってのイメージダウンの一因になっていると思っております。

さきに行われた長崎県知事選挙において初当選をされた大石新知事も、世界に発信する長崎の取組として動物の殺処分ゼロを公約に掲げており、これからの取組に期待をするとともに、壱岐市もこの不名誉な状況からの脱却を図るべく、官民協働での取組が求められていると思いますので、以下の質問をしたいと思います。

まず1つ目、野犬や野良猫の原因となるのは、やはり人間の無責任な行動の結果、こういうことになっていると思います。飼いたくて飼ったものの、世話ができなくなって遺棄をしたり、野良の子猫がかわいいからといって餌づけをしたりと、そういう行動によってさらに環境の悪化を招いているというのが現状だというふうに思っております。こういう状況を多くの市民に認識していただき、そうした行動をしないように促していく啓発活動が何より大切かと思いますが、壱岐市ではどういう取組をされているのかお伺いします。

2つ目、平成25年度までは去勢、避妊の手術に助成があったと認識をしていますが、これが廃止になったことも今のこの状況の遠い要因になっているのではと推察をしております。これを復活するという事はなかなか難しいかもしれませんが、新たな制度の検討はされないのかということをお伺いしたいと思います。

3つ目、長崎の現状を憂慮した方々が殺処分ゼロを目指して活動をされております。そうした活動が県知事選の公約の後押しにもなったのではないかと考えております。壱岐市内でもそうした動きへの賛同の輪が広がっており、始まったばかりですけれども、定期的集まって情報共有をされながら活動をされております。

なかなか財政難という中で、市民も財政が厳しいという状況を市民も察知されて、自分たちでできることはやっつけていこうと、それが壱岐市のイメージアップにもつながるということで活動されておりますので、こうした状況を壱岐市がどういうふうの後押ししていくか、連携していくかということについてお伺いをしたいと思います。

それから4つ目、野犬の捕獲については、一般質問、予算委員会や決算委員会などでも度々取り上げられており、長年の課題となっておりますが、やはり警戒心が強く、効果のある対策が取れていないのではないかと感じております。懸命に努力をされていることとは思いますが、ほかの市町では効果を上げている自治体もあるかと思えます。やはり専門家を招いての取組というのが必要ではないかと考えておりますが、こうした専門家との連携の可能性についてお伺いしたいと思います。

以上、4つの点について御回答をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 6番、山川議員の御質問にお答えいたします。

犬猫の保護につきましては、今回、4項目の御質問をいただいておりますが、まず犬に関しましては、狂犬病予防法の下、野犬等の捕獲が可能となっておりますが、猫に関しましては、動物愛護法により終生飼育や虐待防止などの罰則規定が定められております。

したがって、市では猫の捕獲は行っておらず、壱岐保健所が相談窓口となり、不幸な犬や猫を減らすため、啓発活動や譲渡活動など様々な取組が行われているところでございます。

1項目めの市民への啓発活動でございますが、犬猫を飼うに当たって最も重要なことは、飼い主が愛情と責任を持って終生まで飼うことであり、このこと以外にも飼い犬登録、予防接種の義務を守ること、放し飼いをしないことなど、飼い主の皆様にご理解いただけるよう、これまで市報、回覧、ホームページ、ケーブルテレビを活用し、周知を行ってまいりました。引き続き保健所と連携を図りながら、さらに御理解を深めていただけるよう、定期的に周知を行っていく予定でございます。

また、大石新知事が殺処分ゼロを公約の一つに掲げられており、今後、大きな期待を寄せ、長崎県と連携を図ってまいりたいと考えております。

2項目めにつきましては、御指摘のとおり、本市の不妊対策への助成制度は、活用の多くが室内で飼われている犬であり、野犬の増加対策としましての効果が高いことから、平成25年度をもって廃止をいたしております。

また、本年度、公益社団法人日本動物福祉協会が行う犬猫不妊去勢手術への補助制度、これは1頭当たり5,000円の補助が出され、長崎県内で600頭までとなっております。この補助

制度を市報、ホームページで周知を行ったところでございます。

なお、これ以外にも補助制度の方法があれば、今後、随時周知を行ってまいりたいと予定であり、新たな制度につきましては、今のところ考えていないところでございます。

3項目めの民間組織との連携につきましては、壱岐保健所、長崎県獣医師会、壱岐市で構成する長崎県動物愛護推進協議会壱岐支部が中心となり、野犬情報の収集や野犬の赤ちゃんが譲渡可能になるまで、一時的ミルクボランティア活動、保育所収容の動物の飼い主探し、里親募集の周知などを民間組織との連携を既に行っており、犬に関しましては、令和3年度から壱岐保健所で殺処分を減らす新たな試みとしまして、譲渡を目的として大村の動物管理所へ送られており、これまで53頭の実績がございます。

また、先日、犬猫の保護活動をされておられるNPO法人わんにゃん会壱岐支部の方が来庁され、犬猫保護に向けた保健所、壱岐市との情報交換等、連携を深めてまいりたいとの御要望もいただいているところであり、今後、保健所も含めた連携を図ってまいりたいと考えております。

4項目め、野犬の捕獲の専門家との連携につきましては、市内に該当される方がおられるかは、市では把握しておりません。

議員御承知のとおり、現在、壱岐市では野犬捕獲業務を2名の方に委託を行っており、捕獲方法に限られる中、捕獲器による捕獲が最も有効な手段であり、現場の状況に応じた捕獲器の設置など、試行錯誤をしながら捕獲に努めている状況でございます。実績としましては、令和2年度153頭、令和3年度は2月末で174頭捕獲をしている状況でございます。

このように市内の野犬捕獲数は、市民からの通報により年々増加傾向にあります。これからの時期、野犬の活動が活発になりますので、今後も保健所の獣医師に相談し、指導を仰ぎながら野犬対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 犬と猫については、捕獲の方法などの対応が違うということで答弁いただきましたので、先に犬のほうからちょっと再質問させていただきます。

答弁にありましたように、ボランティアでミルクボランティアをして、そして大村のほうに移して、そして譲渡先を探すという活動は承知をしております。大村で壱岐の子犬を持っていくと、人気、こう言って適切かどうか分かりませんが、人気があるらしくて、優先的に飼い主が決まるそうで、それはなぜかという、人間に慣れているそうなんです、ほかのところと比べて。その状況が果たして喜ばしいことなのかどうか、そうじゃないと思いますので、先ほど捕獲の実績等もありました。これも子犬が多いのではないかなと思います。成犬はなかなか警戒心が強く

てかかっていないように思いますので。

そして、質問といたしましては、市内にそういう専門家がいらっしゃるかどうか分からないということでしたけども、対象を広げて、新知事もそういうことを、本腰を入れるということなので、今後、県内でも、それから県外でもそうした専門家についてお招きをするということとはできないものかということをお伺いします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山川議員の質問につきましてお答えをいたします。

先ほども申しあげましたように、専門家がいらっしゃるかどうかにつきましては把握をしておりますけれども、保健所に獣医師等がいらっしゃいますので、保健所と連携を図りながらそのような取組が新たにできないか考えてまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 分かりました。

質問の答弁を求めませんが、先日から、公用車のドライブレコーダーについて指摘があったと思います。こうしたドライブレコーダーで野犬の状況、どこに徘徊しているかというようなところが記録できて、それでマッピングできれば、またこうした状況を把握して広角的な対策ができるかと思っておりますので、こういったことも答弁を求めませんが検討をしていただきたいと思っております。

次に、猫のほうに質問を移りたいと思います。

こうした去勢や避妊の手術については、かなり高額なところに補助金もそれほど多くは出ないということで、なかなか躊躇されるということがあると思います。

こうした状況で、公益財団法人どうぶつ基金という組織が全国3か所に、猫の捕獲、去勢、避妊手術、そして捕獲した場所に戻すということを一貫してやる活動があるということで情報提供をいただきました。捕獲、手術、そして元に戻すという意味の英語の頭文字を取って、TNRプロジェクトというそうです。そして、その拠点の動物病院が幸いなことに福岡県の筑後市にあるということでお伺いをしました。

ちなみに、なぜ猫を元に戻すかということ、ほかの場所に連れていくと、それは遺棄をしたと、捨てたということになって、刑事罰になるということだそうです。

財団の援助で、全額無料で避妊手術を受けられるということで、壱岐市内でそうした手術を受ける場合には6万円ほど費用がかかるということなので、これを考えると、壱岐から猫を連れて行って、その交通費を考えても十分お釣りが来るぐらいで手術ができるということで、そうしたミルクボランティアの活動なども一層意欲が出るのではないかと思います。

このプロジェクトに参加するには申請が必要で、行政が申請する行政枠というものがあるそう

です。これを壱岐市として申請すれば、自治体がしっかりと関わって取り組んでいますという意思表示にもなって、かなり有効ではないかと思っております。

まだ市内での活動も始まったばかりとお伺いをしていますので、体制が整っていないというところもあるようですので、今すぐというわけではないですが、そういう全国的な取組に参加するだけでも情報が集まりますし、有意義なことだと思っております。まずはこれに参加できるように、島内のボランティア希望の皆さんと既に取組についての話の場は設けられておりますので、こうしたTNR活動についての後押しということでお伺いをしたいと思えます。それが再質問の1点目。

そして次に、子猫を保護したときにミルクを一定期間与えるミルクボランティア、その拠点として、壱岐市の空き公共施設が使えないだろうかという希望を持ってあることもお伺いしました。公共施設を民間が活用するには、いろいろな制約等もあるかと思えます。こういう活動に限らず、市民の皆さんも空き施設の有効活用についてはいろいろ思いを持っているということがありますので、全般的な話としてでも結構ですので、こうした空き施設を使いたいと考えたときの手続の進め方、あとはあらかじめ知っておいてほしいことや注意事項などがあれば伺いたいと思えます。

以上、TNRプロジェクトへの参加についての検討と、そして公共施設活用の注意事項についてお伺いしたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山川議員の2項目の追加質問につきまして御回答申し上げます。

まず、公益財団法人どうぶつ基金の事業につきましては、私どもも調べさせていただいたところでございます。

長崎県内では、長崎市と大村市が実施をされていると聞いております。昨年、川棚町も申請をされたということなんですけれども、なかなかハードルが幾つもあって、採択を受けられなかったという話を聞いております。このような取組につきましては、先進地の事例等を参考としながら本市で対応ができないか検討をさせていただければと考えております。令和4年度につきましては、福岡県のみやま市のほうで実施をされると伺っておるところでございます。

次に、ミルクボランティアをする際の壱岐市の公共施設を活用できないかということでございますけれども、使用許可につきましてはそれぞれ所管の各部署に申請をしていただくということになるかと思っておりますけれども、やはり生き物を保護するということになると、鳴き声等の問題もあるかと思っております。その辺も含めまして、やはり周辺の地元住民の方々との合意形成を行っていただいた上で、最終的には申請をしていただく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 公共施設の活用については、しっかりとこれから活動を本格化させていくと思いますので、しっかりと話を聞いていただいて、適切なアドバイスをしていただければと思っております。

それからTNRプロジェクトについては、なかなか採択が、審査条件が厳しいということですが、それも官民がどれだけ本気でやるかということだと思いますので、そのボランティア団体が本気でやるということであれば、しっかりとサポートしていただいて、駄目元でもとは言いませんけども、しっかり申請までこぎ着けていただきたいというふうに思っております。

以上で私の聞きたいことは終わったんですけども、この活動で、TNR活動で手術をされた猫は、麻酔で眠っている間に耳にV字の切り込みを入れられるそうです。それが去勢、避妊手術をした猫の証だということで、その耳の形が桜の花びらに見えることから、桜猫という呼び方をされて、そういう活動をしているというシンボルとしても、そういう猫がいればしっかりと壱岐市は動物の保護に取り組んでいるのだなというメッセージにもなるかと思えます。

あとはボランティアの話になりますけども、なかなかボランティアの活動というものはモチベーションの維持が難しい、金銭的な面でも精神的な面でもかなり負担が大きいと思いますので、しっかりとそのモチベーションの維持につながるような壱岐市の後追いに期待をしております。

それからまた更に新知事も、先ほどから言いますように、しっかりと公約に掲げておりますので、新知事の県政運営の中での独自の取組についても効果のある、そして効果の見込める予算措置に期待をしたいと思います。

そして、市長にもお伺いしたいと思いますけども、こうした県が一丸となって取り組もうという中で、壱岐市の市長としてどういう気持ちで取り組んでいかれるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、山川議員のお話を聞いて、私もTNR活動というものを初めて耳にいたしました。そしてまた、今、ボランティアの活動についても今、壱岐で、わんにゃん会でしたか、そういった方のボランティアというのは、やっぱり動物に大変な愛情を持ってある方のグループだと思っております。そういった中で、おっしゃるようにやはりボランティアというのはなかなかその気持ちを維持していくというのは非常に難しいと思っています。そういった中で、市がこういったサポートができるのかといったものを十分考えなきゃいけませんし、そのためにはやはりボランティアの方々との対話と申しますか、話合いと申しますか、そういったことを密にしていくということがまず第一であろうかと思っております。



また、このTNR活動についても認定のハードルが高いということでございますけれども、やはり市が申請するというところでございます。市が申請して、活動を実際にはボランティアでやっていただくということになるわけですから、さっきから申しますように、密な民間ボランティアの方々との連携プレーをしていく、そして先ほどおっしゃいました桜猫というようなことで、そういう手術をした猫は区別がつくというようなことでありますから、やはりそういったことも住民の方にもいろいろ周知をしていって、壱岐市の取組、そういったものについてもぜひ新事と連携をして図りながら取り組んでいきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 前向きな御答弁をいただきました。しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

これからますます活動が活発になりまして、犬猫、動物と人間がうまく共生できるような環境づくりをつくっていききたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時34分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。清水議員。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、こんにちは。3月会議の一般質問、2日目の3番目、お昼が過ぎましたので眠たくなるようなもありますけれども、しっかり元気いっぱい頑張ります。

それでは、8番議員、清水修が通告に従い、大きく2点について質問させていただきます。

今回は、令和4年度を迎えるに当たり、壱岐市の未来に向け、SDGsの推進について、これまでの取組をよりよい方向へつないでいただきたいので、これからの情報発信とコミュニティづくりについてお尋ねします。

特に、SDGs未来都市モデル事業の取組の必要性や実績については、まだまだ市民の皆さんに十分な理解がされていないようなことで、私自信は残念に思う一人です。

3月会議の施政方針の初めに、(1)SDGsの推進について、市長は、「まだまだ情報発信の工夫が必要だという声を頂いていることから、令和4年度は、大きく3つの柱として、1つ、SDGs浸透のための情報発信の強化、2つに、対話会を中心に島内外の企業や個人の挑戦をサポートする共創の仕組みづくり、3つ目に、SDGs教育による未来を担う人材の育成に取り組んでまいります」と述べられましたので、この3つの柱についてお伺いします。

繰り返しになりますが、1つ目、情報発信の強化について、これまでの情報発信の取組の現状と課題を今後どのように強化されるのか。

2つ目に、対話会はこれまでとは違う形態で取り組んでいかれるのか。

3つ目に、挑戦をサポートする共創の仕組みづくりとはどのような仕組みづくりを考えておられるのか。

4つ目には、少し違うところがあったわけですが、地域プロジェクトマネージャー制度というのが上げられてました、後のほうに。その件の関わりもあるかと思いましたので、4つ目に、地域プロジェクトマネージャー制度の活用についてどのように考えておられるのか。

以上4点、よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

SDGsにつきましては、日本国内においてもようやくその考え方が社会に浸透しつつあり、壱岐市はこれまで先駆的に取り組んできたところがございますが、市民の皆様への情報発信が足りないという御指摘も頂いております。そこで、令和4年度はコロナ禍による社会変化も踏まえ、いま一度現在地を確認し、2030年に向けてどのような事業を優先的に取り組んでいくべきか、市民皆様との対話を生かしながらロードマップをつくり上げていきたいと考えております。

①の質問、これまでの取組の現状と課題についてはということでございます。

経済の取組として、スマート農業を推進してまいりました。基幹作物であるアスパラガスのハウス栽培におけるAI（人工知能）と連携した自動灌水システムを開発し、このシステムを導入することで、収穫量の増加や作業時間が短縮されることが実証されております。また、実証事業により取得した栽培データを基に栽培マニュアル等を作成して、壱岐市農協アスパラ部会等を通して農家の皆様へ情報提供をしているところでございます。

なお、この取組において、国内のスマート農業を先導している代表的な企業との連携体制が構築をされております。今後は、本市の農林課をはじめ、農業関係団体で構成される壱岐市スマート農業推進協議会と様々な企業等が連携していくことで、本市の農業における課題解決につなげ

てまいります。

社会面では、市民対話会を開催をしております。市民皆様のやりたいこと、つくりたい未来のアイデアを共有し、推進する仲間をつくり、自ら行動を起こしていただくことを目的としております。また、壱岐高校における探求の活動等とも連携し、様々なアイデアが生まれております。

一方で、参加者のうち、島内の大人の比率が減少傾向にあるという課題もございます。

環境面では、ナッジといいまして、正しい行動を取るように肘で軽くつつく、またはそつと後押しをするという意味の行動経済学的手法を活用し、小学校における海洋教育、中学校における住み続けたいまちづくり運動を通して、子供たちのSDGs教育を進めております。この取組においては、保護者や地域の皆様へのインタビュー及び体験学習の際の地域との交流を通して、学んだことを子供たちから地域の大人の皆様へ伝えることで、環境問題に対する意識や行動変容の波及効果が生まれているものと感じております。

次に、②の対話会はこれまでと違う形態での取組ですかという御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、対話会の課題として、島内の大人の参加比率の減少がございます。参加したことがない方にお話を聞くと、「事業として実施したいので、対話会に参加しても実現できない」との意見もございました。対話会はあくまで主体的に市民の皆様へ御参加頂き、仲間をつくって自ら行動を起こしていただく場ではございますが、来年度からは事業化を検討されているような方にも参加頂けるよう改善していきたいと考えております。

そこで、全体の対話会の際は例年どおり年3回開催してまいりますが、さらに未来を担う若い世代を中心に、例えば商工会や観光連盟の青年部などの座談会を開催し、事前に対話を重ねながら、熱い思いを持って参加頂ける方を巻き込み、全体の対話会につなげていくことができればと考えております。

次に、③挑戦をサポートする共創のサポートづくりとはどのような仕組みづくりを考えていますかという質問についてでございますが、一般社団法人壱岐みらい創りサイトにおいて、SDGsやテレワークの推進により、本市に不足している技術やノウハウ、販路等を有している企業との連携が可能となってきております。そこで、これらの企業との継続的なコミュニケーションを図りながら、本市の現状や課題を共有するネットワークをつくることで、対話会等における市民皆様のアイデアの具体化に必要なスキルや人材のマッチングを行ってまいります。

また、アイデアの事業化に向けた試作や実証には経費がかかりますので、その点について行政から支援する仕組みとして、ふるさと納税を活用したクラウドファンディング、企業版ふるさと納税により、対話会を中心とした壱岐なみらい創りプロジェクトに対する財源を調達し、補助する仕組みを検討しております。

最後に④、地域プロジェクトマネージャーの制度の活用はという質問でございます。

地域の活性化に取り組む場合、行政だけでは、地域の人々を巻き込みつつ、必要に応じて専門的知識を有する外部人材等と連携しながら進めていくことが重要でございます。行政、地域、民間及び外部専門家等の考え方や発想を適切に調整し、橋渡ししながら現場責任者としてプロジェクトを推進する人材を、地域プロジェクトマネージャーとして任用する制度が総務省により今年度創設をされました。

本市におきましては、地方創生の実現に向けたまちづくりの柱であるSDGsの推進に取り組んでおり、これまで様々な先進的プロジェクトを実施してまいりましたが、今後はそれらを市内に普及・定着させていく段階に入ることになりますが、新しい技術や手法、考え方のため、言葉自体も難しく、なかなか地域への理解が進まないという課題がございます。そこで、本制度を活用して、市民・企業・行政など、様々な立場の人の間に立ち、それぞれに適した言葉でプロジェクトを説明し、関係者をうまく巻き込みながら、さらなる普及・定着を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） これまで壱岐市が取り組んでこられた未来都市へのモデル事業の大まかな内容としての実績、そして質問しておりましたいわゆる対話会の形態、そして共創の仕組み、そして地域プロジェクトマネージャーについて答弁頂きありがとうございます。

対話会につきましては、私も何度かは参加して、高校生の皆さん方が、そして地域の方と一緒にいろいろなアイデア、グループで考えてアイデアを出し合い、そしてずっと活動されてありましたし、壱岐高ではクラブもできてあったのかと思います。だから非常にこう、若い方の考えを聞く機会としてはとてもいい機会になってたんですけど、先ほども課題で言われましたように、大人の皆さんの参加がどうしてもこう、来てみたばってん、何かちょっと自分の期待とは違っていったような、先ほど言われたいわゆる企業に直接結びつかないというか、日常の生活はある程度、海をきれいにとか、ごみのどうとかそういういろんな部分はあったんですけども、そういったことで形態についてのお尋ねをしましたが、今度は事業者にも参加できるようなそういった工夫、また商工会青年部とかいろいろ若い方々が参加して、いろんな問題意識あれこれ持たれる中でさらに推進し、理解していただける、そういった場づくりもしていただくというようなことを言っていたいて、とても嬉しく思います。

この仕組みづくりと地域プロジェクトマネージャーというのがこれからの推進に向けては大きな役割といたしますか、より市民の皆さんに理解していただける機会につながるのかどうかのところになると思いますので、幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、明後日に今年度のまとめと申しますか、壱岐なみらい創りプロジェクトのSDGs対話会2.0が行われますので、私も楽しみにして参加をしたいと思っておりますが、いわゆるこの対話会2.0とか粋なSociety 5.0とか、インダストリー4.0とか、そういったところが非常にこう、いろんな資料を読めば、ああ、なるほどそういう意味なのかというのは分からないではないんですけれども、やはりそういったことが何か少し毛嫌いといいますか、何か取っつきにくいなあというような、私だけがそうかもしれませんがそういう気がしますので、そういったことへの理解への橋渡しというようなことで、その地域プロジェクトマネージャーを例えば有効に活用されるんじゃないかというふうには期待は高まるわけですが、実は今2018年からこの未来都市のモデル事業が進んで、3年経過して、いわゆる進捗評価というのをされてます。そしてこれを基にしながら、昨年からの3年間、改訂版と申しますか、この未来都市の計画が出ますので、先ほど久間総務部長さんが言われましたようなことがその内容に載せられていました。

実は、壱岐なみらい研究所に研修生として参加されてある方のお一人の方が研究発表を昨年度されてまして、内容が、「市民の意欲に投資する『壱岐なみらい倶楽部』の創設～人がつなぐ住みつけたい壱岐の島の実現～」というタイトルで発表されたのを聞きました。そのほか、いろんな方々がこの研究と申しますか、いろんな実践をしながら発表されてるんですけれども、そういったことを今後もっと取り入れられてされるんだと思うんですけど、どうしてもその内容が市民の方々等に伝わっていないというか、そういう発表会がいつあるか等は掲示板とかスマートニュースとか、あれこれいろんな情報機関をつなげながらされてはいると思うんですけど、このよさを発信するところの改善と申しますか、もう少し今やってあることを伝えてほしいというふうには私は願うものですから、何か情報発信の強化の面で先ほど言われましたけど、何かもう少し補足、こういったすばらしい取組とかをもっと知らせる手段と申しますか、お考えはないのかをお尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 清水議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

情報発信の強化についての再質問と思っております。

壱岐市としましては、令和4年度におきまして、戦略的な広報プロジェクトという形で現在考えております。これにつきましては、SDGsの推進については先ほど申しましたように全国でも先駆的な取組をしておりますけれども、まだまだ十分な浸透、市内においてもできてないという、それを解決するためにまず主な取組内容として、SDGsに関する市民活動、ビジネスでの活用事例とボランティア活動などをはじめ、対話会やSDGs教育事業の取組をケーブルテレビ、広報紙、啓発パンフレット、SNSなど、様々な媒体で年間を通して発信することなどで、等身大の活動に触れる機会をつくっていかうということで考えておりまして、その理解の促進と、一

人一人がSDGsを自分事化して捉えていただきたいという取組を考えております。

令和4年度の当初予算のほうにも今計上はさせていただいておるわけですが、理解しにくい行政用語や行政の描く未来像を、市民の皆様向けに分かりやすく翻訳して伝えるためのデザインやライティング、企画に関する経費、そして啓発パンフレットや広報紙の制作費、ケーブルテレビでの放送企画費、島内新聞などへの記事の広告費など、予算総額で750万円を考えておるところでございます。そういう形で、令和4年度においては戦略的な広報プロジェクトという位置づけで取り組んでいきたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 安心しました。その辺の予算的な内容についてはまだまだ私も勉強不足でよく見通してなかったのが、戦略的な広報プロジェクトをしっかりと充実させて、予算もつけて、しっかり皆様にお伝えしていただけるということで非常にまた期待していきたいと思えます。

もう一つですが、この地域プロジェクトマネージャーについて私も調べてはみたんですけども、プロジェクトをちゃんとこれまでの課題とか何を指すのかというような部分をしっかり決めて、そして募集をして、人をということが載せられていましたので、私はこのSDGsに関することのどこかメスを入れたいとか、ここに力を入れたいというようなところでこのプロジェクトマネージャーを配置できるようにプロジェクトをつくれるのか、またまた、まちづくり協議会というのが私たちの生活ではどうしてもまだ全地域に、小学校区にできてるわけじゃありませんが、そこら辺の何かこうプロジェクトをされるのかとか思ったり、自分勝手に思うわけですが、何かプロジェクトマネージャーを募集するに当たり、その前のこのプロジェクトの予定といますか、何かそういったお考えがあればお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 清水議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどの説明の中では外枠、概要の部分だけだったので分かりにくかったと思っております。まず、地域プロジェクトマネージャーとは、これは先ほど申しましたように総務省の新たな制度でございますが、市町村が実施する地域の重要プロジェクトの現場における責任者として、プロジェクトチームを運営し、関係者間を適切に調整し及び橋渡しをしながら、当該プロジェクトチームを運営し、関係者間を適切に調整し及び当該プロジェクトを推進するとともに、人材育成や体制整備などプロジェクトの自走化に向けた手立てを講じることにより、地域活性化に向けた成果を上げていく者をいうという形での定義づけがされております。

壱岐市においてでございますけれども、今回の制度概要として、まず対象者につきましては、当該自治体の重要プロジェクトの推進に現場責任者の立場に従事をさせたいと。制度的なところで

行けばプロジェクトの従事期間は、おおむね1年以上3年以下となっております。そして生活の拠点を、これ地域おこし協力隊と同じでございますけれども、3大都市圏をはじめとする都市地域から、過疎、山村、離島、半島等の地域に移し、住民票を移動させた者であるということになります。これは財源、地方財政措置としましては、地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象として上限が650万円でございますけれども、特別交付税措置があるということでございます。

先ほど議員が御質問されております壱岐市の何の重要なプロジェクトに従事させるのかという部分でございますけれども、施政方針で触れておりますように、SDGsの推進を重要プロジェクトと位置づけます。具体的なプロジェクトマネージャーの配置といたしましては、まち・ひと・しごと総合戦略を具現化する受託事業と、自治体SDGsモデル事業の推進事務局という、壱岐市の地方創生における中間的支援組織として重要な役割を担って活動しております、先ほど清水議員からも出ました壱岐みらい創りサイトの事務局長的な立場として壱岐市プロジェクトマネージャーを配置したいと考えております。現在、壱岐みらい創りサイトには、市からは正規職員1名を事務局業務の担当として配置をしておりますが、地域プロジェクトマネージャーを強化して、行政、市民、島内外の企業などをうまく結びつけて、将来を見据えた壱岐の生活を守るための変革事業に取り組みたいと考えております。

事業内容案としては、生産年齢人口及び年少人口の増加の実現プロセスである循環型経済、そしてESDプログラム——持続可能な開発のための教育を実行したいと考えております。持続可能な自立型中間支援組織の育成、自走化をするための体制の変革も含めての取組ということで考えております。

もう続けて、詳しく言いますけれども、その職員の身分になりますけれども、会計年度職員として任用することになります。採用の方法につきましては、公募による選考採用を予定をしております、6月1日採用ができれば最短の任用ではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。いろいろ詳しく、私が調べたこと以上にやっぱり考えて、具体的に考えていただいているということで、とてもこれからの壱岐市の未来都市、SDGs未来都市の一閃に期待をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。協力できるところはしっかり協力しながら、官民でという大事な部分をしっかり担っていきたく思います。

それでは、2つ目の質問、地域コミュニティづくりについてです。

施政方針での基本目標3、地域コミュニティが守られ、安心して健康に暮らせるの項では、第

3次総合計画に基づき、（１）まちづくり協議会の推進、（２）地域福祉の推進、（３）健康づくりの推進、（４）国民健康保険、（５）後期高齢者医療、（６）に壱岐市総合型地域スポーツクラブの支援事業ということが、基本目標の中をまとめて6つに分けて述べられました。今後の壱岐市の地域コミュニティづくりにおいては、SDGsの理念であります誰一人も取り残さないということから、この項の1番はまちづくり協議会の推進だということは分かります。が、今なお一緒に活動をしてたりなんかする時々、これまでの地域の公民館活動だけでは駄目なんですかという声が聞かれることもあります。地域でのまちづくり協議会の活動の現状は、私が所属する自治公民館の活動があって、そしてまち協の活動が運営委員さんを中心に役員とあとボランティアを募集しながら進めているわけですが、なかなか理解の輪が、協力の輪が広がっていったいなあとということを少し、残念ということではありませんが、なかなかそう簡単に理解の輪が広がるもんじゃないなというのを感じていたもんですから、この質問を上げたわけです。

加えて、役員の後継者選出課題もあると思われます。どうしてもそれぞれの自治公民館等には、もうこれまでのちゃんとした役員とか仕事内容とか活動がもうはっきり皆さん理解しておられますので、簡単に言えば輪番的な、役員決めで何らそう大きな問題になることはありませんが、どうしてもまた別個にこうやってまちづくり協議会ができてとかいうことになると、うちの沼津全体をまとめる役員選出にはなかなか厳しいなというようなところがあるもんですから、今ある自治公民館活動や地域公民館での取組などを生かしながら進めていかないと、このまち協の全小学校区配置といいますか、設立というのなかなか難しいんじゃないかなと思いましたもんですから、それに関連する3つのことを質問させていただきます。

自治公民館活動と地域公民館活動は、これからも今の現状維持で進められていくのでしょうか。

2つ目に、これからの地域コミュニティづくりにおいては、まちづくり協議会との関連で自治公民館の統合とか、社会教育法にある公民館の人材づくりとか、地域の実情にあった選択のできるようなコミュニティのスリム化というのを期待するわけですが、そのような検討はできないのだろうかというお尋ね。どうしても壱岐の島内でも人口高齢化率とかなんかを見ても、非常に実情に差がありますので、そういった検討はできないのかという意味でございます。

3点目に、この総合型地域スポーツクラブの支援事業をこの地域づくりにも生かしていきたいというお考えだと思いましたので、そのスポーツクラブ支援事業の内容についてのこの3点お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 清水議員の2番目の地域コミュニティづくりについての、まず1番目、自治活動、公民館活動は現状維持で進めるのかという御質問と2つ目の自治公民館の統



合など、地域の実情に合った選択のできるスリム化を期待するが、そのような検討はできないかという御質問にお答えをさせていただきます。

まず、自治公民館活動につきましては、市内には現在238の自治公民館がございまして、9,162世帯が加入されております。現状といたしましては、そのうち65歳以上の占める割合が50%を超えている自治公民館が、これは少し前になりますが、令和2年9月末現在で33自治公民館ございます。人口も年々減少いたしまして、役員の担い手不足、そして高齢化による自治公民館活動への支障が出てきている現状と認識をいたしております。

しかしながら、自治公民館につきましては、地域住民が管理し、そして自主的に活動を行う組織でございますので、現状維持かどうかにつきましては各自治公民館の判断に委ねられるところでございます。例えば、市の主導でそういった場合については、合併を例えば進めていくということにつきましては、長い歴史の中で形成された組織でございますので、こういったところにつきましては非常に難しい面がございます。

市といたしましては、なお引き続き自治公民館運営費等の交付金などによる地域での自主的な活動を支援する一方、各地域において高齢化などが進んで人数が少ないところもございまして、実際に自主的に合併された自治公民館もございまして。このように、各地域において、ただいま申し上げました高齢化等が進んで人数が少ない場合などについては合併等について検討をさせていただければと思っておりますし、御相談を頂ければ対応をまいりたいと考えております。

この後、ただいまの関連を含め、教育委員会からの答弁となります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

〔教育次長（西原 辰也君） 登壇〕

○教育次長（西原 辰也君） 8番、清水議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の自治活動と公民館活動は現状維持で進めるのかとの質問でございますが、社会教育における公民館は、昭和24年に制定をされた社会教育法に定義をされているとおり、法的に位置づけされたものでございます。壱岐市におきましても、地区公民館は社会教育法に基づく施設として、子供から高齢者まで幅広い年代層の方々が文化、教養、地域課題等を学んだりして、生きがいつくりや健康づくり、仲間づくりのため重要な役割を果たしています。

まちづくり協議会の設置目的、活動内容、活動する団体等は、地区・地域公民館等の取組と類似した部分も大いに含まれていますが、地区公民館としての活動はこれまでどおり継続をしていくべきものと考えております。

2番目の地域の実情に合った選択のできるスリム化を期待するが、検討をとの御質問ですが、

まちづくり協議会は自治公民館、地区公民館以外に様々な団体で構成をされております。そして、まちづくり協議会が目的とするものと構成する団体が個別に目的とするものは全くの別物ではありません。また、構成する団体の活動がまちづくり協議会の目的につながる部分もあると思います。

清水議員の御提案のように、まちづくり協議会が活動するものを自治公民館、地区公民館、まちづくり協議会で個別の活動として選択していくというよりは、構成する団体それぞれの特色を生かして、地域全体が連携してまちづくり協議会の制度を活用していきながら、地域全体の課題解決を図っていくものと考えております。

次に、3番目の総合型地域スポーツクラブ支援事業についてですが、総合型地域スポーツクラブとは、住民の、住民による、住民のための地域スポーツクラブであります。総合型地域スポーツクラブの「総合型」には、運動やスポーツの持ついろいろなメリットによって、健康や体力のアップだけでなく、地域の活性化、人と人との交流、高齢者の生きがいづくりといった様々な効果を総合的にもたらすという意味も含まれています。自主運営・自主財源を基本とするクラブであり、地域の人々が交流するためのコミュニティクラブでもあります。地域の問題や日頃住民が抱える悩みをクラブを通じて解決することも総合型地域スポーツクラブの活動の目的、理念、意義となっております。

その特徴としましては3つございます。

- 1つ、多世代、子供から高齢者の方まで、年齢や性別、幅広い年齢層の人が参加できます。
- 2つ、多種目、1つの運動スポーツ種目だけでなく、複数の種目が楽しめます。
- 3つ、多志向、上手になりたい方、気軽に楽しみたい方など、参加目的の違いに応じた活動ができます。

長崎県内には現在32団体、離島部におきましては対馬市と新上五島町、そして小値賀町にそれぞれ1団体がございます。

総合型地域スポーツクラブ創設支援事業補助金は、スポーツを通じた地域のコミュニティづくりを担う総合型地域スポーツクラブの育成支援を図るため、総合型地域スポーツクラブまたはその設立準備のために設置をされた組織が行う事業に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの実施をいたしますスポーツ振興くじ助成金事業において、助成事業者である壱岐市を通じ、間接助成事業者である組織に対して令和4年4月1日制定の壱岐市総合型スポーツクラブ支援事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を行うこととなります。助成の対象期間は継続する2か年度、またはクラブの設立までのいずれか短い期間となります。

令和4年度にスポーツ振興くじ助成金事業の交付決定通知が受理されれば、この期間に今後の具体的な活動内容について協議をし、令和6年4月1日設立に向けて準備を進めることとなります。

す。助成対象経費の限度額は下限40万円、上限120万円、助成割合は10分の9、助成金の限度額は108万円となります。残りの10分の1につきましては、会員の会費等で運営されることとなります。

なお、総合型のクラブの核となる団体は、例えば既存の野球やサッカー等の単一スポーツ少年団等の団体が従前から行っている活動に対する経費につきましては、対象となっておりません。

以上でございます。

〔教育次長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。それぞれ自治公民館も地域公民館もそれぞれの役割、まちづくり協議会もそれぞれの目的等がありますので、重複したりするようところは幾つかありますが、その辺はそれぞれの地域でしっかり立て分けながら、よりよい市民の皆さん方の生活といたしますか、コミュニティにつながっていくように、頑張らなきゃいけないなど、取り組まなきゃいけないなということは理解できました。

時間もありませんので、先ほど最後に御答弁頂いたこのスポーツクラブの設立についてですが、既存のあるクラブには対象じゃありませんよというようなところがあるんですが、いわゆる地域、私たちの身の回りにはグランドゴルフをする人、ゲートボールをする人、子供たちのちょっとしたいろんなクラブだったり、集まりだったりありますから、それぞれの地域でこういったスポーツを通じて地域づくりをしようなというときは、そのつくりたいと思う地域の既存なものを合わせて新たにつくっていいのかなというふうには受け止めたんですけども、その辺の何か制約といたしますか、既存のそういったスポーツクラブと今度このスポーツクラブとは、総合型とは何か違いといたしますか、制約とかそういったところがあれば教えてください。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（西原 辰也君） ただいまの清水議員の御質問にお答えいたします。

既存の団体、先ほど野球とかサッカーとかのスポーツ少年団ということを申し上げました。この一つの単一のスポーツでは対象にならないということでございますので、今回、設立準備委員会で予定をされております活動といたしましては、ノルディックウォーキング、モルック、ボッチャといった複数の競技を計画されております。単一の競技としてではなくて、複合、複数の競技について計画をしなければいけないということで御理解を頂きたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） はい、ありがとうございます。この辺もそれぞれのこれからいろんなスポーツの関心のあられる皆さん方には、検討のいいお話だと感じておりますので、十分その辺の内容を周知をしていただいて、より広く皆さん方がこういったいい取組をしながら、地域

づくりに生かしていただきたいなというふうに思いましたので、その辺の伝達といいますか、情報発信をよろしく願いいたします。

今回は、SDGsの未来都市の推進事業と地域コミュニティづくりを質問させていただきましたが、どうしても私たち市民がよく理解をして、そういった市の取組に対して理解して、自分の自主性といいますか、やってみようというそういう気持ち、前向きな一歩、二歩ができるように、私たちもこれは進めていかなければ、せつかくの、変な言い方ですけど、市政でいわゆる税金を使つてのいろんな取組になりますので、そこら辺をこれからは私もしっかりさらに勉強をして頑張ります。

一般質問終わります。ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。武原議員。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） こんにちは。3番、武原由里子が、通告にしたがひまして、大きく3点質問いたします。

まず1点目、市長の説明責任と再発防止について。2017年5月の彦根市政治倫理審査会報告書によりますと、市長は自らしかるべき時期に説明を行うと明言されています。今回、民事訴訟の判決の確定に当たって、ホームページ、ケーブルテレビ、市報などで広報されていますが、この市民への説明責任が十分果たされているかどうか、考えております。ぜひ記者会見や市民との対話、オンラインを含む対話の場が必要だと考えます。また、再発防止の徹底のため、記者会見や対話の場の様子を動画、アーカイブに保管し、いつでも市民が検索、視聴できるような再発防止策を確認できるようなシステムの構築が必要だと考えております。

お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原由里子議員の質問に対する、理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 3番、武原由里子議員の御質問にお答えいたします。

民事訴訟、損害賠償請求事件の判決確定に当たっては、御承知のとおり市民皆様に対し市議会の中での御報告、並びに壱岐市ケーブルテレビ、市ホームページ、市広報誌にて私からおわびと内容説明をさせていただいたところであります。その内容といたしましては、これまでの経過と判決結果、並びに判決結果を受けての私の考える4つの責任について、皆様へお知らせさせていただきました。

その説明の中でも触れておりますが、平成29年1月の刑事訴訟からこれまで5年間にわたり検察庁や裁判所において、誠実に細部に至るまでこちらの主張や説明を申し上げてきたところでありますが、市民皆様にその内容を御説明申し上げるには、限界もございます。また、議員御提案の裁判の内容に関して記者会見や対話の場を設けると、ある部分からのみの御質問、御意見等についてお答えするという形になろうかと思われまふ。そのような形でこちらの主張のみをお伝えすることは適当ではないと考えております。

双方の主張を踏まえ、裁判の中で出された結果が今回の判決文、判決内容であり、今回の判決結果を受けての経過や内容説明を可能な限り分かりやすくお伝えするよう、努めたところであります。こうしたことから、この件に係る記者会見や対話会等の開催は考えておりませんが、ただいま申し上げたように、これまでの全ての内容を精査された結果が、既に御報告申し上げた内容でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、今回の事例は、市長の裁量権の逸脱、濫用ということでございまして、一般的な再発防止の概念にはなじまないものと思っております。少し話が本来のほうとは少し外れますけれども、議員はかねてから広聴、広報に力を入れるべきとの御意見をお持ちであります。議員御指摘の動画をアーカイブに保管し、いつでも検索、視聴できるシステムを構築することにつきましては、行政の効果的な情報発信の一環として検討を重ねてまいりたいと考えております。

このことについて、本市では令和2年1月から市公式YouTubeチャンネルで動画による情報発信を行っております。これまでにアップロードした動画の内容としましては、いきっこ留学制度の説明、うらふれ体操に関する広報動画やスマートニュース、壱岐市チャンネルの設定方法の説明動画、直近では洋上風力発電に関する説明動画等があります。公式チャンネルの活用については、広報手段の一つとして活用を図るよう、庁内に周知しておりますが、動画のアップロード件数は計8本、チャンネル登録数は約60人ととどまっているのが現状であります。

十分な活用に至っていない理由といたしましては、撮影した動画を編集する必要があるという点だと考えております。動画の編集には、ある程度の技術と時間を要することから、職員が撮影から編集までを行うことは技術的な面や時間的な問題により、活用が進んでいないというのが現状であります。今後、こうした課題の解決及び効果的かつ効率的な情報発信に向け、事業の中で

作成した動画をY o u T u b eチャンネルでも公開する。他自治体の運用状況を参考にするなど、活用についての検討を重ねてまいります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 答弁いただきました。広報されている部分なんですけれども、今回、壱岐市自治基本条例第17条の2、市長等は市政の透明性を高めながら、市民への説明責任を積極的に果たすものとするという条文があります。これを基に今回も広報されたんだと思います。それがつい最近、私ももう一度ホームページをチェックいたしました。2月15日にアップされている内容が削除されておりました。

私も大変驚いて、何度も毎日何度も確認したんですけれども、やはりどこにもつながらない、削除されている。まだひと月もたっておりません。こういう状況で、なぜ削除されていたのか、私は大変驚きました。こういうことがあってはならないことだと思います。特に市長の考えを述べている大事な文の内容ですね、そこのホームページのところから完全になくなっているの、もう一度見たい、確認したいと思った方は、多分できない。そこまで到達できない。私もですね。私はプリントアウトしていたので、ものはあるんですが、やはり新しく見ようとするか、検索すると、ページのところまでは検索項目には出るんですけども、ページはもう削除されてありませんとしか表示されておりました。

これは大変問題かなと思っております。なぜ削除されていたのか、ちょっと御確認お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいま武原議員がおっしゃる今の御質問が、そのことが原因だったということを、今分かったわけなんですけれども、そこは私正直申し上げて、私自身が気づいておりませんでした。それはおわびを申し上げます。私は、今、市報では活字に残っております。そういった意味からしても、私の監督の不行届きであったと思っております。私も技術的なことは分かりませんので、上げられると思いますので、再度上げさせたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。ぜひ御確認いただいて、すぐに、早急に上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次の再発防止については、今、市長の答弁によりますと、今回は市長の恣意的なことということで、再発防止の裁量権の逸脱ということですね、ほかのことへの再発ということにはならないというふうに、今お答えいただいたんですけれども、私の考えとしましては、今回、市長の裁量権というところを言われましたように、幾つもほかの分野においても市長の裁量権っていうのは

あると思うんです。ほかの条例や規則、要綱におきましても、市長が認めるとか市長の判断でとか、必ず書いてあります。そこがやはり市長の裁量権ということで、今回と中身は違って、市長に対する裁量権はあると思いますので、やはりここではきちんと今回のことを反省、どこが間違っていたのかというところを踏まえて、再発防止に対するお考えをもう一度お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 武原議員の追加の御質問でございますけれども、そのことについては、今回、私は本当に反省をいたしております、条例も出しているというようなことでございますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今は反省したことを減給という形で上程しているっていうことですか。それでということですね。ということは、そこは反省ということで受け止めました。しかし、その裁量権の逸脱、濫用というところで、ほかの条例や規則、要綱に書かれていることに対しても同じようになりかねないということを、私は危惧していますので、その辺りの再発防止の市長としての思いというか、決意をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先日も申し上げましたけれども、そのことを忘れないために、24か月ということで条例も提出しております。今おっしゃいますように、そしてまた私はそのことについてやはり間違っているときは助言してくれということを部長会でも申して、やはりそういった中で自らを律していきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 部長会にもぜひ助言をいただきたいというところで、再発防止をそういう形で取られるということで理解してよろしいでしょうか。

今回、竜崎市自治基本条例第26条も見ておりました。市長は、市政に関わる、特に重要な事項について、住民の意思を確認するために必要に応じて住民投票を実施することができるとあります。この住民投票っていうことも、皆さん住民の意思っていうことが、今回、説明責任を市長としては果たされた。それが本当に住民にはそれが伝わっているのかどうか、実際のところ分からないと思います。この広報っていうのは、どうしても一方通行の今回の広報、ホームページ、ケーブルテレビ、市報、一方通行です。やはり住民がどうそのことに対して考えているのかっていうところで、私は記者会見や対話の場をとということで提案いたしました。

しかし、その必要はないというふうに、今、市長はお答えいただいております。そこで、住民投票で住民の意思を確認するっていう方法もあります。また、市長が言われております4つの責任の4番目、政治的責任、これは日本大百科全書というところで調べましたところ、政治家は社

会に対して包括的な影響力を持ち、その言動によって住民の生活が左右される。深い洞察力によって行為の結果を予見できる人でなければならない。選挙が政治的責任を問う機会であると政治的責任の説明をしてあります。

今回のことで、やはり市民は自分たちの思いを伝えられていないということに、かなりいろんなところから声があります。やはり市民は、市民の怒りの声っていうのがなかなか、多分市長には届いているのかいないのかっていうことなんですけど、なかなか表に出ていない声。ある市民の方は市役所の前に座り込みをして抗議をしたら伝わるだろうかとまで言われました。今回の1割カット、10分の1ですね、減給処分、これはあまりにも軽すぎる。道義的責任は、これでは果たせてないんじゃないかという声もあります。

やはり市民にはそういう市長の思い、説明責任がきちんと伝わって、それが市民は市長に伝えたいのに伝えられないというところに、今、大きな問題があると考えます。判決確定後、再度市民からの信託を受けてからしか、本来の市政運営は継続できないと私は考えております。壱岐の未来を考えて、住民の意思を再度問う、住民投票、または選挙という行為を通して、市政の運営を継続できるのではないかと思います、市長、その辺りの考えをお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この件に関しては、市民の皆さんもいろんな御意見があると、十分承知をいたしております。ただ、私は判決の内容について、市民の皆様は今、武原議員は一方的とおっしゃいましたけれども、その内容について御説明を申し上げて、御理解をいただいたというふうに思っておるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 一方的っていうのは、全員がそう思っていることはないんですが、やはり市民の声が届かないっていう方からは、もう大変市民は多分対話をしたいっていう、市長に対して自分たちの思いを市長聞いてくださいっていうのが多分一番だと思います。そこがなくって、今、減給、この上程の案で市民が納得して、このまま続けられるのはどうなのかっていうところを考えている市民の声があるっていうことを伝えて、1番目の質問を終わります。

続きまして、第2点目です。自殺対策の取組についてです。今回、壱岐市の自殺死亡率は県下でワースト1というところで、過去のデータになるかもしれませんが、また長引くコロナ禍において、経済的にも精神的にも苦しい住民が増えております。壱岐市のいち支える自殺対策計画、壱岐市の自殺対策の取組、誰も自殺に追い込まれることのない壱岐市を目指して策定された計画が令和4年度改定になりますが、現段階の中間評価、目標達成状況、及び具体的な取組状況について、お尋ねいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。



〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 3番、武原議員の御質問にお答えをいたします。初めに、壱岐市のちを支える自殺対策計画の策定につきましては、策定年度である平成30年度の国からの報告において、過去の本市の自殺死亡率が長崎県内でも高い状況であること、キーワードが高齢者、生活困窮者、自営業者であること、さらにその要因も健康、経済、家庭問題など、複合化していることが示され、この対策は健康部門だけでは進められるものではないという判断の下、市長を本部長とする壱岐市自殺対策推進本部を設け、全庁横断的な取組としまして、19課21名のワーキング職員を選出し、市役所以外の医療、福祉、警察、法律事務所などからも御助言を仰ぎながら、ワーキンググループの中で現状や課題、今後の取組につきまして議論し、計画に盛り込んだところでございます。

中間評価と目標達成状況につきましては、数値目標の1点目、平成28年度人口10万人当たりの自殺死亡率30.0人から、目標年度令和4年度を24.0人と設定をいたしておりますが、令和2年度は22.7人となっております。平成30年度は長崎県内ワースト1位でありましたが、令和3年度は14位、令和2年度は4位と、人口10万人当たりということもあり、年度間の変動が大きい状況であります。平均しますと依然としまして高い割合で推移しているものと認識をいたしております。

2点目の睡眠が十分取れていない人の割合は26.4%から、目標年度24%と設定をいたしておりますが、令和2年度は26.1%であり、横ばいで推移しており、未達成となっております。3点目の市役所の自殺対策研修は、4年後の市職員の受講率を70%以上と設定をしておりますが、令和2年度に総務部門で開催された講習会への参加は、保健師、栄養士は100%の参加となっておりますが、全体では25%の参加となっております。

次に、具体的な取組状況としましては、計画を推進するに当たり、ガイドブックの作成、ワーキング会議の開催を行ってまいりました。また、市民の皆様にも分かりやすくお伝えするため、計画の市民版を作成いたしております。壱岐市のキーワードである高齢者、生活困窮者への対策としましては、地域包括支援センターや社会福祉協議会の相談職員、4町の民生委員、またヘルスメイトの方々にゲートキーパー研修を行い、啓発を行ってまいりました。

しかしながら、コロナ禍の中で集会等の場が制限されたことや、感染拡大防止へのワクチン接種が最優先課題となり、この1年半は十分な活動を行うことができず、歯がゆさを感じております。コロナが落ち着きましたら、壱岐保健所と連携し、早急に取り組みの評価を行ってまいりたいと考えております。

また、自殺願望などに陥る前段階での対応としまして、心の健康づくりやストレス解消など、日常の生活の中で取り組むことの重要性につきまして、市民皆様に関心と理解を深めていただく

ために、市報等、広報媒体を活用し、広く周知を図りながら、悩みを抱えている方々へ産業振興・商工部門そして地域と連携し、声かけや見守りの輪を広げ、細やかな相談体制づくりの充実を図るとともに、長引くコロナ禍による行動、社会活動の制限が自殺者数に影響を与えていることなどの因果関係を分析し、次期見直しに当たり、新型コロナ対策を含めた内容を盛り込んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 詳しい答弁、ありがとうございます。今回、私がなぜこれを取り上げたかと申しますと、今年1月の3連休に、ある方からお電話がありました。年末年始、食べ物もなく、お金も底をついて、仕事もないんです。結局、何とかコロナ禍もあって、仕事も本当にない状況の中、自分でどうにかしようといろんなネットビジネス等にも手を出されて、最終的には多重債務に陥っておられました。年末年始ですので、相談窓口もなく、対応できる、相談できるところもなく、本当に1人で悩み、もうちょっと本当にうつ状態ですね、食べる物もなく、このままだと自分はもう生きられないかなってということでお電話がありました。

やっぱりその方は、障害手帳をお持ちです。高齢です。そして独居でした。全くお1人で悩み、何とか年を越して、連休だったのでどこにも頼れずに、たまたま私のほうに電話があったんですが、やはりこういう方がほかにもいるんだろうなど、そのとき考えました。そしてどういう支援体制があるのかって、まず私も対策をいろいろ見たときに、先ほど言われましたように生活困窮者、社協さんですね、あとまたケアマネージャーさん、民生委員さん、本当にいらっしゃいます。しかしなかなかそのSOSを、その方は発信できなかった。何とか自分でどうにかしようと思って、頑張っておられた。生活保護だけは受けたくないんですって、ずっとおっしゃっていました。

でも、もう本当にそれは無理な段階までこられて、今、多重債務精算のために法律事務所と相談もされ、今回、自己破産、また廃業、そして生活保護という今の流れで手続きをされておられます。本当に1人で困られていました。タイミングが本当に年末年始ということもあったんですが、どこにどう頼っていいのかも分からなかったみたいです。そこで、幾つかサポートの場所をおつなぎいたしまして、今はきちんと対応してもらって、すごく今は前向きに次の、自分も何とか生きていくための手続きを今やっていますということで、少しだけ安心しております。

やはりこういう方も本当にうつ状態になられて、食べ物もない、お金もないような状況を何とか周りがサポートできる体制っていうのがやはり必要だなと感じた、今回、その自殺対策、どのようになっているのかってところで見えていました。先ほどもストレスに対する市民のチェックシートとかも、この計画の中にはちゃんとつくってありました。本当にきちんとしたものをつく

られていますので、これをやはり市民は有効利用できていないなど、私も知らなかったんですけども、そういうチェックシートで日頃から自分の心の状態、また自分の家族や周りの方にもそれを進めるような取組を、今後されていくってことですので、ぜひこのストレスチェックシート、ぜひ市民の目に触れるような形で、使えるような形でしていただきたいなと思います。他地区では、実際、このシートではなく、ストレスチェックのアプリ、アプリ化をして、ネット上にも上げている自治体もございました。ぜひ、今度からそういうことも考えていただきたいなと思います。

また先ほどもゲートキーパーの研修ということも言われました。これもすごく大事です。社協の方、民生委員さん、ヘルスメイトさんというところでいわれておりますが、またそのほかの方々へも対応の仕方が、その方だけではないと思いますので、ぜひ市民の方にもそういう研修の場をつくっていただきたいなと考えております。

今のところ、そういう研修の機会は、市民向けには何か考えておられるでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） まずチェックシートのアプリ等の活用につきましては、今現在、コロナ禍の中でもありますし、市民の皆様が活用できるようにホームページ、またLINEのアプリ、そういったもの等に載せてまいりたいと考えておるところでございます。

それとゲートキーパー研修につきましては、なかなか今、集いの場というのが制限をされている状況もありますけれども、公民館等からそういうふうな要望等が上がれば、こちらのほうも感染対策を図りながら、行ってまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。先ほどストレスチェックシートですね、それプラス相談窓口の一覧というのもあると思います。これもぜひ市民向けに、先ほど市民版のパンフレットをつくったっていうふうにおっしゃられました。それにも書いてあるんですけども、やはりもう一度ホームページ等で見やすい形で、こういうのがあれば相談をしたい方、また受けた方も調べやすいかなと思います。ぜひお願いいたします。

あと、またその相談窓口も、通常ですと平日の昼間の時間しか書いてありません。やはりこういう心のうつ状態な、健康のお悩みの方などは割と夜の時間とか相談があつたりします。最近ではSNS相談とかもあるようですので、そこら辺のも載せていただくとありがたいかと思います。一番は夜間休日対応の窓口が少ないというのが、すごく問題だと思います。

次は、今、壱岐ではかなり自殺の方が多い、特に中高年の男性が多いっていうのが、多分壱岐の特徴だと思います。そうなりますと、この自死遺族の、特に子供たちもいると思います。こういう子供たちへの対応等は今まで何かされておりましたでしょうか。お尋ねです。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 武原議員の質問にお答えをいたします。壱岐市の自殺の特徴としましては、働き盛りの40代、50歳代の自殺の増加が見られるという報告も上がっております。そういった中で、子供さんに特化した相談というのは、今のところこちらのほうも受けていないわけですが、やはり複合的な要因が関連をしておりますので、各部門と連携を図りながら、相談体制の構築を図ってまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） すいません、私の説明が悪かったですね。自死遺族ですので、親が亡くなったお子様に、子供に対する支援っていうのが何か、今まで壱岐市ではあったのかなと思ってのお尋ねでした。よその地区では地域では、自死遺族の会とか、そういう自助的なグループもあります。どうしてもこういうデリケートな問題ですので、各お一人お一人が悩みを1人で抱えておられるので、やっぱりそれをお互いに自主的なグループをつくって、そういうケアをお互いに行っているようなところもあります。またそこに親が亡くなった子供たちっていうのも、自死遺族の遺児もありますので、そういう面も次回の計画等に生かしていただきたいと思っております。

また次が最後になりますが、前回の計画のときのアンケートにもありました、壱岐病院の精神科についてです。病棟の復活や緊急救急医療体制、精神科のですね——が必要だ、また精神科の夜間や休日の体制整備もぜひ必要だということで、アンケートにも記載がありました。恐らくこれは今も変わっていないかと思っておりますので、次の計画等もお願いいたします。

最後に、次年度の自殺対策計画の策定に当たり、やはり貧困や介護、メンタルヘルス、ひきこもり、多重債務など、様々な問題に配慮する必要があります。自殺の背景には、必ず孤立、孤独が潜んでおります。現在の支援体制の課題を踏まえ、ウィズコロナに対応した誰一人取り残さない支援体制の強化、また居場所づくりや地域の見守り、支援者の育成、庁内連携や地域ネットワークなど、包括的な支援が必要と考えます。ウィズコロナに対応した自殺対策強化の推進について、自殺対策推進本部長として、決意と今後の方向性について見解をお願いできますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） この自殺対策につきましては、県が今、最も力を入れておりまして、私も平成30年に初めて県の会議に参りまして、そのときに壱岐はワースト1だと、実際耳、それから資料に目を疑ったんです。そしてこれはいけないということで、課長と一緒にいったんですけど、どうかしようということ。ところが、それからなかなか自殺が減りませんでした。私も身近な人が自殺をしております、家族の方に何があったんですか、どういう悩みがあったんです

か、それが極端に言えば、奥さんがそれが分からないんですとおっしゃる。そういった自殺というのは本当に何が原因か分からない。

しかし、今、議員おっしゃるように、貧困であるとか、精神的なものであるとかいうのは大きな要因だと思っております。ぜひその自殺防止対策について、市役所を挙げて取り組みたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。3月は、実は自殺対策強化月間となっております。ぜひ次年度の計画に向けて、庁内連携を取って、また計画を各団体とも含めてつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは3点目の、壱岐市地域福祉計画、壱岐市障がい者計画について、質問いたします。市長の3月の施政方針でも述べられました地域福祉の推進についてというところで、令和4年度から5か年計画として第3次の壱岐市地域福祉計画と壱岐市障がい者計画が策定されております。それについて、質問です。今回、全て見させていただきました。素案について、アンケートも、中高生も含めて3種類のアンケートも実施されておりました。大変詳しいアンケート、そのアンケートの結果を見ますと、やはり市の福祉サービスや福祉活動の情報提供が不十分、福祉サービスの内容や利用方法などの情報、困ったときの相談できる機関や窓口に対する情報がもっと充実させてほしいという結果が出ていました。

やはり弱い立場の方、いろんな苦しみ、悩み、取り残されやすい人々の声を生かした、サービスの改善における具体的な取組の事例等ありましたら、お願いいたします。また、地域福祉の増進のため、壱岐市が今後最も優先課題として取り組むべき施策等についてもお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 3番、武原議員の壱岐市地域福祉計画、壱岐市障がい者計画についての御質問にお答えをいたします。まずこのたびの計画の策定に向けて、先般実施いたしましたパブリックコメントに対しましては、議員の皆様をはじめ、市民の皆様に貴重な御意見をいただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。いただいた御意見につきましては、できるかぎり計画に反映させていただいておりますので、改めてお礼を申し上げたいと思います。

さて、現在、壱岐市では福祉に関する相談窓口として市民福祉課や各支所等での対応をはじめ、高齢者、障がい者、子育て等に関する相談についても、各担当相談窓口において対応いたしております。今回、壱岐市地域計画を策定するに当たり実施したアンケート調査の結果を見ての御質問でございますけれども、改めて補足でアンケート調査の内容を説明しようと思いましたが、時間がないようですので、ちょっと省略をさせていただきます。

質問の、弱い立場の方へのサービスの改善における具体的な取組事例としましては、一例でございますが、障害福祉事業につきまして満65歳に到達すると介護保険へと移行するのが原則ですが、利用者の意向や障害の特性を考慮して、介護保険と障害福祉の併記を認めたり、介護保険に移行せず、障害福祉事業を継続して提供するなど、市の判断で柔軟に取り組んでいるところでございます。

壱岐市が最優先課題として取り組むべき施策についての考え方として、高齢者や障害のある人が積極的に社会参加することができるよう、これまでどおり公共施設等のバリアフリー化を一層進めることはもちろんでございますが、多様化するニーズと個々の置かれている状況により柔軟に対応するためには、各種施策に総合的に取り組むことが重要であると考えております。また、行政ができることには限度もございますので、自らの努力や隣近所、さらには地域の支援、またボランティアや民間事業所等の事業による展開も必要となつてまいります。

市としましては、壱岐市地域福祉計画の基本理念として掲げております誰一人取り残されることのないよう支え合い、尊重し合い、安心して自分らしく生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、自助・互助・共助、そして公助が連携した地域共生社会の実現に向けて、計画に掲げた各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（石尾 正彦君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 時間がないので、すいません。今、具体例を一つ上げていただいたんですけど、私からもちょっと2点ほど御紹介いたします。前回、聾唖の方がファックスが壊れたということで、ファックスの機器の買い替えですかね、そのときにすごく補助していただいてよかったということをお大変よろこばれておりました。やはり御本人はそういう補助があることすら御存じないんですので、今回、故障して困ってあったときに、そういう補助があるっていうことを市役所の方から教えていただいたことをすごく感謝されておりました。やはりそういう方がほかにもたくさんいらっしゃるのではないかと思います。まだ知られない方も、ぜひそういう補助もある、いろんな機器や、今はサービスもありますので、お伝えしたいと思います。

またその方も、恐らく適用されるんじゃないかと思うのが、障害者軽度生活援助というサービスがあると思います。多分そこは御存じないみたいですので、買物支援を、今ボランティアの方が支えておられます。そういう事業の補助等あることもお伝えしたいと思います。あと、耳が聞こえないので、玄関のチャイムが分からないということです。だから、そういう方には室内の信号装置っていう機材もあります。そういうのも、その方に御提案とかできれば対応できるのかなと思いますので、一人一人いろんな障害も違いますが、そこに合ったサービスがいろいろあり

ますので、そこら辺を御本人はなかなか見つけられません。ぜひ行政のほうでそういう、ありますよ、いかがですかということをお伝え願いたいと思います。

今、困ってある方を支えるボランティアがいらっしゃるんですが、なかなかその方も高齢になっておられます。みんなで助け合いながら、補い合いながら、できるサービスは受けていただき、よりよい、困っていることを聞いて、その解決するための支援策をぜひお願いいたします。

もう一つ、3月の市報にも載っておりました。ひきこもりに対する相談窓口として社協の壱岐市生活相談支援センター、また保健所のひきこもり地域支援センターとありました。市役所内では、そのひきこもりに対する対応は特別されていないということではよかったのでしょうか。一応、市報にはその二つしか書かれておりませんでしたので、もうそちらで対応するということですね。分かりました。

一つ、民間団体として、今、壱岐市のほうでは佐世保若者サポートステーションという厚労省からの委託事業で、15歳から49歳までの氷河期世代の方への就労支援等ですね、ひきこもりの方も含めたいろんなサービス等も行っておりますので、これも一つ御提供しておきます。保健所がひきこもりの支援のときに、前回、研修会がありまして、不登校とひきこもり支援ということでありました。実際、今、壱岐市内でも不登校でお悩みの方の声がありまして、いろんな情報を求めておられます。そういう方に、小中学生はまだ学校や委員会が対応されているんですけども、高校中退者、通信制高校、無職者、そういう方々への対応も今後必要になってくるかと思えます。ぜひそういう制度からこぼれ落ちるような方々も中にはいらっしゃいますので、ぜひそういう方にも目を向けていただいて、必要な支援等を考えていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日3月11日金曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっております。壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時50分散会

---

令和4年 壱岐市議会定例会 3月 会議会 議 録 (第5日)

---

議事日程 (第5号)

令和4年3月11日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

9番 赤木 貴尚 議員

14番 市山 繁 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鶴瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 土谷 勇二君	16番 豊坂 敏文君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	吉井 弘二君	事務局次長	山川 正信君
事務局係長	折田 浩章君		

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 白川 博一君 副市長 ..... 眞鍋 陽晃君



教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

本日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました東日本大震災から11年目にあたります。この震災により、犠牲になれた全ての方々に議会を代表して、哀悼の意を表します。市民皆様におかれましても、震災の発生時刻、午後2時46分に黙祷を捧げられますことを、お願い申し上げます。

それでは、会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。沓岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

### 日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、9番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（9番 赤木 貴尚君） 皆さん、おはようございます。まず、世界情勢において、2月24日、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が現実のものとなりました。国際秩序を揺るがす行為に、世界は激しく動揺し、ウクライナ危機は私たちが暮らす日本にも深刻な影響を及ぼそうとしています。

沓岐市議会においては、ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議を行いました。ロシア政府は一日も早く、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させ、誠実に国際法を遵守し、平和的対応を行ってほしいものです。

本日は、先ほど議長もおっしゃいましたが、3月11日、東日本大震災が2011年に起きて11年目を迎えます。地震が起きた時刻は午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード

9.0の巨大地震が発生しました。復興庁によると、災害関連死を含め、これまでの死者は1万9,747人、行方不明者は2,556人、全壊した住家被害は12万2,005棟と、2022年2月現在、今も3万8,139人が避難生活をしているとのこと。

改めて、東日本大震災による亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、その御家族や被災された方々に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、赤木貴尚が通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、大きく2点、コロナ終息後の観光需要に向け、観光地の整備点検や観光地への道路整備についてと、壱岐市成人式の令和6年からの開催について、還暦式の開催についてということ質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

まず、1点目、コロナ終息後の観光需要に向けて観光地の整備点検や観光地への道路整備についてです。

コロナ終息後の反転攻勢に向け、壱岐市内の観光地整備点検を行うべきと。壊れた音声案内、撤去すべきは撤去し、案内板の点検やトイレの整備や除草などを、早急に整備点検を行ってはどうかということで、なお、コロナ禍において整備点検を行ったことがあれば、御報告を受けたいと思っております。

この点は、観光関係ということで、もう一点は、建設課に対してだと思っておりますが、観光地への道路整備です。現在、壱岐市の中でも多くの観光客が訪れる観光地への道路で、近年のバスの大型化で道路の拡張も必要ではないかなと思っております。その整備等も視野に入れたことが必要と考えますが、壱岐市の御見解をお聞かせください。

執行部の答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。赤木議員のコロナ終息後の観光需要に向けての整備点検等、コロナ終息後の反転攻勢に向け、壱岐市内観光地の整備点検を行うべきと。また、これまで行った整備点検の内容についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、音声案内につきましては、市内の主要観光地へ21か所設置をし、観光客等への音声による観光地の詳細情報など、観光サービスを提供をいたしております。しかしながら、平成13年度に整備し、20年が経過をしており、また屋外設置のため1年に数か所程度の故障が発生している状況でございます。

以上のことを踏まえ、また加速するデジタル化に合わせ、令和2年度、そして本年度令和3年度に、観光地に設置するQRコードを読み込むことで、日本語及び多言語、これは4か国語にな

りますが、による観光情報の閲覧、そして音声案内の視聴ができるように整備を進めており、令和4年度からの運用開始といたしております。なお、今後はQRコード設置整備についての情報発信に努めてまいります。

観光案内板につきましては、観光地へ快適に誘導案内するための、観光インフラとしての整備を進めてまいりましたが、加速するデジタル化により、その役割、そして必要性が徐々に低下しつつあること。また、景観面からも必要最小限度との御意見もあることから、今後は破損等による更新の際に、必要性を判断し、撤去を含め対応をしてまいります。

公園等のトイレ整備、除草につきましては、利用頻度や現地の状況に照らし合わせ、清掃回数などを決め、その管理を委託により行っておりますが、引き続き適正管理に努めてまいります。

なお、コロナ禍に行った整備点検内容につきましては、議員おっしゃるとおりコロナ終息を見据えた環境整備も必要であると判断しており、観光課職員による現地確認を行い、岳ノ辻園地の階段への手すりの設置、筒城浜のふれあい広場、大石児童公園、万葉公園、イルカパークの遊具への全面塗装、猿岩・岳ノ辻園地のベンチ修繕及び塗装、観光案内板の点検、そして岳ノ辻園地、串山公園遊歩道の除草や伐採などのほか、県所管の岳ノ辻園地の転落防止柵等の更新要望などを実施しており、また観光客などに公衆トイレを快適に御利用いただくため、洋式便座の暖房便座化を令和4年度より計画的に実施することと予定をいたしております。

以上、コロナ終息後、早期の観光需要回復のため、観光地の適正管理に努めておりますが、再度、現地点検などを実施をいたしまして、本市の観光地を多くの観光客に快適に御利用いただくための環境整備に引き続き努めてまいります。

私からは以上でございますが、この後、建設部からの答弁となります。よろしく願います。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 9番、赤木議員の御質問にお答えをいたします。

観光地への道路整備につきましては、現在、郷ノ浦町里触の県道郷ノ浦沼津勝本線から猿岩へつながる一級市道黒崎線及び、芦辺町住吉前触の国道382号線から湯ノ本地区へつながる一級市道住吉湯ノ本線の2路線について、道路改良事業を進めております。

観光地へアクセスする道路改良につきましては、大型観光バスと一般車両の離合が可能となりますよう、基本的に全体幅員7メートルの2車線で整備を進めており、また事業延長も長く、多額の事業費が必要となることから、財源として補助率の高い国の社会資本整備総合交付金を活用しております。

令和4年度において、現在事業中の一級市道住吉湯ノ本線の事業完了を予定していることから、令和5年度には新規路線の事業化を予定しております。今後についても観光地へアクセスする道路という社会資本整備総合交付金の交付要件に合致し、かつ改良要望のある路線について事業化を検討して、計画的に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 要点をしっかりとまとめていただいて、短い答弁でありありがとうございました。

まず、観光地整備についてですが、令和4年度からQRコードの案内板の設置を進めていくというお話をいただきまして、QRコードを利用した、ちょっと私なりのアイデアを幾つか今から再質問でしていきたいと思いますが、QRコードを携帯電話で読み込んで、いわゆる観光地に訪れた方が携帯とかタブレット端末等で、その情報を得るという仕組みにしていくということなんですが、QRコードは、ちょっと作ってきましたがこういう感じのなんか四角のもじゃもじゃもじゃとしたようなものがQRコードといわれることですね。

これを、携帯またタブレット端末等のQRコードを読み込む画面でこれを読み込むと、いろんな観光地の案内が出てくるということですが、QRコードについてちょっと私のほうでアイデアを出したんですが、壱岐市のQRコードパンフレットというのはどうかなと思っております。これは、どういうふうを利用するかというと、実は先日タクシーの運転手さんが観光地を案内するときに、いろんなお話をされる方もおられれば、観光案内板をそのまま見せられる方もおられるんですが、やはり観光客からすると詳しいことを聞きたかったりするんですが、QRコード自体を、タクシーから降りてQRコードを読みに行くっていう行動しなければいけないですが、私のほうとしてはこのQRコードを一覧にまとめて、タクシーの運転手の後ろの席に貼り付けておくのはどうかなというのを思いました。

なぜなら、大雨が降って降りられない場合に、QRコードを取りに行くにはかなり大変だとか、高齢者の方で降りて歩けないとか、そういう方たちの対応として、もう一つはタクシーの運転手さんも詳細のことを説明はできないけど、お手持ちの端末でこのQRコードを読み込むと観光地が詳しいことが分かりますよっていうような、説明ができるんじゃないかなと思いました。

令和4年度からQRコードを使っての観光地の案内をするのであれば、できればこれを一覧表にまとめていただいて、タクシーとか、バスとか、宿泊施設、あとは観光連盟等に置いていただいて、これを持って移動してもらおう。「壱岐ちやり」の利用者とかにもこれを渡して、観光地に行かれたときに、これを読み込むと分かりやすいですよ等の案内をされると、より一層観光地を

理解してもらえないのではないかなと思いましたが、ぜひこういうことにも取り組んでいただきたいなと思っております。これは、私が昨日の夜作ったんですけど、QRコードは簡単にパソコン等でもできますので、どなたでもできますので、安価にできると思いますから、ぜひ取り組んでいただきたいなと思っております。

このQRコードを読み込むときに、携帯またはタブレット端末の電波が届く届かないというのが、また問題点になってくると思うんですね。例えば、猿岩とかはちょっと電波が悪かったりします。位置的な問題があるんでしょうけど、そのときに携帯の端末によっては、いろんなキャリアといって会社とつながっているんですが、その会社次第では電波が届かない携帯もあったりします。だから、そこをどうにか対応しないと、QRコードを読み込めない。QRコードを用意しているけど、電波が届かないから読み込めませんでしたでは、対応できない。電波が届かなくてもQRコードが読み込める仕組みもあるんでしょうけど。

その電波をいかにつなぎやすくするかというのは、壱岐市では以前から取組をしているんですが、フリースポットWi-Fiといって、Wi-Fiでつながる日本一の島というのが取り組まれていたと思うんですが、今も現在、フリーWi-Fi等でインターネットがつながる状況を頑張っていると思うんですが、なかなか観光地によってはWi-Fiも届かないところがあったりするというので、これまたちょっとまたアイデアを申し訳ないですけど、東京都ですね、東京都だからできるのかというところもあるんですが、公衆電話を利用したWi-Fi整備というのが行われていました。

これは、NTTと東京都と、NTTですね、NTT東日本が連携して、この東京フリーWi-Fiという整備を行っているそうです。提供背景と目的というのは、東京都では都の情報発信の向上、訪日外国人の利便性向上、災害時の安否確認や情報授受の手段として2015年から都内のWi-Fiアクセスポイントの整備を進めているということです。東京だからできるのかというところもありますし、でも必要性というのは壱岐市においても情報発信の向上だったり、外国人の対応とか、そういうのも先ほど令和4年度から取り組まれるQRコードには4か国対応されているということですので、ただインターネットの環境だったり条件が悪いとなかなか情報発信も、QRコードも対応できないということになると思うんですが、一つの案として公衆電話を利用したWi-Fi整備というのはどうかなと思いました。

ただ、このWi-Fi整備も公衆電話がない観光地はどうするんだということになるんですが、これで私なりに考えたのはトイレの電源を利用したWi-Fi整備というのはできないのかと、Wi-Fiの整備をするにあたって電源確保というのが問題点になるんですが、トイレは壱岐市においてもかなり整備されて、観光地にもありますので、その電源を使ってWi-Fiの環境を整備するというのはどうかなと思っていますので、この点をうまく整備していくことによって、

その案内板の活用もより広まる。情報発信、壱岐のことも世界中に広めてもらえるきっかけになるのではないかなと思いましたが、このような点を生かしていただきたいなと思って、本日これを持ってきましたので、ぜひ後ほどこの紙は部長にお渡ししたいと思しますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思します。

それで、改めて観光関係で幾つかお伺いしたいことがございます。先ほども、「壱岐ちゃり」という言葉を私のほうがいいましたが、壱岐ちゃりの利用者というのが本当に年々増えていった記憶がございます。増えていった記憶というのは、正直言いまして、コロナ禍で観光客も減っておりまして、壱岐ちゃりの利用も最近見てないんですが、先日2名の方が自転車に乗ってあるのを見ましたが、この壱岐ちゃりの利用実績等がもしもお手元に資料があるのであれば、お聞かせ願いたいなと思っています。部長の御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 赤木議員の壱岐ちゃりの利用状況等についての御質問にお答えをいたします。

壱岐ちゃりにつきましては、平成22年から開始をされ、現在100台所有をされておりました、壱岐の主要な体験プログラムとして観光客の2次交通としても需要が高まっております。利用状況につきましては、近年のデータとなりますけれども、令和元年度が1,862台、令和2年度は1,273台、そして令和3年度は2月末現在で1,429台となっております。

令和2年度、3年度におきましては、赤木議員のお話のとおり、新型コロナウイルスの影響を受けまして、観光客が減少しているということもございますが、ただ利用台数につきましては令和元年度と比較をいたしましても、令和3年度、これは2月末現在でございますが、令和元年度と比較しても約76%ということで、このコロナ禍の中では高い数字ではないかなというふうに考えております。コロナ禍、そしてこのコロナの終息後においても、壱岐市観光連盟の積極的な周知、そして取組などによりまして、壱岐ちゃりの需要は継続をするものと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。壱岐ちゃりですね、2010年（平成22年）から動き初めまして、私のほうの資料では平成26年は781台だったのが、翌年には1,046台になっていました。平成のお話ですが、平成26年は781台から平成27年は1,046台、平成28年は1,283台と、どんどんどんどん利用者が増えていって、令和元年度には1,862台という台数が利用されていると。

本当にコロナがなければと、たればでは申し訳ないんですが、本当に年間利用者2,000台もあり得るのではないかなと思っています。一日平均5台というところにはなりますが、本当に

利用者が多いなと感じるぐらい、私の家の周りをよく自転車が通っているのを見かけるということなのですが、実はこれコロナ禍においてもやはり移動手段で人と接したくないとか、接するのを避けるためにやはり自転車の利用というのが、かなり増えているのを感じています。

ちょっと、どういうところで感じたかという、自分の子供の受験でちょっと福岡市に行く機会がありましていったところ、自転車がすごく動いているのを見ました。やはり、人と接する機会を避けるために自転車の利用というのはありかなと思って、私も息子と一緒に福岡でレンタルサイクルの「チャリチャリ」というのがあるんですが、このチャリチャリを利用して、ずっと移動をいたしました。やはり公共交通機関を使うと、コロナの影響を受ける可能性もあるので、やはり人と接しない方法で自転車というのが選択肢でありました。改めて、自転車を利用するということを見ると、このチャリチャリというのは壱岐の観光地を巡るには、やはり観光客のニーズに応えるのにバッチリではないかなと思っております。

ますます今後も、壱岐チャリの利用は増えていくという中において、やはり利用者が壱岐市の道路を走っているときに、やっぱり危険を感じることもあるのではないかなと思いました。その危険的要素って何かと思うと、やはり道路の整備ですね。この件でまた増田部長の御答弁をいただきたいところなんです、やはり壱岐市の道路も生活用道路としての部分というの必要ですが、やはり観光地ゆえに観光面で道路の整備も非常に必要ではないかなと思っております。

自転車で走ると、じゃあどこに危険性を感じるかという、歩道を広げてというのはなかなか厳しいところがありますが、壱岐のあるあるというところ、移住の方とかにもよくお話を聞くと、壱岐に溝があってそこに蓋がないんよねって、側溝に蓋がないと。それを運転しているとすごく怖いというお話を聞きます。

先日、この道路のことをずっとお話をいろんな方に聞くと、レンタカーがこの前溝に落ちてね、それを持ち上げたよという話も聞きました。やはり全ての溝を蓋をするのが理想なんですけど、やはりそういう視点からも観光の方が自転車で移動したり、レンタカーで移動するときに、やはりそこに危険性があると、イコール市民の生活においても危険性があるということで、やはりそういうところの整備も必要ではないかなと思っております。

今回というか、いろんな方たちにお話を聞く中で、バスの運転手さんとかタクシーの運転手さんにお話を聞きました。観光地に、観光の方を連れていくところに、まず絶対に連れていくところはどこかというのを聞くと、猿岩というお話をいただきました。ああ、そうだな、猿岩ですねって話をして、猿岩の道路も今は整備をされて、今後もやはり一番最初に、一番多く観光の方をお連れする、私もそうですけど、において猿岩に向かう道路がきれいになるということは、大型バスの離合もしやすい状況になるんだなと思いました。

じゃあ、2番目にどこですかって話を聞くと、まずね、郷ノ浦港を降りて一番最初に行くところ

ろはねっていう、岳ノ辻なんよっていう話でして、ああと、そうですね、岳ノ辻ですねって、やはり郷ノ浦港からのお客様を一番最初に岳ノ辻に連れて行って、壱岐全体を見せて、これから壱岐の観光ルートをお話をするというお話をいただきました。ああ、なるほど。岳ノ辻は、駐車場を降りて展望台まで少し歩くので、じゃあもう元気なうちに最初に連れていくのがいいですよっていうようなお話もしながら、という話と。

もう一つは、逆に最後にも連れていくよっていう話でした。最後に、どういうことかという夕日を見せにいくと。なるほど。やはり壱岐で一番高いところですので、見せ方というのは最初に持っていくのか、最後に持っていくのか、やっぱりいろいろバス、観光関連の方たちもいろいろ工夫されているんだなというのを感じました。

その点でいうと、岳ノ辻の道路というのはじゃあいつ整備されたのかなと思うと、私が生まれた頃じゃないかなということにたどり着いた。昭和44年の大体9月ぐらいに今の平成の天皇が皇太子時代に壱岐市にお見えになったときに整備されたのではないかなという記憶があるんですが、そこは定かではないですが、それぐらいに整備をされて、現在、舗装等はきれいになっていますが、先ほどの壱岐ちゃりの話で側溝のことを考えると下から、登山口から上まで全て側溝があって、それも結構高いところから水が下りてくるのを計算して、割と深い溝が掘られてあって、全て蓋がかぶっていないという状況で、やはりここも私が記憶するには免許取りたてのときによく岳ノ辻に上ったなと思いますが、やはり溝があって危険性を感じたと。観光のバスも多く行くということであれば、やはりそういうところの整備、本当に早急に、計画的に地元の要望も必要なんでしょうけど、考えるべきじゃないかなと本当に思いました。

バスの運転手さんに聞くと、これ暗黙の了解というか、申し合わせ事項があって、そういうことがあるんですかって、一つありました。これ、おつなぎしますので、まず大型バスは郷ノ浦方面の、いわゆる片原方面から上って行って、志原の玄海酒造さんの横に下りていくという申し合わせ事項があるらしいです。これ、一方通行に定めてあるそうです。なぜかという、バス同士が離合できないということにならないように、こういう申し合わせ事項を自ら設けて、バスの島内観光のバスはそういうルールを定めてあるそうです。

こういうことをやっぱり壱岐市にしっかりつなぐのが私たちの仕事かなと思いながら、今回ぜひこのことを伝えますということなんですけど、こういう要望というのはなかなか地元からの要望もなかなか、地元としては分からないこともあるだろうし、観光関連の方だけでこのような申し合わせ事項を本当に守ってあって、安心安全に、壱岐のいい思い出をつくるためにこうやってルールをつくってあるんだなということに気づきました。いろんな方法で要望活動もあるんですけども、こういうこととしてあるので、ぜひ今回おつなぎして理解していただいて、計画に何か入れていただいて、対応していただきたいなとすごく思っております。特に答弁は求めませ



んが、以上のようなことをおつなぎしたいと思います。

観光のことについてお話をしていますが、市長もよく鳥の目とかいうお話をたまにされたのをちょっと記憶があるんですが、行政というのは虫の目、鳥の目、魚の目、虫の目、虫の目を2回いきましたね。で見るべきというというお話を、ちょっと調べているとありました。虫の目というのは、間違えがないか、細かいところまでチェックする目だそうですね。鳥の目は、俯瞰的に広い視野で見る目と、魚の目とは潮目だったり、トレンドを読む、つまり世の中の動向を読み込む目ということだそうですね。観光については、やはりそういう点では観光客の目線で道路だったり、いろんな環境が適正かどうかということを見てほしいなと思います。

今回、感じたのはバスの運転手さんの目線と、バスの運転手さんの目線、じゃあどうということかという、バスの運転手さんからしたら、道路にはみ出してくる木々がやはり邪魔なので中央車線を広がっていかざるを得んと。実はこの話を聞きながら、道路に立って話していると、確かに僕らの車だったら低いなど。バスの運転手さんからすると、高い位置に意識があるから木々が、自分たちの乗用車にとっては大丈夫だったりするんですけど、バスの運転手さんからするとすごく出ている。それがバスを、これバスの運転手さんの話では、微妙に傷つけるっていう話をされたんですけど、そうなんですよね。バスにさささささって当たって、バスが傷ついていくんですよ。

ミラーが曲がったりとか、そういうこともあるそうです。本当に、非常にどこにその補償を求めていいかということになるので、微妙に傷つけるというのは本当におっしゃるとおりで、どこにも言いようがなく、細かな傷がついてバスが傷んでいくということにつながるんだなと思いました。バス運転手さんの目線、そして今回お話いただいた中でバスガイドさんのお話もありました。バスガイドさんの目線、やはりバスガイドさんは多くの観光客の方々からいろんな意見を聞いて、それをどこかに伝えたいけど伝える場がなかったりということがあったと思います。いわゆるバスガイドさんの目線。

タクシー運転手さんの目線、目ですね。それと、観光事業者さんの目という、幾つかの目線でやっぱり感じるべきだなというのが、非常に思いました。道路、観光施設やいろんな案内板やったり、道路整備ということについては、本当に様々な人たちの目線で感じる必要があるなということを改めて今回思いましたが、道路整備等については少子高齢化社会の進展や、市民のニーズの多様化、安全で住みやすい安心して暮らせるまちづくりが重要というのは、本当に私も理解します。このような中で、道路整備に対する要望については、効率的で効果的な透明性の高い道路整備を進めることは、本当に必要だと思います。

観光の島、壱岐として観光の目線ということで、道路整備をぜひ考えてほしいと思います。これは、地元の要望も含めてですが、観光団体の意見だったり、観光関連事業者の要望を改めて、

今回は観光に対する課と建設の課に対して私の質問をさせていただきましたが、部長同士もお隣に座ってありますので、横同士でしっかり連携して共通理解してどうにか、どのようにしたら一番いい方法かしっかり考えていただきたいなと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

観光について最後ですが、壱岐市の経済において、観光は島外からの外貨の獲得手段として非常に重要だと思います。今回、コロナ禍においてやはりそういうのをすごく、私も飲食店さんのお話聞きながら、やっぱり観光で来られる方の重要性を本当改めて感じました。日本国内の人口減少を前提とすれば、国内旅行者の減少と旅行者の奪い合いというのは、本当に予想されています。コロナ終息後の反転攻勢に必要なことは、壱岐市内の観光の高付加価値感を通じた質の高い観光、地域づくりだと思います。改めて、壱岐市の観光施設、観光環境を再度確認・点検をしていってほしいなと思います。

観光は、旅行業や宿泊業、製造業、飲食業などからなり、単一産業を示すものではないんですね。第三次産業として、観光業は物を壱岐以外に運び出してお金を得るものではなくて、観光客が壱岐に来てお金を落としていく産業です。壱岐市の経済においては外貨を稼ぐ産業として重要な意味を持つと思います。

観光連盟、宿泊業、交通事業者、漁業、農業、地場産業等の地域に根差した観光関連事業者や公共団体などが、様々な観光客が連携して、関係者がですね。感染拡大防止策を徹底した上で、壱岐ならではの自然、歴史、文化、食、イベントなどの観光資源を改めて磨き上げて、観光事業の回復で壱岐市経済を回復、目指していってほしいなと思いますので、よろしくをお願いします。今回、なんか私一人でしゃべっていますが、部長、何かありますか、答弁。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） まず、先ほど赤木議員のQRコードのパンフレットの御提案でございますが、大変ありがたい御提案を受けたというふうに思っております。今後、このQRコードにつきましても、やはり推進をしていくという中では、ただいまの御提案について十分前向きに検討をさせていただきたいというふうに思っております。

また、今後の観光についてのお話ございましたけれども、やはりアフターコロナを見据えた取組というのを推進をしていかなければならないということで、その指針となる第4期の壱岐市観光振興計画の策定について、答申を後日行うことといたしております。この基本方針といたしましては、旅行、教育旅行とかスポーツ、そして文化団体などの合宿の誘致、そしてサイクルツーリズムなどの取組としてもある旅行商品とか、滞在プログラムの充実、そして壱岐ちゃりを含めた移動手段の充実、そして観光施設の充実を踏まえた受入れ環境の充実というものを掲げております。

いずれにいたしましても、市民皆様、そして観光事業者皆様、そして壱岐市観光連盟等と連携

をいたしまして、アフターコロナを見据えた観光振興に取り組んでまいりますので、引き続きいろいろなアイデアとかいただければ大変ありがたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、2点目の質問に移りたいと思います。2点目の質問は壱岐市の成人式についてです。市長の施政方針にもありましたが、壱岐市の成人式開催等についてですが、もうシンプルに行きますが、壱岐市の成人式の令和6年からの開催をどのようにするかということと、還暦式の開催について御答弁を求めます。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 9番、赤木貴尚議員の成人式のことについて、私のほうから回答いたします。

御承知のように、民法の一部改正があり、その第4条の成年という条文の中で、年齢18歳をもって成年とするという、改められたことに皆さんの関心があり、成人式はどうなるんだろうということ、教育委員会としても協議を進めております。成人式の対象者をどのようにするかの協議をし、壱岐市の状況を考えたときに、20歳を対象とし、成人の日の前後等に式典を実施することが望ましいという判断に至りました。

この考えを壱岐市社会教育委員会、あるいは市長を交えた壱岐市の総合教育会議でも検討し、その後、壱岐市の校長会、両高校の校長先生方にも伝え、了解をいただいたところでございます。よって、壱岐市が主催をする成人式として、基本的な方向が固まりましたので、施政方針にも記すことができました。令和5年1月8日に実施予定の成人式の状況をしっかり観察し、成人者をはじめ、関係者から聞き取り調査をしながら振り返りをいたし、特に問題がなければ令和6年以降も、20歳を対象とした式典の成人式として実施をしていきたいと考えております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

〔市民部長（石尾 正彦君） 登壇〕

○市民部長（石尾 正彦君） 9番、赤木貴尚議員の還暦式の御質問につきまして、私のほうから回答させていただきます。

還暦式につきましては、壱岐市として還暦までの人生に敬意を表し、還暦を迎えられた皆様へのお祝いとともに、第2の人生の門出を祝うという意味を込めまして、毎年11月の第2金曜日に開催しているところでございます。

今年度も島外から100名を超える還暦の方々が出席されており、壱岐への帰省の機会にさせていただくとともに、同窓会の開催などにより、地域経済の活性化、そして壱岐市民と壱岐出身者の方々の絆を深める機会であると捉えており、今後とも継続して開催してまいりたいと考えております。

御存じのとおり、自治体が主催する還暦式は全国的に珍しく、県下では本市だけが開催しているものでございます。昨年も、コロナ禍の中、縮小しながらも開催することができ、私は還暦者として参加したところでございますが、第2の成人式として同窓生が集まり、絆を深める有意義な楽しい機会となりました。今後ともこれをよい機会と捉え、地元はもちろん島外からも多くの皆様に参加いただくことを心から願っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） 成人式については、令和6年度以降も二十歳で行っていくという御答弁をいただきました。しっかりそのような方針を定めていただくことが、やはり地域経済としましてはそこに関わる、女性だったら貸衣装とか、あとは美容室とか、あとは写真撮影に関する写真館さんとかのお仕事とか、そういうところをしっかりと明確に取り組みができるというところになるかと思えます。

一昨年だったかと思うんですが、コロナ禍で成人式を遅らせる決断をされたときに、やはり理容美容業界ですね、壱岐市の理容美容業界の方から問い合わせがありました。いつにするんだというようなお話もいただきました。今回、そういう部分を思い出しながら、しっかりそういう方向性を今回、答えていただくことがそういう業界の方たちにとっても、仕事がしやすい環境になるかなと思って質問させていただきました。

法律上ですね、成年、年が変わるということで今度、今回高校を卒業した4月から18歳のお子様に関しましては、携帯電話の契約が自分でできたり、クレジットカード等が作れたりということが出来ます。実際これ、私事ですが、自分の長男も高校卒業して18歳になって、実は3月中に携帯の契約をしたので親が付き添いましたが、いいことでもあるんでしょうけど、かなり携帯ではないんですが、クレジットカードの利用等は本当に危険性もありながら、親の判断、しっかりすべきところだなというのを感じました。今後、そういうところもしっかり親として見守りながら、成人ですね、4月から自分の子供は新成人だなと、18歳ですけれども、そう思いながら子供と何が出来るか、何をやってはいけないのか、しっかりそこを親として伝えていきたいなと思っております。

還暦式について御答弁いただきました。調べると、やはりネット上にも書かれてあるのは、壱岐市においてというのが、言葉がよく出てきます。非常に誇らしげな壱岐市がずっと取り組まれ

ているということが、ネット上にも書かれてあります。ぜひこれは続けてほしいなと思いますし、石尾部長も先日出られて本当に率直な感想を言われて、私もだんだん還暦式に近づいてきて、実は楽しみしておるところでございます。今後の継続について、市長が何か思いがあれば一言いただきたいというのが、一つと。

もう一つ、えって言われるかもしれませんが、先日ちょっと同級生と還暦式の話もしながら、だんだん近づいてきたねと、島外から帰ってきてちょっと日帰りで帰ってこられて、還暦式のお話をすると、僕はぎっくんっていわれるんですけど、ぎっくんあのねって、古希式もやったらって言われて、古希式って70歳での式も考えたらというような、本当にアイデアなんで、なるほどねと思いながら今回の一般質問の中でも、やりましようとは言えないんですが、人の節目節目というところであれば壱岐市の取組として古希式というのも、古希ですね、70歳においてやるというのも面白いなとは思いましたが、そのことについては市長の答弁を求めませんが、還暦式をどのようにするかというのもお話を伺いながら、そういうとじゃあ古希から、古希の次は喜寿で、喜寿の次は傘寿、米寿、卒寿、百寿、いろいろありますが、そういう節目の取組というのは非常に大切だなというのを感じております。

実は、中学校のPTAの役をしているときに、立志式というのは郷ノ浦中学校が今取り組まれて、芦辺中学校でも取り組まれていると思いますが、中学生のときに立志式、立志を迎えるときに取り組むこともやられています。そのときの私の挨拶で、自分で言ったんですけど、そういう節目をしっかり大切にすることは、親の話なんですけど、大切にしていこうという日本古来の儀式なので、そういうのを大切にしようというお話をさせていただきました。この還暦式、壱岐市の非常にすばらしい取組だと思っておりますが、今後何か継続をするという思いがあればお聞きしたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 本当に人生の節目、大きな節目ですね、還暦というのは特に、私は古希を過ぎてしまって今、さっき赤木議員がおっしゃるような、鳥の目で還暦式を見ることのできる年齢に今なっております。そういった意味からも今還暦式を振り返ると、そのときの同窓会あるいは長く音信が途絶えていた同級生等と、そしてまた小学校、中学校、そして高校のそれぞれの育ちが違ったところの同級生、そういったことの改めてそんな昔のことまでも話に出たということが、今でも記憶に残っております。そういった意味からも、私はこの還暦式というのは人生の大きな思い出になるということが、自分自身そう思っておりますので、ぜひこれは壱岐の、さっきおっしゃる誇らしい一つの行事として続けていきたいなと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 赤木議員。

○議員（9番 赤木 貴尚君） ありがとうございます。ぜひ、還暦式続けていくように私たち

もししっかり支えていきたいなと思っております。古希式に関しては、ちょっとあれですけど、品川区に事例がありました。敬老の日を迎えるにあたり、満70歳を迎える方々を対象にシルバー成年式というのを開催しているそうです。

古希を第2の成人式として開催してありました。令和3年度は9月18日に品川区がしているそうです。そういう事例もございますので、何かの機会に要望が、市民からの要望等があったら、考えてもいいんじゃないかなと思いますし、ただ自治体主催ではなくても、民間主催でもできることもございますので、そういう立ち上げもあっていいかなと思いますし、そういう場合は竜崎市もぜひ何か協力できることがあればやっていただきたいなと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さん、改めましてこんにちは。一般質問の3日間大変お疲れさんでございます。私が3日目の最後の登壇でございますので、よろしく願いいたします。

先ほど議長さんからも赤木議員からも申されましたけれども、私も質問に入る前に本日は3月11日であります。2011年3月11日14時46分に東北大震災に見舞われた方々に、改めてお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、14番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。質問事項の大ききは2点でございますが、要旨として何点か上げておりますので、順次質問をさせていただきます。

質問事項の1点目は、ふるさと納税応援寄附金について、2点目は、竜崎市消防署前のSLの、これは蒸気機関車ですね、展示車両の経緯と管理、存続についてであります。

それでは、1項1のふるさと納税応援寄附金の推進についてですが、この制度は御承知のとおり、島外在住者方々から自分のふるさとへ納税応援寄附金として地方自治体へ寄附できる平成21年、2009年に制定された各自治体への尊い財産となる制度であります。

納税寄附者には、寄附するだけでなくメリットとして寄附額のうち2,000円は自己負担となりますが、残りの寄附額はその年の所得税と翌年の住民税が控除される仕組みとなっております。それに寄附額の約30%程度のポイントがあり、地方の地場産品が返礼品として送られます。寄附を受ける自治体では貴重な財源となります。それに、地場産品を返礼品としてお送りし、賞味していただき、全国に島のよさを広くPRしていただくこと、そしてまた双方のメリットとなっております。

この制度を通じて、壱岐の島の産品、海産物や壱岐焼酎、各種産品の販路拡大にもつながっております。この制度制定の初年度は、全国的に手探り状態であり、平成21年度から寄附額と寄附者の件数の推移を見ますと、初年度の平成21年度の寄附者の件数はなんと49件でありました。そして寄附額は266万9,000円でありました。

以降5年間、平成25年までは横ばい状態でありましたけれども、平成26年度は件数が2,000件、寄附額は3,173万9,000円と3,000万円台となっております。1年後の平成27年には1億円の大台となり、2年後の平成29年度には件数が1万1,512件、寄附額が2億6,000万円と右肩上がりです。令和元年度は件数が1万3,257件、寄附額が3億7,964万円と3億円の水準に達しております。

初年度から10年間の実績の推移ですが、件数で288倍、寄附額は140倍とすごい上昇率であります。

この成果は、初年度の手探り取組から、歴代の担当職員の努力と御苦勞を勞い、そして敬意を表しますとともに、寄附いただきました方々に感謝を申し上げます。これには東京雪州会や東京事務所の推進活動もあると思いますが、これだけの実績を上げられた結果と返礼品の数量も以前とはかなり増えておるようでございますので、その内訳とどの品目が指定が多いか、参考までに御説明をお願いいたします。

ちょっと声がかすれて聞きにくいようですけども、のどがちょっと調子が悪いもんですから。次に、ふるさと納税応援寄附金の活用提示について。

ふるさと納税応援寄附金の活用事業内容のふるさと納税のカタログのプロジェクトで、3つの項目のほかに、4つ目の寄附者から見ると不適切と思われる内容があるように思われます。

それは悪い意味での指定ではなくて、4項目は特に指定がない場合は市長に一任させていただきたいとあります。これは、寄附者には軽々しい感じで思われますし、市長は寄附金の財源充當目的は承認されているはずでございますから、各部署で活用コースを検討するのが目的の配分です。

これが今まで市長へのお任せがあったのかどうか、あるとすればそのお任せの範囲、金額、限度額があるのかどうか。内容は支援寄附なので、プロジェクト以外は令和2年度に台風災害支援

に充当されておりますように明確に、緊急対策事業として台風など災害支援とその項目に明記されたほうが寄附者に対してその目的が理解でき、効果があるというふうに私は思っておりますが、この点についてお尋ねをいたします。

市長の行政のふるさと納税について、令和3年度の2月現在で件数で1万854件、寄附額は約3億5,000万円で、前年度比4,500万円の増と報告されましたが、令和元年度のピーク時期と比較しますと令和元年度は件数で1万3,120件、その差額は2,266件の減、寄附額は3億8,000万円に対し3億5,000万円と3,000万円の減額であります。

市長が言われるように、今後は新たな民間ポータルサイトの出展を行い、寄附者に向けて効果的なPRを実施し、魅力ある返礼品のさらなる充実に取り組んでいきたいと言われておりますように、これからは担当職員だけではなく寄附金は尊い市の財源になっております。市民の財源でもありますので、島民一体となって推進と勧誘をしていく時代と考えておりますので、今後の市長としての取組について、市長の御見解をお尋ね申し上げます。

次に、5つ目の寄附者の申込書に推進紹介者の名前の記載について。

個人の親戚、取引先には、壱岐島内でもかなりあると思っております。寄附者の中に申込書を送付する際に、紹介者欄を設け紹介者の名前を記入して、そしてしたほうが信頼があり、寄附の推進に効果があると思っておりますが、これについてもお尋ねをいたしたいと思っておりますが、以上5点についてまずお尋ねします。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 14番、市山繁議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目、ふるさと応援寄附金の推移として、これまでの取組実績等々についての御質問でございます。

ふるさと応援寄附金につきましては、生まれた故郷や応援したい自治体に寄附をすることができる地方創生を目的とした制度でございます。本市の状況につきましては、ただいま御説明がございましたとおりでございます。令和元年度以降は3億円台で推移をいたしております。現在までの取組につきましても、ただいま御説明がございましたように各壱岐人会等々を通じましてその周知等に努め、またその取組を進めているところでございます。

また、ほかにも市のホームページ、そしてコロナ以前は寄附者が多い関東圏で開催されておりましたふるさと納税イベントなどに参加をいたしまして、ふるさと納税に関心がある方に直接壱岐市をPRをいたしておりました。

また、最近ではデジタル化が進みまして、パソコンやスマホを利用した寄附される方が約9割ということもございますので、ふるさと納税の寄附受付サイトに広告を出したりなどSNSを活



用した取組も行っております。

令和3年度からは、さらなる寄附額増額を目指しまして、専門知識を有した業者と業務委託契約を行いまして、事業所の拡大、そして返礼品のブラッシュアップ等様々な取組を行ってまいりました。その結果、返礼品の数は現在780品目、そして前年度と比べますと220品目ほど増となっております。

返礼品の内容も、地場産品を中心に宿泊体験など各種商品がそろっております。委託を開始した令和3年度からは、壱岐牛の革製品やフルーツ、地ビールなど、今までなかったジャンルのもも扱うようになりました。引き続き、本市の魅力をPRできる返礼品の開発に向けて、様々な視点から取り組んでまいります。

次に、2つ目のふるさと応援寄附金の活用の提示についての御質問でございます。

本市のふるさと納税活用事業の4つの内訳は、先ほど市山議員がお話のとおり、4つの項目のうちに市長お任せとなっているところがございます。それを含めて、寄附者が寄附金の用途を選ぶことができるようになっております。

4つの事業に市長お任せがあるのは、ほかの自治体でも同様でございますが、用途に関わらず本市を応援したいと思ってくれる方もいらっしゃいますのでこのような表現にしておりますが、今後このことにつきましては、他の自治体も参考にしながら効果的な表現について、御寄附いただく皆様の目にとどまるように検討を行ってまいります。

なお、議員お話の災害支援は、令和2年度に台風9号、10号の影響によりまして災害が発生をいたしましたので、特別にその復旧だけを目的に寄附を集めたものでございまして、おかげさまで全国から105件、338万2,000円の御支援をいただき、台風で被害を受けた施設等の復旧の財源としたところでございます。今後、災害が発生した場合などはその状況を踏まえまして、災害復旧を目的とした寄附の募集など行ってまいりたいと考えております。

先ほどの、その他市長お任せの部分につきましては、払込数が、これは令和2年の分でございますが1,745件で、金額といたしましては約5,800万円となっております。

続きまして、ふるさと納税の充当の指定と配分ということで御質問をいただいております。

このふるさと納税の流れについてでございますが、その年度に御寄附いただいたふるさと応援寄附金につきましては、一旦全て基金に積立をさせていただきまして、これを翌年度以降寄附の際に指定いただいたプロジェクトに係る事業の財源として、基金を取崩し充当をさせていただいているところでございます。

令和2年度に積み立てましたふるさと応援基金の内訳につきましては、実りの島プロジェクトが9,176万1,000円で29.7%、そしてしまの未来を担う人材育成プロジェクト、これが6,485万3,000円で21%、安心・安全で充実したしま暮らしプロジェクトが

3,949万9,000円で12.8%、残りがその他でこれは1億1,257万3,000円、36.5%となっております。

一方、事業への充当につきましては、令和2年度の基金からの取崩し額は2億7,638万2,000円でございますが、このうち約38%に当たる1億537万円はお礼の品及びその運搬料等の経費に充てるために取り崩しをしたものでございまして、残る約62%の1億7,101万2,000円が寄附の際に指定いただいたプロジェクトに係る事業の財源として充当をいたしているところでございます。

続きまして、4つ目のふるさと応援寄附金の推進についてのお答えをさせていただきます。

市山議員には、日ごろから島外のお知り合いの方へふるさと応援寄附金の推進を積極的に行っていただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。これまで市といたしましてもあらゆる機会を利用し、本市のふるさと納税のPRを行ってまいりました。

先ほど申し上げました各島外の老岐人会の方へのPR、ここ数年はコロナ禍の中で総会等が開催されておりませんが、役員の方を通して個別に御案内をさせていただいております。

また、来島される方へ機会を捉え、ふるさと納税についてのお願いを行ってきたところでございます。今後、ふるさと応援寄附金を伸ばす1つの方策として、市民皆様、関係団体や企業の御協力をさらにいただくことも必要と考えております。

今後、改めてふるさと納税制度の内容をケーブルテレビや広報紙で市民の皆様へお伝えをし、御家族やお知り合いの方に本市を応援していただけるようお願いをしたいと考えております。なお、毎年ふるさと納税カタログを作成しておりますので、御家族、知人の方に送っていただける方には、市から発送するなどの対応を行ってまいります。

今後、市長はじめ市職員の名刺にふるさと納税ポータルサイトに誘導するQRコードの記載や、庁外に発信するメールにふるさと納税ポータルサイトのURLを記載するなど、市職員全体で本市のふるさと納税をPRすることが重要と考えております。

また、今後ふるさと納税の運営を行っている、例えばふるさとチョイスなどがございますが、今後これらのポータルサイトを増やす取組やポイント制の見直しなど、他の自治体の状況なども参考にしながら現状を分析し、効果的な取組について努めてまいりたいと考えております。

次に、5番目でございますが、寄附申込書に推薦紹介者の名前を記載することについての御質問でございます。

寄附申込書の中に、紹介者の名前を記載する御提案につきましては、以前は紹介者名を記載する欄がありましたが、現在はお話のとおりチェック欄のみになっておりますので、今後対応を検討してまいりたいと考えております。

具体的には、地域おこし協力隊が本市をPRするために作成したカードに、紹介者様より自筆

の署名を書きいただき、カタログに同封するなどの取組を行うことを考えております。

なお、寄附者の皆様からは本市への温かい応援メッセージを数多くいただいております。先日全職員へ周知を行い、ふるさと納税へのさらなる協力を呼びかけたところでございます。

ふるさと納税は、議員お話のとおり本市の貴重な財源でありますので、市民皆様と一体となって取り組むため、今後ともアイデアなどいただきましたら大変ありがたいなというふうに思っております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 市山議員の寄附の申込みの目的が市長お任せというのは適当じゃないんじゃないかという御指摘でございます。本当にそのとおりだと今思っておるところであります。

これは、先ほど部長が申し上げましたように、3つの目的じゃなくて何でもいいよという趣旨で寄附をお申込みいただいた方に、その受け皿として市長お任せという文言を使っているわけでございます。確かに誤解を招く表現だと思っております。

先ほど申しますように、全ての寄附金を一応基金に入れましてそれから使うということでありまして、私がそれを何に使いなさいよと言ったこともございませんし言うこともございません。そういった意味からも、この表現はまずいと今本当に思っておる次第であります。変えたいと思っております。

それから、今令和元年度よりも寄附額が減っておりますけれども、3月末までもう少しやっぱり頑張りたいと思っておりますし、1つに、これは施政方針で申し上げましたけれども、令和3年度につきましては3件の企業版ふるさと納税1,530万円でございます。

この企業版ふるさと納税というのは、個人は3割返すわけですけれども企業版ふるさと納税は一切お返しがございません。丸々市にいただけるわけでございますので、この企業版ふるさと納税、これをぜひいろんな会社等々に働きかけてこの企業版ふるさと納税を増やしたいなと今思っている次第であります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、市長の言われることは私も十分理解をしております。そのとおりに企業版の方々にもお願いして、より一層寄附があるように頑張りたいというふうに思っておりますが、①から申しますと、先ほど説明がありましたように職員さんのいろいろな方法で、熱心な推進と努力で実績が向上したことに本当に喜んでおりますが、これから今ま

での経験を生かされて壱岐市の財源確保のために頑張っていたいただきたいと思っております。

そして、返礼品は寄附者が多くなれば発送が遅くなることがあると思いますが、納入店と連携して発送することが信頼される大事なことと思っておりますので、その点についてもよろしくお願いいたしたいと思えます。

②のふるさと納税の活用内容の趣旨目的を明確にする、今市長がありました提言ですが、カタログの在庫のこともありますので次の作成から検討していただきたいと思っております。市長もそのようにおっしゃっておりますからよろしくお願いいたしたいと思えます。

次に③ふるさと応援基金の財源充当先の充当金額については、先ほど課長がお話ししたとおり、前年度の繰越金から本年度充当額に充当して本年度の寄附額は本年度の積立金として、来年度に繰り越ししていいということ、そしてまた充当額は本年度の寄附額の積立金をオーバーしないようにしているということでございますが、このように理解してよろしいですか。よろしいです。

それから、ふるさと応援寄附金の推進については、今年はコロナまん延防止の解除されて人流も増加し、少しずつ経済も回復することを期待しておりましたけれども、今回のロシア軍のウクライナ侵略により世界中の経済が悪化し、寄附の推進も厳しいことが予測されますが、島民が一体となって推進に取り組まれるよう、市長からも呼びかけていただきたいと思っております。

個人的な推進は非常に効果があると私も思っておりますが、先ほど申されました、私も自分の取引先や親せきに協力をお願いしましたが、寄附のお礼品の壱岐の産品が非常においしかったと喜ばれております。自分の兄弟たちに話しておくということでございますが非常に私も感銘をいたしました。島内にも個人的に協力される人はかなりいると思えますので、市の財源は市民の財源でありますので、金がなくては事業はなかなかできていきませんので、これも同じく市長の呼びかけを今後ともお願いをいたしたいと思っております。

そういうことで、何かこれについてございましたら、先ほどの充当額についてはこれでよろしいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） ふるさと納税の先ほどの充当と、そしてその配分のことでございますが、先ほど御説明いたしましたように、その年に寄附をいただいた分については全て基金に積立をして、翌年度にその基金の額の範囲内で財源として各事業に充てているということでございます。

○議員（14番 市山 繁君） それは理解しております。本年度もちょっと計算してみましたら90%になっておりますから、その積立金をオーバーしないように来年度繰り越すということですからよろしいです。私はそう理解しております。

それでは次に、2項の壱岐消防署前のSL、蒸気機関車の経緯と維持管理と存続についてでござ

ざいますが、①のSLの展示経緯について。

この件は、昭和48年、1973年、現在から50年も前の半世紀のことであり、当時の状況は御存じない方も多いと思っております。私もあまり記憶ございませんが、当時のJRの方から寄与されたものと聞いておりましたが、正確にはこのSLは大正3年、1914年に日本で初めて本格的に量産された国産旅客列車牽引用デントー式の蒸気機関車であり、そのうちの861番目の機関車であります。

これは、東北や南関東で活躍した車でございますが、この蒸気機関車は8620号型で88622号が昭和47年、1972年に廃車となって、日本の鉄道交通に活躍したSLの雄姿と功績を永久に保存し、国民の懐かしい思い出を残すため、全国各地に払い下げていることを当時の芦辺町長長嶋博之さんがその情報を知り、そして廃車された翌年の昭和48年5月15日に日本国有鉄道北九州市門司鉄道管理局、竹田信人さんへ、離島の子供へ蒸気機関車の実物を教育学習と観光資源にも活用したいと払下げの懇請をいたしました。結果はSLは蒸気機関車車両を長く保存し、国民にSLの思い出を残して鑑賞していただくために無償貸与するとして、昭和49年、1974年にSL車両貸借契約の書が締結され、契約期間は昭和49年4月15日から昭和56年4月15日までの5年間で更新と契約書の11条になりますが、その年度で現在まで更新契約をされてこられたのか、また契約書の総則の第2条での物件の引き渡し、移動の費用等については、車両の運搬一式450万円、レール運搬据付一式540万円、合計990万円を負担されていますが、契約書の第6条に乙は、乙は芦辺町ですね、乙は物件の引渡しを受けてから返還完了までの物件の保存及び管理について一切の責任を負うものとなっております。それを受けて蒸気機関車の保存展示費用の負担について、芦辺町長は昭和48年当時門司鉄道管理局長竹田信人さんに無償貸与のお礼状に併せて保守管理等の費用を毎年度20万円程度予算計上し、機関車保存のために屋上の屋根を設置するよう計画していることを約束していましたが、第11条の更新約束について第6条の保存管理費の20万円予算計上は長嶋町長の時代だけだったのか。

そして、芦辺町時代からずっと3代、白川町長も3代目ですが、SLの保存そして上屋根設置の、保存上大切な保護施設であるが保存上設置の要求はあっていないのか、契約内容の確認と芦辺町から壱岐市への引継ぎについてお尋ねをいたします。

次に、②の蒸気機関車の修復作業についてですが、日本の交通事業に活躍していたSLが昭和47年に廃車となり、壱岐市の旧那賀中央公園、現公園現在地に展示され、当時の目的の子供たちの学習の教材とされておりましたが、これがずっと教材に、見学に来た生徒がおるのかどうか、そしてまたSLも時がたつとだんだんと腐食し、塗装やさび止めの塗装も行ったようすけれども傷みが激しく、みすばらしい姿となっております。

そのような状態で、今後も末永く貴重なSLを保存することが、SL88622修復の会の代

表者の佐瀬賢太郎氏様より白川市長へ、ボランティアの一環としてさび清掃、修復を行いたいとの申し出がっております。

壱岐市では、修復作業を佐瀬氏に修理を依頼することを九州旅客鉄道の会社社長青柳俊彦様にお伺いし、令和3年1月13日に作業の承諾を得ておるようでございますが、修復作業も着手するまでに大変であるようですが、修復するボランティアの方たちも修理作業が大変と思われま

す。市長に言われているように、平成7年の修復後20年が経過しており、床や車体全体の塗装など厳しい作業と思われま

す。この修復について、SLの修復が決定すれば市の公報を通じて保存会形式で、修理を維持管理のために作業についてなど市長が皆様に説明していただけると幸いですということをお伺いしておりますが、ボランティアの活動と協力を求めているように感じますが、修理の作業も離島であり作業が重荷になっておるよう

に考えておりますが、市長の感触についてお願いいたします。

次に、3のSL展示に関する清掃修復作業の申入れについて。

壱岐市に展示されているSLは、2020年まで47年の長きにわたり保存されておりますが、保存の場所が露天の状態

で上屋根がないため長い間の風雨、潮風により車体の損害や車体の傷みも深刻な状態で、大牟田市や遠賀にも壱岐市と同型の展示がしてありますが、3自治体の中で一番損傷しているとのことありまして、2市損傷は壱岐市の3分の1程度であるということが説明されております。

SL修復の会でも、修復展示作業に模索や懸念も出ており、修復作業で壱岐市内でのボランティア協力が集まるのかなどと、壱岐市の協力を懸念を持っておるよう

に感じますが、これについても市長の御見解をお願いしたいと思

います。

それから最後に、④のSL展示車両の存続についてですが、SLの壱岐市への展示は先ほどの理由で懇請して無償貸与で展示をされておりますが、しかし構造物は特に鋼材使用には限界があり、SLは1926年、昭和元年に現在の川崎重工業で日本で861番目に、先ほど言うたように製造されております。

そして、本格的に量産された国際旅客列車は先ほど申しましたように廃車されておりますが、47年間活動し壱岐市に1975年から展示されて48年経過をいたして

おります。活動期間と併せて全部で95年にもなるわけでございます。

今から10年も保存することは大変と思われま

す。佐瀬代表もそれは感じておると思

いますが、当時の芦辺町長の懇請された、壱岐に展示されたことや、それを受け無償貸与していただいた鉄道管理局長竹田信人様に対して、機体が消滅するまで保持することが長く保存していくことになると、指定されているように上屋根を設置しなければなりません。

今と同じ思いでは、損傷は厳しくなるばかりでございますが、このままではもうタイムリミッ

トも近づいておりますので市としては、いずれにせよ双方で早く協議していただきたいと思っておりますが、双方の契約書と担当者もいつまでそこに在職されておるか分かりませんので、早く検討をしていただきたいというふうに思っております。これについて答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 市山議員の2つ目の御質問、壱岐市消防署前のSL展示車の経緯と維持管理と存続についての、1項目めのSL展示の経緯等についてお答えをいたします。

経緯等につきましては、ただいま御説明がございましたので割愛させていただきますが、まず契約内容に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

旧芦辺町と日本国有鉄道門司鉄道局において締結した契約書には、期間満了の1か月前までに両者が意思表示をしない場合は、期間満了の日の翌日から起算して1年間は効力を有する。以後この例によるとあり、この契約期間以降両者からの意思表示はなく、また平成16年3月に4町合併した後も旧町からの引継ぎとしてこの契約は更新をされております。現在は、市と九州旅客鉄道株式会社と無償貸与契約を締結している状況でございます。

当時の記録を確認いたしますと、日本国有鉄道門司鉄道局様宛の文書に保守管理についての記載があり、旧芦辺町において保守管理を行っておりました。また、議員お話のとおり車両とレール一式や別途無償貸与の要請をしており、SL本体及びレールの解体、輸送、据付等作業に係る費用は540万円となっております。

また、このSLの目的については、離島の児童たちの教育及び広く一般にSLへの愛惜を広げることということでございまして、記録については残っておりませんが、大分前になりますけれども児童はこのSLのほうに、学校教育というような形で体験をしたというようなことは、いろいろ職員で話をする中で行っていたということはあっております。

次に、2つ目の修繕作業についての御質問でございます。

令和2年11月に、本市へSL88622修復の会の代表をされている佐瀬氏が来島されまして、SL88622号の恒久的な保存のためボランティアにて清掃作業及び損傷の激しい箇所簡易な修復作業などをしたとの申し出があり、市におきましては、現在のSL所有者である九州旅客鉄道の承諾を得て作業の許可をいたしました。

SLの保存に取り組まれている団体にとりましては、SLが放置されそして腐食が進み、最終的に撤去されることを大変心配、危惧されております。このような理由から、SL88622修復の会の代表より今後の修復についてのお話をいただいております。修復までの流れや必要となるものなど協議いたしまして、その結果により判断をさせていただきたいと考えております。

次に、3つ目のSL展示車両に関する清掃修復作業についての申入れについての御質問ござ

いますが、これは2つ目の御質問と重複いたしますが、ボランティア団体からの修復の申入れは大変ありがたいお話でありますので、しっかりと協議をさせていただき結果として修復することを決定した場合においては、市として可能な範囲でバックアップをしたいと考えております。

次に、4つ目のSL展示車両の存続についての御質問でございますが、SL88622号の修復及び維持につきましては、ボランティア団体との協議後、所有者である九州旅客鉄道株式会社との協議となりますが、議員がお話のとおり製作から95年以上を経過をしていること、また初期の目的である離島の児童たちの教育及び広く一般にSLへの愛惜を広げることについても、現在の社会認識、現状とは異なっていることなど検討時期に来ておりますので、早期に協議の場を持ちたいと考えております。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 契約についての更新については、さっき言われたように6条で、更新は1か月前に連絡して、それがないときは1年は有効であるということでございまして、その更新はされておるようでございます。

それから、その更新はされておりますけれども上屋根については何の要求もありませんでしたか。それについてお願いしたいと思いますが、今は代表者の青柳様といろいろな交渉をされておりますが、この方も今年の3月の人事によって権限ある会長に就任されております。それで、その後新しい社長さんがおいでですので、より今後もそうしたことで交渉するときは社長もかわっておりますので、交渉されたいと思っております。

そして、2番目のSLの修復作業について、SLの保存、ボランティア団体から協力のお願いがあっているようですが、今まで作業協力をこれに参加したことがあるのかどうか。今までは自分たちが大変になったから、重荷になったからその協力を願っておるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

3項は通告のとおりでございます。

4項については、現在のSLの状態を見て当時の姿はなくみすぼらしい感じがする、地域の人からもどうなっておるのだろうかというふうな人もありますが、私も一時はそのように思いましたが当初の、町長、長嶋博之さんが懇願されたことなど、無償貸与で永久保存したいとのJRの気持ちも考えると、今回修理、清掃作業を依頼されよるし、永久保存されるとなると完全に修復清掃して、令和のSLの再出発という意味で保存し、上屋根も設置し、SL展示の経緯とSLの紹介の案内板を設置して、すばらしい、そしてまた学生たちも今度こそ来ていただいて見学していただくようにしていただきたいと思っております。



協議されたいと思っておりますし、青柳社長は先ほど申しましたように異動もあっておりますので、その点を考えながらひとつ、この車両の存続についてどう考えておられるかお願いいたしたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） まず、上屋などの建設についてのことでございますが、これについては、建設ていうかしていないというようなことが事実だというふうに認識をいたしております。

また、清掃作業に参加したことがあるのかというような御質問でございますが、実際申入れがございましてそこに立会い等は行っておりますが、その清掃作業に参加したということではございません。

また、最後の車両の存続の件につきましては、先ほど申し上げましたとおり検討時期に来ていたというような状況から、早急に協議の場を持ちたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 声がかすれてすいません。この存続になると、今までの屋根を、上の屋根を設置しないとまた元の木阿弥になって、腐食がより一層に進むと思っております。せっかくこれを、両方の気持ちを加味して存続するような、さっき私が言うたように完全な保存体制をとってやらんとこれはもうさびついてしまいます。

それと、あそこに車両に上がるタラップがあったわけですね。あれも今ないですね、私も見に行ったら。そしたら台座だけ残っておりますから、修復するときはそれもないと何かやりかけのような形になりますので、その点もようといろいろと相談してやっていかないとできないと思っておりますし、先ほど言い損ないましたけれども、その当時、長嶋町長が保存の予算として毎年20万円を予算化していると、これは生きておるわけですかね、芦辺町で終わったわけですか。それ予算化してそれで保存していくというような計画じゃったと思いますが、その点はもう市になったらもうそれ関係ないわけですね。それをちょっと。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 現在のところは、保守管理についての経費が発生をしているということはしておりません。保守管理、実施していないとかそういった経費については発生していないということでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） そうすると、それはもう長嶋町長の考えだけで芦辺町でもう終わるとるわけですね。分かりました。

それで、これを継続するかせんかは早目にお互いが、社長もかわっておりますし話し合っていないと腐食するばかりですから、その点についてはよく協議をしていただきたいと思います。

この解体処分するちゅうても、かなりの負担がかなりの金額がありますから、それをやると結局立派な修復ができるわけですから、その点も両方考えてやっていただきたいと思います。

ふるさと納税につきましても、皆さん方の協力を得て市の財源でございますので協力していただくようよろしくお願いをいたします。

何かございましたら。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 消防署前のS Lの件について申し上げますが、これについては今経過、そして現状、ボランティアの御協力、そういったものも今お話があったわけでございますけれども、これをやはり当時の思いというものももちろん大事でございますし、今後どうするか、そのために今のままに上屋をかけてもそれは私はだめだと思いますし、もし長く存続させるのならばどの程度まで修理をするのか、またそれにはどれだけ経費がかかるのか、あるいはさっきおっしゃいましたように目的は達成しているのであればまた違う方法もありましょし、その辺のやはり検討を重ねて今おっしゃいますように所有者のJ Rとも御相談を早期に持ちたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それこそ市長の判断に任せますから、腐食したものに幾ら上屋根をやっても一緒ですから、完全に清掃、修復をして、再出発の気持ちでやるなら結構だと思いますが、中途半端はだめだと思っております。

これで質問終わります。ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で本日の日程を終了いたしました。お疲れさまです。

3月14日及び15日は各常任委員会を、3月16日及び17日は予算特別委員会をそれぞれ開催いたします。

次の本会議は、3月23日水曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時52分散会

---

令和4年 壱岐市議会定例会 3月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和4年3月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第6号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第7号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第8号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第4	議案第9号	壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第5	議案第10号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第11号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第12号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第13号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第14号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第11	議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第15	議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第16	議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第17	議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第18	議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第27号	損害賠償の額の決定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第24	同意第2号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第25	同意第3号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第26	同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第27	同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第28	議員派遣の件		原案のとおり決定
追加日程 1	発議第2号	白川博一壱岐市長に対する不信任決議案	提出議員 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論あり・否決

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員 (16名)

1 番 森 俊介君	2 番 樋口伊久磨君
3 番 武原由里子君	4 番 山口 欽秀君
5 番 中原 正博君	6 番 山川 忠久君
7 番 植村 圭司君	8 番 清水 修君
9 番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

---

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案5件を受理しております。

---

日程第1. 議案第6号～日程第2. 議案第27号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第6号から、日程第2.2、議案第27号まで2.2件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

令和4年3月23日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様、総務文教厚生常任委員会委員長、市山繁。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。記。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第6号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第7号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について、原案可決。

議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について、原案可決。

議案第12号壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第17号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第20号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第21号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号損害賠償の額の決定について、原案可決。

委員会意見として、議案第9号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について、「市長は責任を認め、辞任して市民に信を問うべき」や、「原案では不十分」及び「市長は弁償を済ませ反省しており、減給を認める」とする意見があった。

本委員会としては、自ら先頭に立ち、市民ファーストを貫くという市長の決意を受け止め、本案は可決した。

次に、議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、湯本診療所の施設運営については、利用者に十分周知し、計画的に進めること。

議案第12号壱岐市文化財展示条例の一部改正については、壱岐市文化財展示施設の再編に伴い、将来を見据え十分検討すること。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について、提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 皆さん、おはようございます。

令和4年3月23日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様、産業建設常任委員会委員長、赤木貴尚。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第14号市道路線の認定について、原案可決。

議案第18号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第23号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第26号令和4年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第23号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算について。

過去の一般質問の答弁によると、最後の下水道事業の終了が令和2年度で、その後3年間は法律上、料金の変更ができないため、令和5年度までは現行料金となっている。令和6年4月から新下水道使用料への移行を検討することであるが、旧4町合併後の地域間格差をなくし下水道使用料金を統一することは、市民負担公平の原則から必要なものであり、速やかに実施されるよう要請する。

議案第26号令和4年度壱岐市水道事業会計予算について。

水道料金の未収金については、特に長期滞納者及び島外転出者の未納を分類するとともに、滞

納者の状況調査を実施するなど回収整理の方策を具体的に策定し、会計の健全化を図ること。また、水道料金の値上げを行う場合には、市民に丁寧に説明すること。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。小金丸益明予算特別委員長。

〔予算特別委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○予算特別委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

令和4年3月23日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様、予算特別委員会委員長、小金丸益明。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）、原案可決。

議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第6号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

労働者の賃金は下がり続けております。日本のGDPの伸びも他の先進国の中で低い状況が続いております。自治体職員の生活を守るために給与の引下げに反対いたします。

自治体の職員の賃金も必ずしも高いものではありません。壱岐における民間との格差は大きい状態になるだけで恵まれているとは言えません。自治体の職員は正規職員が減り、非正規が増えるばかりであります。非正規の職員の給与は低く抑えられ、ワーキングプアと言える状況にもあります。

そんな中で物価が上がり、ガソリン、灯油、電気代等の値上がりが市民生活に多大な影響が起きており、市自治体職員にも生活の影響が出ており深刻であります。若い世代の職員にとっても、子育て、教育費の負担も大きくなっており、給与の削減はコロナ禍の職員の生活を直撃し、苦況に追いやるものであります。自治体職員の消費活動は壱岐の経済を大きく支える一つの大きな力であります。給与削減による消費の落ち込みは壱岐の経済を一層落ち込ませ、冷え込ませることにつながることとなります。誰も喜ぶことになりません。

そして、政府の人勸を理由にした労働者の賃金を抑えるものであり、今回の給与削減に反対するものであります。

以上です。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） これで討論を終わります。

これから、議案第８号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。中田議員。

〔議員（１３番 中田 恭一君） 登壇〕

○議員（１３番 中田 恭一君） 私は、この議案に対しまして、反対の立場で意見を申したいと思います。

現在の案では、私は不十分だと思っておりますし、議案質疑の中でも述べましたように１０％の２年間じゃなく、もう少し市長には思い切った判断をしてもらいたかったし、そうでないと市民の皆さんも納得はしていないと思いますので、私は、今の原案には反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

〔議員（１３番 中田 恭一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成討論ありませんか。ほかに討論はありませんか。武原議員。

〔議員（３番 武原由里子君） 登壇〕

○議員（３番 武原由里子君） 議案第９号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について、以下の理由により反対討論をいたします。

民事訴訟で判決が確定し、壱岐市が支払うべき賠償金を、市長は市から求償されました。つまり、市長の判断は間違い、わざとまたは甚だしい不注意があったということ、壱岐市損害賠償等審査会が市長の裁量権の逸脱、乱用を認めたこととなります。

これは、壱岐市自治基本条例第１１条にある「市長の責務、公正かつ誠実に、また総合的に市政を運営するものとする」市長の責務に反しています。

今回、提案されている条例は、市長給与月額８０万円の１割カット、月８万円を任期いっぱい減給するという案です。今回、市長は自身の４つの責任の取り方の一つ、道義的責任として、今回の減給を提案されておりますが、これでは全く不十分と考えます。

今回の判決結果を忘れないため、市長の任期中ずっと1割カットを続けると主張されておりますが、この減額のみでは市民は納得していません。市民に寄り添い、市民の福祉の増進のため、市政を運営するには、まず市民の声をきちんと聞くことが必要です。市民が納得する道義的責任の取り方を再度検討していただきたいと考えます。

以上、多くの市民の声を代弁し、反対討論といたします。

〔議員（3番 武原由里子君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてから、議案第14号市道路線の認定についてまでの5件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号から議案第14号までの5件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第10号から議案第14号までの5件は全て可決されました。

次に、議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）に対する反対討論を行います。

反対の第1の理由は、コロナ禍に苦しむ市民生活を支援する予算になっていないことであり、コロナ拡大の中で不安が広がり、高齢者は家に閉じこもるという生活になっております。ガ

ソリン代、灯油代の値上がり、食品の値上がりなど生活を直撃しております。漁業ではさらなる燃油の値上がり、畜産農家では飼料代の値上がりなど、市民生活に大きな影響が出ております。

ひとり親世帯、年金生活の高齢者への影響は多大です。国の令和3年度予算、地方創生臨時交付金が壱岐市に2億8,000万円余交付されております。現在の市民の苦況に応える政策とすることなく、来年度の予算に回されました。また、事業実績による減額するのみで市民の生活に回す予算になっていない冷たい予算と言えます。

反対の2つ目の理由は、市民への支援を削りながら、一部企業への支援につながる事業への多額の予算をつぎ込んでいることです。

その一つの例は、Power-to-Gas 実用化推進事業であります。水素発電を推進する再エネ、省エネと言いながら、一般会計から1,200万円余の予算がつぎ込まれている事態であります。

このような市民生活に目を向けない予算は認められません。誰一人取り残さない市民生活応援生活第一の政治を求めて、反対討論といたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第20号令和4年度国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者は年々減少し、世帯数も減少しております。世帯の多くが農業、漁業に従事し、コロナ禍の中で収入が減り、生活が苦況の中にある市民です。高い国保税は市民生活を圧迫しております。市民は高い国保税に苦しんでいます。これ以上の国保税の引き上げをしないための方策が求められております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、議案第20号って言ってませんか。16号の件ですが。

○議員（4番 山口 欽秀君） すみません、間違えました。申し訳ない。早かったです、すみません。

〔議員（4番 山口 欽秀君 降壇）〕

○議長（豊坂 敏文君） 16号はありませんね。いいですか、はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和3年度老岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和3年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。19号ですね、山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算に対する反対討論を行います。

反対の第1の理由は、市民生活への支援が少なく、不十分であることです。高齢者が希望する入湯券、鍼灸、あんま券への補助を昨年にかけてカットした例に端的に表れています。高齢者の利用を増やす温泉業者に支援することも考えて予算の増加が必要ではありませんか。

子育て支援は、コロナ禍の中で不況にある若い人たちにとって求められています。保育料の軽減、給食費の負担軽減など、様々な支援が必要と考えますが、昨年どおりで新たな支援策がありません。

補助金のカットが一層進んでいます。補助金のカットは市民の負担を増やし、生活に負担を押しつけてしまいます。市民の活動、消費を狭めていきます。市民の経済、壱岐市の経済を一層冷え込ませる悪循環につながっていくものです。

反対の第2の理由は、主に国の補助金を受けて再エネ、省エネの名で多額の予算をつぎ込む事業や市外の企業への委託事業が多いことでもあります。Power to Gas 実用推進事業や洋上風力発電事業などがあります。洋上風力発電導入の事業は昨年と同様、3,000万円を越す予算であります。東京のコンサルタント会社への委託であります。市の説明では、財政負担が発生するものではないと始まった事業が、今年は850万円の壱岐市の負担となっております。

反対の第3の理由は、壱岐市の地場産業である農業・漁業・観光の支援が不十分なことであります。SDGsに関する事業が数多くあります。壱岐なみらい創りプロジェクト、壱岐なみらい研究所、外部専門家招聘事業などの予算が、市民生活の予算を削って事業を進める費用対効果があるのか疑問を持ちます。農業、漁業での輸送費支援事業の補助金の削減は、コロナ禍の支援を実質のみで、支援を拡大していない予算になっております。国の施策を受けて多くが規模を拡大化するための補助金になっており、小規模経営者の経営を続けられるきめ細かな支援が考えるべきであります。

反対の第4の理由は、人口減少に対する支援が不十分であることであります。

壱岐市の人口対策は、緊急で重要な課題であります。その中に中心に据えるべきことは子育て支援であります。安心して子育てできる壱岐にする施策が不十分であります。保護者への経済的支援、子育てと働くことの両立ができる環境づくりの支援が求められております。UIターンの若者、高齢者にとって魅力ある島にすることが求められております。若い人、高齢者が安心して住み続けられる島にするために、希望ある政治への転換を求めて、これからも意見を述べていく

ことを決意して、反対討論といたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１９号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号令和４年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第２０号令和４年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者は年々減少し、世帯数も減少しています。世帯の多くが農業、漁業に従事し、コロナ禍の中で収入が減り、生活が苦況の中にある市民です。高い国保税は市民生活を圧迫しています。市民は高い国保税に苦しんでいます。これ以上、国保税の引上げをしないための方策が求められております。

令和４年度から全国県知事会・市長会の要望を受けて、国が未就学児６歳までの均等割の減額措置を４月から実施することになりました。大きな前進面ではあります。しかし、まだ不十分であると考えます。

国保世帯は所得の低い層が多く、被保険者の減少の中で国保税の負担は、世帯の生活を苦しめております。安心して病院にかかれない事態が広がっています。

壱岐市は一般会計から繰入金、基金繰入による運営をしておりますが、現状では、市民の国保税の負担は限界にきていると考えます。生活を削って国保税を納める、医療費負担も重く、受診控えにつながっています。コロナ禍の中で安心して病院にかかれるようにすることが行政の役割であります。

市民の命をしっかりと守る立場に立つこと。これ以上、国保税を適正化の名で市民に押しつけることのないようにすること。国や県に対して国保への負担増を要望していくことを求めて、反対討論といたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第21号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者は年金生活であります。年金は下げられる、一方で介護保険料、後期高齢者医療保険料は値上がりが続いております。高齢者はガソリン代、灯油代の値上がりの中で厳しい生活を送っております。医療費、介護利用料の負担も大きくなっております。

昨年の介護保険料の引上げに続いて、今年度は後期高齢者医療保険料が、所得割が8.98%から9.03%に引き上げられます。均等割は年2,200円の引上げとなります。そして年4万9,400円となり、合わせて6万4,000円を超える負担になるということです。その上、一定の所得のある後期高齢者は、10月から医療費窓口負担が2割になります。

このような後期高齢者の負担増は、安心して病院にかかることを困難にし、命の危機を増大させるものであります。結果として、保険給付の増大にもつながりかねないものと考えます。

後期高齢者医療保険料の引上げは、年金生活者の苦況を広げるものであり、命の危機をつくり出すものであります。

保険料の引上げに反対します。そして、国・県・市が保険料を引き下げるための財政支援をさらに拡大することを求めます。

以上のことから予算に反対いたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。



本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

[議員（4番 山口 欽秀君） 登壇]

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第22号令和4年度介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険制度が始まって20年になります。高齢化が進み、介護を必要とする人が増えております。しかし、介護保険料は最初、月2,900円余だったことから、その後どんどん値上げされ、今年度は6,400円を超える保険料になっております。

大きく値上げされた年金から天引きされ、年金生活者の大きな負担となっております。国保税同様に年金生活にとって、限界を超える負担となっております。

保険あって介護なしの時代が広がっています。去年は補足給付の改悪もあり、高齢者はコロナ禍の中で負担が増大し、大変な生活に追い込まれています。これ以上の保険料の引上げをしないための方策が必要であります。コロナ禍の中で、介護サービスの低下をさせない方策、受けたくても受けられない介護の実態をなくし、介護を必要とする人への支援策の拡充が必要であります。誰一人取り残さないための行政の支援が必要であると考えます。

以上のことを求めて反対討論といたします。

[議員（4番 山口 欽秀君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和4年度壱岐市水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号損害賠償の額の決定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第23. 同意第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第23、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市教育委員会委員横山秀敏氏が、本年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

---

**日程第24. 同意第2号～日程第27. 同意第5号**

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第24、同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第27、同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についての4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員植村茂氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、後任として山口源二氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員山川英敏氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、後任として松本俊幸氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

同意第4号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員小畑英治氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規

定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員後藤満雄氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号から同意第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号から同意第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号から同意第5号を一括採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これを同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第2号から同意第5号の4件は同意することに決定いたしました。

---

## 日程第28. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第28、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

ここで、議案配付のためしばらく休憩いたします。

午前10時54分休憩

-----  
午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。休憩中に10番、音嶋正吾議員から白川博一壱岐市長に対する不信任決議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認め、よって、白川博一壱岐市長に対する不信任決議案を日程に追加し、追加日程1とします。

---

### 追加日程1. 発議第2号

○議長（豊坂 敏文君） 追加日程1、発議第2号白川博一壱岐市長に対する不信任決議案を議題とします。

提出者の説明を求めます。10番、音嶋正吾議員。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（10番 音嶋 正吾君） 発議第2号、令和4年3月23日。壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

提出者、壱岐市議会議員、音嶋正吾。賛成者壱岐市議会議員、山口欽秀、同上、武原由里子。

白川博一壱岐市長に対する不信任決議案。

上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

白川博一壱岐市長に対する不信任決議。

本議会は、白川博一壱岐市長を信任しない。

以上決議する。

令和4年3月23日。長崎県壱岐市議会。

決議の理由であります。

白川市長は、平成28年4月の市長選挙において、対立候補を支援した眞弓氏が代表取締役をする株式会社壱岐産業を、壱岐市建設工事の指名基準第3条第1項第5号の「市長が不適当であると認めるときは指名しない」をもって指名回避を行った。その後、眞弓氏から損害賠償請求の民事裁判に訴えられた。

今年1月に、その裁判の判決が下り2月に確定した。判決は、白川市長が指名回避したことは「恣意的に行った」「裁量権の逸脱・濫用であった」「国家賠償法上、違法となる」と下した。白川市長の行った指名回避は、「違法」として賠償金の支払いを命じた。

白川市長は自らの主張が認められなかったことを受け入れ、自らの考え、行為の間違いを深く反省すべきである。しかし、白川市長は、裁判の経過の説明、「4つの責任」を語るが自らの違法行為がどこにあったのかをはっきり語らない。「反省するところは反省する」「真摯に受け止める」などとあいまいに述べるにとどまっている。

そして、控訴しなかったことも、自らの違法行為を認めて反省する立場を表明せず、ただ、「円滑な市政運営を図るため」と言っている。これは市民から選ばれた市長がする公明・正大な態度とは言えない。「恣意的に行った」「裁量権の逸脱・濫用があった」とした市長の違法行為は重大であり、きちんと責任を取らねばならない。

白川市長は、賠償金の支払いで民事的責任を果たしたとし、道義的責任も給与の減額で果たしたとしている。しかし、白川市長は、国家賠償法による賠償金の支払いによって、その責任をすべて果たしたことにはならないし、その責任の取り方は軽いと言わなければならない。

一般公務員の上に立つ白川市長は、自らの違法行為に対して、一般公務員が受ける懲戒より厳しく自らの懲戒を果たすべきである。それは、一番厳しい免職、つまり、市長の辞任である。

壱岐市政治倫理条例の3条の「信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない」ことに鑑みても、白川市長は反省と責任の取り方をより厳格にすべきである。

さらに、これまで14年間の白川市政を見ると、市長選挙後の指名回避は、今回が初めてではなく2回目である。市民への福祉・教育費、補助金等の予算を削減する一方で、SDGs関連事業、水素発電の実証実験事業、洋上風力発電事業、東京事務所など、島外への高額予算投下を推し進めている。それらは特定の業者や個人への利益供与とみられる事業の推進・計画となっている。

市職員の休職、早期退職、自殺者を出すなどメンタルヘルスマネジメントの欠如が顕著である。今後も市民との意見交換会、すなわちタウンミーティングを開催しないと明言するなど、市民の声を聞いて市政運営をする姿勢が欠けている。

これらのことから、白川市長は違法行為を行った責任を重く受け止め、自ら厳しく処する決断をすべきである。また、市民に対して、市政運営への信頼を大きく失う行為を続けてきたこと、営々と築き上げてきた壱岐の先達の誇りを傷つけたことへの深い反省をすべきである。よって、白川市長を不信任とする。

以上であります。

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 発議第2号白川博一壱岐市長に対する不信任決議に賛成の討論を行います。

ここに今極めて残念な思いで、私は立っております。今後、壱岐市政が明るい方向に、そして、市民が一体となって進むことを期待して、賛成の討論を始めたいと思います。

白川市長が行った市の指名基準による「市長は不相当であると認めるとき指名しない」をもって株式会社壱岐産業を指名回避したことが恣意的である、裁量権の逸脱・濫用であると裁判所は違法の判決を下しました。

白川市長の主張は認められず、違法行為だと判決が下ったわけであります。このときになって、違法行為をしたことを白川市長は、はっきりと認めなければなりません。しかし、明快な反省の言葉がありません。厳しくしっかりと反省すべきであります。

国家賠償法上の賠償金の支払いは当然であります。しかし、それをもって責任を果たしたとは言えません。白川市長は、一般公務員の上に立つ立場であり、自らに厳しく処する立場にあります。しかし、一般公務員の懲戒で免職、停職、そして、3番目の減給、この減給を今回10%の減給する条例で責任を取るとしているのは、責任を軽く見る行為であります。市長は、辞任によって責任を取るべきであります。

隣の対馬市の職員が、6,000万円を横領した事件が最近ありました。その懲戒処分は、本人は免職です。6,000万円の弁済は求められます。監督責任は、部長、課長2人が10%、6か月の減給処分でした。そして、対馬市長は20%、副市長は15%給与削減6か月でなっております。

今回の白川市長の違法行為の責任は、極めて重いと言わなければなりません。しかし、市長の職責にあった責任を取ろうとしない姿は、壱岐市政倫理条例に反する高潔性に欠けるものと言わなければなりません。

白川市長は、判決を受け違法行為を認めて、反省をしっかりと口にすべきであります。あいまいに済ますことは誠実な態度とは言えません。



今回、市長の指名回避は2回目であります。これまでの市内の業者の中で、重大な萎縮を広げたこと、自由で公正な選挙を歪めてきたことへの反省も必要であります。

また、市政運営への市民の信頼を大きく失い、市民の中で確執と分断を広げてきた責任も重いものがあります。

自治基本条例にあるように、市長は市民の負託に応え、市民の代表者として公正かつ誠実に市政運営をするとしてしています。にもかかわらず、この事態を起こした責任は重大と言えます。

新聞やテレビに報じられた今回の民事裁判の事件と、その後の経過は壱岐市民にとってとどまらず、全国の壱岐出身者の心に深い、暗い思いを広げています。壱岐の先達の誇りを傷つけたことは重いと言わなければなりません。

そして、白川市長の今回の責任の取り方が、長く裁判の判例の如く、長く世に残ることを考えるとき、一層壱岐市民の誇りが傷ついてしまいます。

これらのことから、白川市長が自らを厳しく処する決断がない以上、白川市長に対して不信任を言わなければなりません。よって、白川博一壱岐市長に対する不信任決議に賛成をいたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、発議第2号白川博一壱岐市長に対する不信任決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

市長に対する不信任議決については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。

本日の出席議員は16名であり、議員数の3分の2以上です。なお、その4分の3は12人です。

本決議案のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 4名ですね。

ただいまの起立者は4分の3に達しておりません。したがって、白川博一壱岐市長に対する不信任決議案は、否決されました。

以上で、予定されました議事は終了しましたが、この際、お諮りをします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、白川市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和4年壱岐市議会定例会3月会議の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、3月4日から本日まで20日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また様々な御意見御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。

賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、このたびの損害賠償請求民事訴訟について、本3月会議において市長給与の減額に係る議案を提出させていただき、本日、議決をいただきました。このことにつきまして、議案質疑及び一般質問等の中で、大変厳しい御意見を頂いたところであり、そのことを自戒しながら、残りの任期を全うしてまいり所存でございます。

新型コロナウイルス感染症については、まん延防止等重点措置が解除となりましたが、これから年度末、年度始めを迎え、人の動きが活発となることが予測されます。市民皆様には、島外との往来の際は、十分御注意いただき、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、希望される方が早期に接種できるよう、順次接種券を発送しておりますので、接種券が届きましたら一日でも早く接種をお願いいたします。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内経済の活性化を図るため、これまで各種経済対策事業等を実施してまいりましたが、移動の自粛要請等により、甚大な影響を受けている市内宿泊事業者及び関連事業者支援として、第3弾となる島民限定宿泊キャンペーンを県の「ふるさとで“心呼吸”の旅」キャンペーンの再開に合わせた3月14日から4月28日までの期間で実施しております。県内観光キャンペーンとの併用で、よりお得に御利用いただけることになり、さらなる経済効果を期待しております。

市民皆様には市内経済活性化のため、ぜひ御利用いただきますようお願いいたします。

次に、昨年11月、長崎県中学校軟式野球競技新人戦大会で優勝した郷ノ浦中学校野球部が3月19日から20日にかけて、熊本市の水前寺野球場を主会場として開催された第19回九州中学生選抜軟式野球大会に本県代表として出場し、見事、優勝の栄冠を勝ち取りました。壱岐市民を代表し、心からお喜び申し上げます。

本3月会議の施政方針の中でも申し述べましたが、2月24日に市長特別表彰を執り行い、3つの個人、団体の皆さんを表彰させていただいたところでありますけれども、このところのスポーツ、芸術、文化、技能等の各分野における子供たちの活躍は目覚ましいものがあります。その能力の高さはもちろんのこと、それぞれが高い目標や志を持って、日々努力を重ねた賜物であり、今後のさらなる活躍を期待しております。

結びに、本会議において賜りました御意見等を十分尊重し、持続可能な壱岐市の将来に向けた市政運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位、市民皆様の御理解御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に際しての御挨拶といたします。大変、ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和4年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前11時28分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 山川 忠久

署名議員 植村 圭司

## 議 員 派 遣 に つ い て

令和4年3月23日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

次のとおり議員を派遣する。

1. 長崎県病院企業団議会令和4年第1回定例会

- (1) 目 的 定例会出席のため
- (2) 派遣場所 長崎県長崎市
- (3) 期 間 令和4年3月30日～31日（1泊2日）
- (4) 派遣議員 清水 修、市山 繁